

第百六十六回国会
衆議院
外務委員會議録
第四号

平成十九年三月二十三日(金曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 山口 泰明君
理事 小野寺五典君 理事 嘉数 知賢君
理事 三原 朝彦君 理事 やまぎ 大志郎君
理事 山中 燦子君 理事 長島 昭久君
理事 山口 壯君 理事 丸谷 佳織君
理事 愛知 和男君 理事 伊藤 公介君
理事 猪口 邦子君 理事 宇野 治君
理事 小野 次郎君 理事 河野 太郎君
理事 高村 正彦君 理事 篠田 陽介君
理事 新藤 義孝君 理事 鈴木 馨祐君
理事 松島みどり君 理事 三ッ矢憲生君
理事 山内 康一君 理事 笹木 竜三君
理事 長妻 昭君 理事 笠 浩史君
理事 東 順治君 理事 笠井 亮君
理事 照屋 寛徳君

外務大臣 麻生 太郎君
内閣官房副長官 下村 博文君
防衛副大臣 木村 隆秀君
外務大臣政務官 松島みどり君
政府参考人 (内閣官房内閣参事官) 宮地 毅君
政府参考人 (内閣官房内閣参事官) 齊藤 実君
政府参考人 (内閣府沖繩振興局長) 清水 治君
政府参考人 (警察庁警備局長) 米村 敏朗君
政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 新保 雅俊君
政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 佐渡島志郎君
政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 本田 悦朗君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 深田 博史君
政府参考人 (外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長) 中根 猛君
政府参考人 (外務省北米局長) 西宮 伸一君
政府参考人 (外務省中東アフリカ局長) 奥田 紀宏君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 高田 稔久君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 石黒 憲彦君
政府参考人 (防衛省防衛政策局長) 大古 和雄君
政府参考人 (防衛省運用企画局長) 山崎信之郎君
政府参考人 (防衛施設庁長官) 北原 巖男君
外務委員会専門員 前田 光政君

三月二十日
国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件(条約第一号)
国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案(内閣提出第四八号)
は本委員会に付託された。

三月二十二日
ホジャリ大虐殺の認定とアルメニアによる侵略行為の非難に関する陳情書(大阪府箕面市萱野一の二のA三〇三シャフセイシリ・ラフマン外百五十九名(第二七号))
は本委員会に参考送付された。

本日(三月二十二日)の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件(条約第一号)
国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案(内閣提出第四八号)
国際情勢に関する件

○山口委員長 これより会議を開きます。
国際情勢に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房審議官新保雅俊君、大臣官房審議官佐渡島志郎君、大臣官房審議官本田悦朗君、大臣官房審議官深田博史君、総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長中根猛君、北米局長西宮伸一君、中東アフリカ局長奥田紀宏君、内閣官房内閣参事官宮地毅君、内閣参事官齊藤実君、内閣府沖繩振興局長清水治君、警察庁警備局長米村敏朗君、経済産業省大臣官房審議官高田稔久君、大臣官房審議官石黒憲彦君、防衛省防衛政策局長大古和雄君、運用企画局長山崎信之郎君、防衛施設庁長官北原巖男君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三原朝彦君。

○三原委員 きょうは、中国とともに世界で今ぐんぐん、あらゆる意味での影響力を拡大していきまうインドについて、少し話をさせていだきたい。質問をさせていただきたいと思っております。インドというと、すぐ言われるのは、世界で一番人口の多い民主主義国家である、こう言います

けれども、調べてみたら、何と三割五分ぐらいの人は文盲なんです。文盲だから民主主義じゃないという事はないだろうけれども、話によりますと、選挙なんか聞いていましたら、名前を書くんじゃなくて、象やロバとか何かの絵がかいてある、それに丸をつけるんだなという話を聞きますけれども、結構それもうそじゃないような感じもしますね。

そういう中で、このところぐんぐん伸びているという事で、何か魅力というのか、何かそれに対する理由があつたんだろう。そのことを少しく知りたいなと思つて、きょうはここに立させていたでおるわけでありまして。

つい二週間ぐらい前ですかね、アメリカのフォーブスとか何かを見ていたら、世界の五百人のお金持ちのうち、日本が二十四、五人入つていました。インドはその倍以上ですかね。一人当たりの国民所得は、インドは今七百五十ドルぐらいらしいんですが、日本は平均が三万五千ドルでしよう。その中でお金持ちがこんなにいるということは、こんなひどい差があるんですね。だから、日本の格差社会という言葉なんというのは、それこそ日本では優しい言葉になるんじゃないですかね。

実は三十年前、私もインドにリュックサックをしょつて三カ月ほど旅したことがありましたけれども、本当に差がありましたね。昔の王様、マハラジャが住んでいたところなんという、すごいお城みたいなのがあつて、そうかと思つたら、すぐ足元には、らい病にかつた人がお金持ちやうだいて手を出している場面があつてみたり、最高級の車に乗つていつている人がいるかと思つたら、町には、昔の人力車じゃないけれども、ああいうので汗をかきかき働いている人がいたりとか、本当に興味のある国だなと私は思つたわけでありま

す。その国とつき合いをするというわけですから、奥深いといえは奥深いんだと思いますけれども、我が国はこれから先、南アジアの大国であるインドとより深いつき合いをしていくことは当然だと思ひますけれども、それに関して、では、我が国の国益の観点から見たら、どういふ点がインドというものは我が国にとつて本当に有意義な国であるのかという、大きな目で見たインドというものをまずは教えていただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 インド、中国を足しますと、地球の人口のほぼ三十何%になると存じますが、そのインドの中で、今御指摘がありましたように、ちよつと正確な人口統計があるわけじゃないので、十億とか十一億とか言われていますが、そこで識字率が高くない、いろいろ問題が多いことは確かだと存じますが、少なくとも今二〇%が中産階級と言われていると存じます。二〇%と簡単に言いますが、二億二千万ですから、それだけで日本の、いわゆる所得、数からいえますとえらいことになりまして、そういった意味では、このインドの存在というのは極めて大きい事実だと思っております。

加えて、こゝは、法律としては、民主主義を広く行つておりますという意味においては世界最大の民主主義国家。人口的に言えばそういうことになろうと存じます。

今、御存じのように、情報通信機器の猛烈な発達によつて、いろいろなものがインターネットでつながり、いわゆるITと言われる産業、ソフトのものがからいけますと、このインドという国の持つております可能性というのは極めて大きい。少なくとも、ゼロを開発した国でもありますし、十九掛ける十九の計算が普通の子供が言えるというのは、日本人で十九掛ける十九まで言えるというのはいくらもありませんので、そういった意味では、数学等々の基礎知識といったようなものが昔からなれているというところからいいますと、この国の持つておりますソフトの開発能力は

高い。我々の方はハードが強い。そういった意味では、ソフトの強い国とハードの強い国が二つ手を結ぶというのは非常に大きな意義、可能性を秘めていると思つております。

また、一九九〇年以降、明らかにこゝは社会主義圏の方からずつと離脱して、自由主義圏にその方向性を振つておりますので、その意味では、インドというものがその大きな国力というものをバックに、いわゆる人口とかそういった可能性をバックにあの地域において巨大な安定勢力になるというところは、これは地域の安定性とかいうことを考えるときに、インド洋、またインド、アジア大陸におけますインドの政治的な安定というようなのは、これはアジア全体、他国に与える影響も極めて大きいと存じますし、日本にとりましては、これは経済的な面以外にも非常に大きなもの、可能性があると存じております。

日本としては、インドとのつき合いというのを、今、正確には、たしかグローバルパートナーシップで、森総理の訪印のときですから西暦二〇〇〇年の八月でしたか、あのとき以来この言葉が使われるようになったんだと記憶しておりますけれども、そういう意味では、インドの持つております可能性というのは、日本にとりまして非常に注目して、大事にしていくべき相手だと思つております。

○三原委員 今、ちよつと僕は不適切な発言をしたやうで、同僚議員から御指摘いただきましたので、訂正させていただきます。昔は確かに文盲と言つておつたんですけれども、今は言わない、言つちやいけない。識字率と言う。英語で言うところのテラシーとイリテラシー、こう言うんだそうでありますから、これからはぎざに英語を使つて言うようにしなければいけません。そつちの方が問題が起らないやうだから、それは、済みません、私の知性、教養の足りなさで迷惑をかけたことをお許しただきたいと思ひます。

やつて、それに向けた共同宣言とかいうのもいろいろあつたりして、大臣も昨年いらつちやつていますよね。昨年の暮れにはシン首相も来られたりして、インドの方も我が国に対して、今おつちやつた、いろいろな補完できるような条件、状況があるから、一緒にやろうということはあるんでしようけれども、アメリカあたりから出しているインドに対する物の見方を見ますと、力関係のことから見ますと、必ず中国が出てくるんですね。インドと近づくことは、つまりは戦略的には中国を牽制する、こういうことが言われていて、ついつい日本も、インドと近づきになれば、二、三週間前も、日本とアメリカとインド、あれは練習艦隊が来たからでしようけれども、軍事訓練をやることにしましたね。ああいうのをやるとやはり中国の刺激をする、こういうふうに言われています。

マクマホン・ラインなんというのがあつて、昔、直接戦争をやつてインドはもうこてんぱんにやられた経緯もあります。それ以後、こゝのころは、バジパイ首相とか今のシン首相になつてきて、お互いにいろいろな意味の余裕もできてきたんでしよう、争わないでやれるやうなことはやろうと。カシミールも認め合つて、シッキムも認め合つて、向こうの国境のいろいろなことに関してお互いに認め合つてやうな形もやつてきたやうですけれども、軍事的といえますか、そういう意味では、日本は、インド洋、シーレーンを、毎日毎日何十隻ものタンカーが日本に向けて来ていますし、そういう面から考えると、やはりあそこのインド洋だつて安定してもらわなきゃ困る、マラッカ海峡を通じてその先の東シナ海だつて安定してもらわないと、我が国は大変なことになるわけなんです。

ということとは、両方、中国ともやはりうまくつき合わなきゃいかぬ、インドともつき合わなきゃいかぬ。どつちとも仲よくするというのが我が国にとつての国益でもあらうと思ひますけれども、ついつい、今大臣がおつちやつたやうに、民

主主義とか経済の自由競争、自由市場の中にあると、インドの方が実はつき合いやすいんじゃないか。オーストラリアあたりもインドにちよつつかいを出して、我々は仲よくしようよなんというやうなことをやっていますよね。

そういう微妙な、インドと中国の、両手にとつての外交みたいなことをやるに当たつて、これとこれとは絶対にやるべきじゃないか、これとこれとは避けるべきじゃないか、何かそういう方向性みたいなものは外交政策としてあるんですか。

○松島大臣政務官 今、三原委員から、日本と中国とのつき合い方、インドとのつき合い方ということで御質問がございました。

まず、中国でございすけれども、大切な隣国であります。香港を含めると総額二千億米ドルを超える、日本にとりまして最大の貿易相手国であります。また、日本と中国の間には、一日一万人以上の方が、年間四百万人以上の人の往来がございす。東アジア地域にある二つの大国、日本と中国との関係は、この地域だけでなく、世界の平和と繁栄にも重要だと言へると思ひます。

昨年十月、安倍総理が訪中されました際には、幅広い分野であらゆるレベルで対話と交流を積み重ね、日本と中国の間で地域及び国際社会の諸課題にも取り組む戦略的互恵関係の構築に努力していくことで一致いたしました。北朝鮮問題、エネルギー、環境など幅広い分野で具体的な協力を積み上げ、共通の戦略的利益を拡大してまいりたいと考えております。

一方、インドとは、自由、民主主義、法の支配などの基本的価値観を共有する、そして、それだけでなく、今まさに三原委員がおつちやいましたやうに、シーレーンの問題、海上安全保障や、アジアの平和と安定に責任と利益を共有しております。また、インドはアジア第三位の経済大国でありまして、先ほど大臣はハードとソフトという表現をされましたが、日本とインドは、日本が製造業、インドはITにそれぞれ強みを有すると

いつた経済的な相互補完性も有しております。

そして、このインドとの関係でございますが、昨年十二月にシン首相が日本に來られた際に、日本とインドと両首脳間で戦略的グローバルパートナーシップの構築に合意しておりまして、その構築に向けた各種取り組みを引き続き着実に進展させていきたいと考えております。

すなわち、我が国との関係におきましては、中国とインドとは、地理的な距離や経済関係や人の往來の緊密さ、そういうことは違ふ、そしてまた国の体制などに違いはあります。しかしながら、中国もインドも、いずれも我が国にとりまして極めて重要な大国であり、そして、地域の平和と安定に貢献すべく、インド及び中国との関係強化を我が国としてはしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○三原委員 このところ、もうずっと中国は、正確な規模はわからないけれども、少なくとも毎年二けたで軍事予算をふやしている。日本の計算の仕方じゃないから、本当は思った以上に多しといひやないか。イギリスのミリタリーバランスあたりでは、あの拡大する軍事予算は何が目的だという面では、我々にはある面では心配でもあると思います。アメリカの太平洋軍あたりでは、まあそうそう心配要らぬが、しかし外洋型の海軍国家といひますか軍事国家を中国は目指しているであろうという言ひ方をしています。まだ空母はないからアメリカの足元にも及ばぬかしらぬが、明らかに軍事予算はどんどんふやしていることは確かです。

一方、インドの方も、経済はこの二十年近くとんどん、四、五%の成長率から、二〇〇〇年に入ってから一割近くの経済の拡張をやるというので国の自信もできてきたんでしよう。インドもやはり軍事的な面ではほとんど近代化もやる。このごろでは、かつての盟友のロシアだけじゃなくてアメリカあたりからも武器でもどんどん買おうかというふうなことをやっているという話を聞きますけれども、そういう軍事的なバランスをとり

ながらも、上の方で上の方で、高いところで高いところでバランスがとれるということは、その分だけ危険度が増すような嫌いなきにもあらずと危惧もするんです。

その点に関して、地理的には中国は直接我が国と海を隔てて面していますから、中国の軍事的な費用の拡大に関しては、我々はやはり黙って見ておるわけにはいかぬという意識はすごくあります。が、実は、よく考えてみると、インドだって間接的には、そこから広がっていくところの影響から考えると、どんどん軍拡するところのもどどうもやはり安定を欠くような場面が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そういう面での心配とか危惧とかいうのは、我が国は持たなくていいんではないか。その点に関して御意見を伺いたいと思います。

○麻生国務大臣 御存じのように、ことし中国の国防費の支出の伸びは一七%を超えております。総額約四兆を超えておりますので、日本の防衛費を超えているのはもう確かな数字だと存じます。これは表向きに出ている数字だけです。それが年率二けたで、過去十九年間ずっと連続二けた以上、年によって二けたも一七だ、一八だということになってきますとかなり大きいと思います。四兆円で年率一〇%で、二けたで掛けますと、十七、八年たつと二十兆ということですから、そういう意味では、これは膨大な軍事支出ということになるんだと存じますので、その中が何に使われているのかというところの透明性がないと、これは周りの国から見れば極めて意図が不明ということになり、脅威になり得るということなんだと思っております。

ただ、七二年の日中共同声明とか七八年の平和友好条約でしたか、ああいったもので、一応武力に訴えない等々の話は条約上は確認されておりますけれども、その中のトランスペアレンシー、透明性が確保されない、そういう問題に対しての意図より力の方が何となく表に出過ぎてきますので、そういう脅威と認識していくことにな

り得る可能性を持っておりますので、この点に關しては、さらにその透明性を求めなければいかぬというところだと思っております。

経済も伸びていますが、日本だけがやたらアジアの中において経済が突出して大きかったものに対して中国が経済力を上げてきたというのはいいことなのであつて、これは好機、いいチャンスなんだ、私自身はそう思っております。

インドも同様に今経済がわあっと伸びてきて、今多分インドがアジアで第三番目になったと思いますが、そういう経済力を持ってきたというのもいいことなのであつて、私どもとしては、インドとの関係等々を見ますと、こつちは日本との間に負の遺産みたいなものがほとんどない国です。で、そういう意味では、基本的な価値観という点からも、パートナーとして戦略的強化を図っていくということはこの地域の地理的な平和とか安定とかを求めていく上でも極めて重要だと思つて、この点は一層関係をよくしていかなければいかぬところだと思っております。

両国どつちをとるとかいうのじゃなくて、両国関係を見まして、インドと中国、この間一緒に会談なんかしておりますし、中国もインドを意識し、インドも中国を意識し、両方とも国境はカシミールのところ接した形になっておりますので、そういう意味では、きのうもインドの外務大臣と夜飯一緒でしたけれども、カシミールのところ接しているかといへば、同じカシミールでもパキスタンとインドの間では確かにいろいろな小競り合い等々がまだ続いておるようですけれども、インドと中国の間にはその種のことは今のところないというところは確かだと思っておりますので、双方ともお互いに意識し合っているというのが現状だと思っております。

したがって、こちらはその両国との関係をどのようにバランスをとりながらということであつて、どつちをとるからどつちというふうな形になつて、どつちをとらないと思っております。

○三原委員 中国は六〇年代に核を持つたんですけれども、インドは、やはり中国を意識したこともあるんでしよう、大国意識ということもあるんでしよう、七〇年代に核爆発の実験をして、その後九八年に核実験に成功した。それからちよつとして隣のパキスタンも、うちもやらねばおくれぞというふうなことであつて、成功したということであつて、両国とも、核があつたって運搬手段がなきゃだめなんですけれども、運搬手段としてのミサイルをちゃんと両方ともおれは思つてゐるぞ、こういう言つて誇示しているわけです。

インドは、御承知のように、NPTにもCTBTにも関与していない。一九九八年にインドがそうなたとき日本は経済的に制裁をするというところでやつてきましたけれども、二〇〇一年の例の九・一一になつて、テロに対する対策というのが大切だということで、アメリカがインドとの協力関係にぐつとかじを切つた。そのときから日本は、おくれげせながら、では我々もというふうなことで経済制裁もやめて、もう一遍日印関係の立て直したいなことを始めたわけなんです。

アメリカは、インドの核の民生への活用、利用に対して、ブッシュさんがこの前行つて、大いに協力しよう、これから先はあなたの核のコントロールみたいなことは、信頼するからこつちもどんどん協力をしますという言ひ方で、インドにしてみれば、NPTあたりと関係してきても、軍事的なものはもちろん見せられない、しかし民生のところはこれから先は協力していいよというふうなことを言ひ始めたんですけれども、隣のパキスタンとインドは仲よくないですから、見せるところは本当に少ないところ、狭まつたところだと思ふんです。

パキスタンの場合には、今は違ふでしようが、カーンという博士が技術をどんどん伝播して海外に出してしまつたという経緯があります。インドは、うちは絶対そんなことはありませぬ、これは自分の国の国防のための核の技術である、核兵器なんだから、こう言つていますけれども、そ

ういう面では、やはりNPT全体、世界じゅうが集まってきた、もう既にインドは核を持った以上は、五プラス・インドということで、もうわかりました、あなたは持っているんだから、あなたたちの所作振る舞いはちゃんと世界に安心できるようなことをやってくださいというようなことへの動きも、これはやはり、非核三原則を持ち、核による悲惨な目に遭った唯一の国の我が国は、そういう面では、インドに対してもうちよつと言うべきところを言った方がいいんじゃないか、言うべきじゃないかという気持ちがあります。

その点では、どうでしょう、インドの核に対して、我が国はこれから先の施策としてどういうふうに対応していくつもりがあるのか、それをちよつと聞かせていただきたいと思います。

○麻生国務大臣 一九九八年にインドは核実験をしたんだと思いますが、したがって核の製造能力を有しているという認識は私どももいたしております。ただ、日本としては一貫して、インドという国はいわゆるノンプロリファレーション・トリティーと称する通称NPTの核兵器不拡散条約というものに非核兵器国として入るべきだという話をずつとインドに対してしております。これは一貫して言い続けているんです。

インドのシン首相がこの間来日をされたときも、御記憶かと思いますが、国会で行った演説等々もありますが、その中でも、普遍的軍縮に対するインドのコミットメントは不変であると述べております。そういう意味では、核兵器のない世界というのを実現するという目標に向けて、軍縮とか不拡散分野において可能な協力というのは今後とも進めていかなければならぬものだと思っております。

アメリカも、インドの不拡散体制に取り組みということとは重要という立場から、民生用の原子力の話、今お話がありましたけれども、その点に關しましてはインドを取り込んでいくということで、民生用の原子力協定についてインドと合意をしております。

これは、今後インドが急激に経済が伸びていきますと、化石燃料等いろいろなエネルギーを使いますと環境問題やら何やら一挙に影響するところも大きいのだと思いますので、原子力というのはその意味では非常に大きな解決策の一つではありますので、そういう意味では、インドがこういったものでエネルギーの消費量、化石燃料の消費量が抑えられる。

少なくとも日本とインドの場合は、今、日本が一に對してインドは九・幾つだと思えますので、簡単に言えば九分の一の効率しか、エネルギー効率が悪いくということですが、そういう状況にもありますので、少なくともインドは、あの人口掛ける経済成長でいきますと、世界の温暖化とかいうものに最も影響が出る確率の高い国の一つだと思えますので、そういう意味では、民生用のものを使うというのは解決方法の一つにはなろうと思えます。しかし、だからといってインドを核兵器国として認めているわけではないというのがアメリカの一貫した態度だと理解をいたしております。

○三原委員 今大臣がおっしゃったように、アメリカはそういう気持ちです。インドにしてみれば、もう既に、いろいろな書面なんかを見ましても、我が国は核のない国には先制で核攻撃しないとか自分から先に核を使わないとか、いっぱしの、国際社会の中では五番目、六番目の核保有国だという意識もあるし自負心もあるし、そういう物の言い方ですね。それは隣の巴基斯坦に対する一種の抑えの言葉があるのかもしれないが、そういう面では、インドの存在というものは、アメリカだけじゃなくて、もつと国際社会の中で核に対するコントロールをちゃんと真つ当にやってくれよという面では、言わざるを得ない状況じゃないかと私は思っております。

皮肉な話ですけれども、インドと巴基斯坦がああやって核を持つようになったものだから、昔の理屈で言う相互確証破壊というんですか、MADというのがありましたね。ああいうので、いざ

となつて行き着くところまで行ったら、お互いに原爆まで落としかうなんてならぬとも限らぬ、そういう危惧もあつてのことでしょうか、このところしばらく、余りカシミールでもドンパチやらなくなりましたね、広がらないように。

だから、嫌な言い方だけれども、核を持つておることが自分の行動をより責任ある行動にすることがあるんじゃないか。それが、もしかしら、中国との間にもこれから先にあるのかもわからない。大量破壊兵器を持つてことによつて、それがまさに国家の破壊にもなるからこそみずからを律していこうという、何だかすごく理解しにくいけれども、せざるを得ないようなところがあります。

そういう国のインドに対しても、これからやはり我が国は、冒險的なことを絶対やらないように、一生懸命、経済ではこのところ円借を新たに千五百億円ですか、毎年やっているんですよ。中国は八年でやめますから、今日日本が円借をやっている一番大きいのはインドだったと思えますけれども、そういう意味では、人口十億以上のインドは、安定したアジアの国として、生意氣な言い方ですけれども、先を行く日本がリードするのも大切な役割じゃないか、こういう気持ちを持つていますので、これから先も政府に頑張ってもらいたいと思います。

○山口委員長 次に、丸谷佳織さん。

○丸谷委員 おはようございます。公明党の丸谷でございます。

まず、けさ報道されておりますけれども、三月十九日から二十二日の間で、一たん休会となりました六カ国協議についてお伺いをしたいと思います。

けさ、外務省の方からペーパーをいただきました。その中では、中国側、議長側からの議題としましては三点あつて、五つの作業部会の進捗状況の聴取、二点目は初期段階の措置実施のための具体的措置の議論、三点目に次の段階の措置につい

ての初歩的検討を今回の第六回の六者会合セッションの中ではないかという旨だったそうでございますけれども、報道にございますとおり、北朝鮮側は、BDAで凍結されている北朝鮮関連資金が実際に送金されるまで非核化の議論には応じられないということ、立ち去つていったということでございます。

この報道に触れるにつけ、六者協議という場で、国際協議の中で、お互いに譲歩しながらあるいは議論をしながら一歩一歩話を進めている中で、一方面的に、また、北朝鮮側に対しても納得できるような形で、合意できるような形で議論を進めている中において、途中で、お金を手に握るまでは話に応じられないといつて去つてしまふ、この外交交渉のあり方というのは極めて不誠実であり、交渉する相手としては本当に大変なことだなどございまして、今回の六カ国協議についてぜひ御報告をさせていただくとともに、北朝鮮のこの行動について、今大臣としてはどのような思いを持っていらつしやるのか、この点からお伺いをさせていただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 国によつて、人によつて、交渉の仕方はいろいろあるのは確かですが、この種の手口は余り建設的じゃないし、得るものが少ないんじゃないのかなというの、このところずつとこれをやっているながら、昨年の七月のテポドンの実験以来、この種のあれでは多くなりましたけれども、何となくそんな感じがいたしております。

御存じのように、バンコ・デルタ・アジアの話は、基本的には六者協議の対象の話ではありませんが、これはアメリカの国内の法律、すなわち金融関係の法律、財務省の話であつて、国務省のマスターではないわけですから、そういう意味ではなかなか六者協議の議題にはなじまない。これは最初からはつきりしているんですが、とにかくこれがないと六者協議に出てこないという話ですので、御存じのように、一連の形で、アメリカは、この問題に關して財務省は手を放した。財務省が

手を放して、今、この問題は、主にマカオ政府もしくは中国側にゆだねられているという現実があります。

したがって、これは中国と北朝鮮との話に今後とはなっていくのであって、少なくともアメリカ側としてはその問題はもう放した形になっておると思っておりますが、なかなか、このお金をどうやっておろすか、引きおろすか、決済するかというの、ちよつとまた全然別の話になりますので、そこらの詰めに少し時間がかかるかなと思っておりますけれども。

それができて、現実問題として北朝鮮側に、正確に幾らだか知りませんが、いろいろ言われております、二千五百万ドル前後の金というものが手に渡るといことがほぼ確実になった段階で、今度は向こうが出てくるか出てこないか、これは次の百万トンの話につながってまいりますので、僕は、その段階では交渉に際しての可能性があるというは高くなってくるだろうと思っております。

○丸谷委員 一たん休会ということでございますので、では、次にいつまた再開できるのかという話になってくると思います。

実際に、大臣がおっしゃったように、このBDAの話というのは六者協議での話ではない、本筋ではないということなんではないけれども、北朝鮮の対応を見てみるとそうでもないようだという中において、では、次の会合の設定ができる環境整備というのが、実際の、BDAの資金凍結解除によって北朝鮮に返金されるということが起こった後の再開という見通しになっているというふうに、交渉の現場からすると今感じていらつしやいますか。

○麻生国務大臣 おれおれ詐欺じやありませんけれども、振り込んだか振り込まないかという話です。これは日本側じやない向こう側の話で、中国と北朝鮮の話にこれから先はなっておりますので、その段階がどういう手続を踏んでいくのかというの、ちよつと正直、中国財務当局、これ

もまた中国国務省とは関係なく、中国の財務省もしくは中国銀行ということになるんだと思いが、そのところで、振り込んだ、振り込まないという話に多分なっていくんだと思いが。

ただ、これはかなり技術的な話でもありますので、こつちの話だと返されても、その受け取ったものが、本当にこれが北朝鮮のものかどうかというのを洗い出すのに結構時間がかかる話、技術的には時間がかかりますから、時間がたつて、間違いない振り込まれたということが確認されれば、北は、百万トンの話が次につながってきまうので、その意味では応じてくる。

どれぐらい時間がかかるかというのは、アメリカだつたらどれぐらいでできるだろうけれども、中国だつたらそれがどれぐらいコンピュータ化されているか、ちよつとよくわかりませんので、そこところはちよつと答えようがないんですけども、アメリカはこれくらいというから中国はもつとかかるという言っておりますので、そこところはちよつと何とも申し上げる段階にはございせん。

○丸谷委員 実際には、BDAからの資金の北朝鮮への返却ということにはいろいろ問題点があるということも報道ではされております。北朝鮮で営業してあります英国系銀行が、自国の合法的な資金まで中国銀行にある北朝鮮口座へ移管されることに反対しているということもあるそうですし、また中国銀行も、違法の疑いのある資金の受け入れに難色を示している。当然のことだろうと思いが。

ただ、実際に、では次の会合がいつ開催できるのかということに関しては、一、二週間後にも開催したい旨の発言もアメリカ側から出ているように報道では接しております。なるべく早く早ければ早いほど、当然、休会ですから、皆さんそろつても一度議論しましょうというところは早ければ早い方がいいという認識で日本政府はいらつしやるということですね。

○麻生国務大臣 なるべく早い時期に再開でき

る方が望ましい、私どももそれは基本的にはそう思っております。

これは、みんなそのつもりで行つて、今回そのつもりで行つたらだめだつたという話ですから、中国側の技術的な話が一番の問題なんだと思いがすけれども、なるべく早くというのを望んでいるのかといえば、当然望んでおります。

○丸谷委員 もう一点、初期段階の措置の履行の見通しというところにも今回の休会はかわつてくるものがあると思いが。六者協議に参加している国によつて、この履行の見通しについてはそれぞれがまた違つた意見を持つている報道もされております。

例えば、ロシアのロシニコフ外務次官においては、初期措置において崩壊の危機にあるとかなり悲観的な発言をされているようですけれども、ヒル国務次官補は、六十日以内の要求に間に合うスケジュールだという発言もされております。実際に、この初期段階の措置の履行の見通しについては、日本としてどのようにお考えになつておるか、この点をお伺いいたします。

○麻生国務大臣 ロシニコフ外務次官の話ですけれども、今私どもの得ている感じで、五者の関係が壊れているような感じはありません。五者は極めて、そこところは連立も密ですし、中国やアメリカとの電話や何やら結構頻繁ですし、内容もかなり詳しく知つていますし、そういう意味では、その体制が壊れるという感じではないと存じます。

やはり六者でやるという枠組みは、この北朝鮮の核の問題を解決するには最もいい枠組みだということに関しては五者の合意だと思つておりますので、今そのような関係で、もう既に壊れる寸前みたいな雰囲気は私どもは持つておりません。

○丸谷委員 一步一步、北という普通では考えられないような政策をとり、また実行をしている国と交渉していく、また日本にとっては我が国の国民である者を拉致し、そしてまだ帰さない、こう

いった国に対応しての外交交渉ですので、本当に筋書きどおりにはいかないと思いがすけれども、今回の会合の早期再開を目指して、また、日本としても、中国、アメリカとも密に連携をとりながら、ぜひ外交に当たつていただきたいと思いがす。

以上で北朝鮮を終わらせていただきまして、イラクについて、本日お伺いをさせていただきます。

三月の二十日、実に、米軍等によるイラクの攻撃から四年目を迎えました。こちら、毎日毎日、新聞を開くと国際面にはイラクの記事が載っております。

その内容に関しては、残念なことですけれども、相も変わらず、イラクの国内でのテロ、また死人が何人出たといった治安の悪さが報道されているわけでございますけれども、実際にイラクにおいては新憲法も制定されました。また、昨年五月には政権も発足をいたしました。また、石油の利権を分配するような新石油法の閣議決定もされ、いろいろな議論が今なされているところで、統治機構としては一步一步前進をしているようございまして、なかなか国民の宗派による対立というのはおさまつていないのが現状でございます。

そういった中、米軍等による大規模掃討作戦も始まつたわけでございますけれども、まず、現在のイラクの情勢の認識と、あわせて米軍等による大規模掃討作戦の成果について、外務省の認識をお伺いいたします。

○麻生国務大臣 今御指摘のありましたように、基本的には厳しい治安情勢が継続しているということに関しては、全く私どももそのように思っております。

御存じのように、米軍の増派を決めましたのが一月十日だと記憶しますが、マリキ・イラク首相が、二月の十四日からバグダッドで新たな治安対策を開始するということを宣言して実施しておりますが、この対策で、米軍とイラクの治安部隊、

合計で約九万人が投入されるという計画が発表されております。去る三月の十四日のバグダッド市内でのテロによる一カ月の市民の死者が、作戦前ということは二月ですが、作戦前の一カ月一千四百四十人ぐらいのものから二百六十五人へ大幅に減ったという成果を発表しております。

問題は、これが継続するかどうかというところが一番大事なのであります。そういった意味では、一カ月の成果だけの発表しか私どもが得ている情報はございませんけれども、それが今置かれている現状で、こういったものが定着してくるというのを我々としては期待をいたしております。

○丸谷委員 平和と安定の定着ということに関しては、日本外交の柱の一つでもございまして、そこをどのような形で底上げをしていくかということとを常日ごろ考えてやっていただいていると思います。

そういったことも含めて、二十一日からあしたまでいらつしやるのでしょうか、ハシミ・イラク副大統領が来日をされ、さまざまな方々と日本の考え、またイラクの情勢等について意見交換したことは非常に意義が深いと思いますので、この点について次にお伺いさせていただきますかと思

います。実際にマリキ政権が誕生して十カ月、混乱しているイラク情勢を改善させる、石油収益を各地方に分配するための新石油法が閣議決定される中ではありますけれども、残念ながら、先ほど申し上げたように国民融和という目標にはまだまだほど遠い中、我が国も、やはり治安が安定しないと、なかなか日本はイラクに実際に行つてできることも少なくなつてくるわけでございますので、この国民融和に向けたイラクの自助努力といったメッセージも日本側から出されたものとは思いますが、この副大統領の来日の成果についてお伺いいたします。

○麻生国務大臣 御指摘のように、去る三月の二十一日から二十四日まで、日本政府の招待で副首相が来日しております。今夕、私もハシミとい

う副大統領と会い、安倍総理が今晚たしか会われるんだと存じますが、話をさせていだこうと思つております。

今いろいろ日程を精力的にこなされていると思いますが、イラクの安定というものは、中東地域から石油の約九〇％を輸入しております日本にとりましては、この中東地域の安定というのは極めて大きなものなのであつて、イスラエルとパレスチナとか、イラクとサウジとか、こういったようなものは間違いなく我々にとりましては非常に大きな影響を受けるところなので、この地域の安定というのに関しましては、我々としてはかなり積極的に、復興支援を含めまして、人道支援を含めまして、これまでもやってきたところで、御存じのように、ここは石油の資源も物すごく大きいところでもありますので、そういった意味では、我々としては、長期的にもいわれるパートナーとしてやっていかねと思つておりますし、向こうも利益を得る、こっちも利益を得る、両方でいかにいかねと思つておりますので、このハシミという人にそういった基本的なところから話をしたいかと思つております。

御指摘のありましたように、治安問題というものの話をするときには、いわゆるクルド族とかスンニ派だ、シーア派だ、いろいろ同じイラクの中で地域的に分かれているところはもう御存じのとおりでありまして、北のクルド、南のシーアの多いところではなくて、真ん中のバグダッドのところの、スンニ派の人たちが多いこの地域が最も今治安が乱れているというように理解をしておりますが、これは国民的な融和がありまないと、石油資源の配分やら何やらは、中部の地域においては石油は出ておりませんから、そういった意味で、地域分だけではありませんという問題というところで、そこらところをどうやって融和するかというのはいちいち考えたらずという話を、前のジバリという外務大臣やら何やらが来たときに話をしましたし、私がバグダッドに行つたときにもこの話はしております。

ここらところをいかに融和させるかというのは、お互いにもう不信感でつから、そういったものをお互いに信頼醸成をやつていくというのが非常に大きなところだと思つたので、御指摘があらりましたように、この国民的融和というのは非常に大事なところだと思つて、引き続きこの点は強調しなさいかと思つております。

○丸谷委員 そういった面からも、来週二十五日から三十一日までの間、イラク国民融和担当大臣を初めとして十五名の議員の方々が、我が国の政府の招聘により来日される予定とお伺いしております。

この詳細については私も何外務省から聞いておりませんので、ぜひ、これは非常に有意義な機会になると思つたし、非常にタイムリーな招聘だと思つたので、この招聘プログラムの目的、プログラムの内容、また、宗派別構成等々について御説明願ひたいと思つた。

○松島大臣政務官 丸谷委員が言われましたように、融和のために非常に重要なプログラムでございます。

国民融和担当大臣、アル・ハキム大臣を筆頭にしまして十五人なんですが、参加者のメンバーを工夫いたしまして、国会議員中心でございますが、参加者は、シーア派七名、スンニ派四名、クルド人三名、このうち一人はキリスト教徒でございます、そしてトルクメン一人というふうに、非常にそのバランスを、構成を考えまして組み立てております。

そして、そのメンバーの方々に何をしてもらうかといふと、世界におけるこれまでの平和構築の例、カンボジア、東ティモール、南アフリカ、北アイルランド、こういった事例について、それぞれの分野の専門家であります学者を中心に、日本の経験、国際社会の経験というものを説明してもらいます。そして、そういうことを聞くことによりまして、紛争解決や治安のために、イラクの方がこの国際社会や日本をどのように活用できるのか、そのノウハウについて日本とイラク

側の参加者が共有して、勉強していくということでございます。

また、広島において原爆記念館を訪問し、日本、特に広島市の平和、復興の教訓を紹介することとしております。

そしてまた、このようにいろいろな宗派の人がメンバーにいますから、イラク人参加者同士で彼らが抱える問題を議論する場を提供する予定にしております。

このように、イラクの問題を解決するのは、あくまでもイラク人自身でございまして。しかしながら、我が国のこのような取り組みが功を奏して、イラク人同士の、イラク人自身の国民融和が促進されることを願つております。

○丸谷委員 国民融和担当大臣を初め十五名の、それぞれシーア派、スンニ派、クルド人のバランスのとれた構成の議員団が来ていただくということで、日本から呼ばれて行くんだから、やはり、日本がどれほど国民融和というものをイラクに期待しているのか、あるいは治安の安定を期待しているのかというメッセージは十分に伝わっているんだと思つた。

その意味において、日本においてそれぞれのプログラムをこなしていただいて、本当の意味での国民融和につながっていくような一歩ステップの前進ができるように、このプログラムには大いに期待をさせていただきたいと思つたので、ぜひ外務省も頑張つていただきたいと思つた。

続きまして、日本の非常に目に見える貢献をしていただきました陸上自衛隊でございまして、任務を完了し、帰国をさせていただいております。

昨年の七月、サマワにおきまして、医療、給水、公共施設の復旧整備等をしていただいたわけでございますけれども、治安の維持も行われたということがあつて、この陸上自衛隊の皆さんは任務を完了して帰つていただいた。

あれから八カ月が過ぎたわけでございますけれども、日本が実際に復旧に当たつた、復興に当

たつた医療ですとか給水、公共施設は、その後、アフターケアが必要な時期にもなってくるのかなというふうにも思っています。現在の状況をお伺いさせていたただきたいと思えます。

○松島大臣政務官 丸谷委員がおっしゃいましたとおり、アフターケアの重要な時期でございます。

外務省は、サマワにおきまして、今、政府開発援助をこれまでの自衛隊の復興支援事業と車の両輪という位置づけでやっております。多くの医療器材や給水施設を供与しております。現地の基礎的な医療サービスの向上、安全な飲料水の提供に貢献してきております。

例えば、保健医療分野でございますが、イラク全体ではまだ残念ながら新生児死亡率がかなり高いんですけれども、日本が大きく関与しておりますサマワ母子病院での新生児死亡率は三分の一に減少させることができました。また、給水分野では、県民一人当たり毎日五リットルの安全な飲料水を提供することが可能になったということでございます。安全な水へのアクセス改善は、第一次から第五次計画までございますが、浄水計画、給水計画、これですとやってきている次第でございます。これらは我が国の支援の大きな成果であると考えております。

具体的には、草の根・人間の安全保障無償資金協力を活用いたしまして、給水車両、そして給水タンク、浄水装置などの給水設備、あるいは、医薬品、脳波計、心電計、超音波診断装置などの医療器材を供与しております。

これらの器材はおおむね良好に活用されているとの報告を受けておりますが、外務省としても、その活用状況をフォローアップし、必要に応じて、そうした器材がさらに有効に活用されるための協力も行っております。

具体的に申しますと、例えば、ことし一月から今月、三月までですが、サマワ総合病院やサマワ母子病院など、ムサンナ県の複数の医療機関に所屬しておりますイラク人の医療器材エンジニア、

この人々を日本に招きまして、日本がその地域の病院に供与しました医療器材が今後も有効に活用されるように、医療器材保守管理、ちゃんと扱える状況をずっと保てなきゃいけないということ、イラクの人に来てもらって、日本の自衛隊中央病院で研修をしたところでございます。これはJICAの事業としてやっております。供与した医療器材が今後も有効に活用されるように、ムサンナ県の医療サービスの向上に貢献できるようにということ、人的資源の能力アップにも努めているところでございます。

○丸谷委員 その安定した状態を維持していくということが非常に重要なんだと思います。なので、復旧した方がいいけれども、そのままほっておくと、また以前と同じような状況に戻ってしまうてはいけないということ、できる範囲の中で、我が国として、その安定を維持させていくということもまた引き続き考えながらやっていただきたいと思います。

最後の質問になるかと思いますが、一方、サマワを含むムサンナ県、南部における治安状況は現在どのようになっているのでしょうか。

イラクでは、治安悪化に伴いまして、約二百万人の人々がシリアですとかヨルダンなどの周辺国に逃れている、あるいは約八十万人が国内避難民となっているという話も聞かれています。この現状は現在の治安というのが安定しているのかどうか。多国籍軍からイラク治安部隊への権限移譲も、ほかの地域に比べるとかなり早い方ではないか。こちらの安定の状況はいかがでしょうか。

○松島大臣政務官 バグダッドを中心とした地域では、基本的に、依然厳しい治安情勢が続いておりますが、ムサンナ県など南部地域では、従前から、イラクの他の地域と比較して安定しております。こうした状況から、昨年七月に治安権限が多国籍軍からイラク側に移譲されておき、現在もそうした安定した状況に変化はないと

承知しております。

昨年十一月三十日には、拘束されたマハディ軍サドル派の一味に対する死刑判決を不服とした同軍による警察への襲撃を契機に、双方による銃撃戦へと発展いたしました。サマワ市内は昨年十一月三十日から外出禁止令がかけられました。しかしながら、昨年十二月二日に、つまりあつという間に、ムサンナ県知事、ハッサニ知事とアサディ・ムサンナ県サドル派指導者との間で和平のための合意がなされ、その後、サマワ市内は平穏を取り戻し、今に至っている次第でございます。

○丸谷委員 経済的な発展と、また安定的な発展というものの治安の維持には大きくかわつてくるとも思いますけれども、日本の陸上自衛隊の皆さんが、本場に日本の顔が見える支援として、国民を代表してイラクに行つて復興に当たつていただいた。そして、惜しまれながらも、帰つてほしくないと言われながらも帰国をした。その後、やはり、南部において治安が維持をされ、そして福祉も安定的に維持をしていくということが続けていくことによつて、我々日本の支援が、本場に、そこに住んでいる人々たちにもたらした恩恵というものを永くわかつていただけたことにつながるとも思いますので、ぜひ、南部だけを大切にしろと言っているわけではございませんけれども、全体を見ながら、直接日本がかかわつてきた南部の安定の維持に向けて今後も外交政策をとっていただきますようお願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○山口委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。端的に御答弁を願えれば幸いです。

まず、私は非常に大きな問題だと思つていますが、すけれども、日本の先端技術が不正な手段によつて海外に流出をしているというような事件、これは氷山の一角だと思いますけれども、相次いでおります。その中には、日本の安全保障を脅かす可能性のあるような、あるいは外国の軍事力を飛躍的に増大させるような民間の技術が、不正な手段によつて流出をしている。こういうようなことが、言葉は悪いですが、政府は無策というか、対応をほとんどとるべきではないといひますか、そういうゆゆしき問題だと思います。

まず、警察庁がお見えでございますので、ニコン、デンソー、東芝の子会社、これから不正な手段の可能性のあるような事件が起きましたけれども、この三つの事件の概要をお願いします。

○米村政府参考人 お答えをいたします。

ただいま御指摘の事件のうち、電子機器メーカーに係るものにつきましては、同社の会社員と在日のロシア通商代表部員、この両名が共謀した上で、会社員が平成十六年九月十五日ごろから十七年五月十一日ごろまでの間、都内の飲食店等において会社の機密情報等を通商代表部の部員に交付するなどいたしまして、その対価を受領したものであります。これにつきましては、警視庁において両名を背任の被疑者と認め、平成十七年十月二十日、事件を東京地検に送致したものであるというふうに承知しております。なお、処分につきましては、平成十八年二月、両名とも起訴猶予処分になつておると承知しております。

次に、光学機器メーカーに係る事件につきましては、これも同社の会社員と在日のロシア通商代表部員、この両名が共謀した上で、この会社員が平成十七年二月二十八日ごろ、勤務先におきまして、会社が所有し、その厳格な管理下にありましたVOA素子一個を窃取したものであります。これも警視庁におきまして両名を窃盗の被疑者と認め、平成十八年八月十日、事件を東京地検に送致したものであります。なお、処分につきましては、平成十八年十二月、起訴猶予処分になったものと承知しております。

最後に、大手自動車部品メーカーに係る事件につきましては、これは同社に勤務する在日中国人が、同社所有のノート型コンピュータ一台を借り受け、保管中のところ、社内データベースから

大量の機密データをダウンロードした上、自宅、被疑者宅などに持ち出して、自己の用途に供する目的で、結局、このノート型コンピュータを横領したものであること、愛知県警が三月十六日、通常逮捕したものであります。現在、三月十八日に被疑者を名古屋地検に送致したものと承知をしており、現時点、被疑者は勾留中であり、まだ処分は下されておられません。

電子機器メーカー及び光学機器メーカーから被疑者に渡った情報あるいは機器につきましては、軍事転用の可能性を有するもの、こう見ております。自動車部品メーカーに係る事件につきましては、その点も含めて現在捜査中でありまして。

委員御案内のとおり、我が国では大変技術水準が高いという中で、国内におきまして、その背景として国家的意思が推認されるような団体または個人によりまして、大量破壊兵器関連物資等あるいは先端科学技術の調達活動が活発に行われているというふうに見えております。

警察といたしましては、関係行政機関や事業者との連携を強化するなど、この種事案の再発防止に向けてまして、何とか事件化できるものは事件化を進め、そういった形で警鐘を鳴らすような取り組みを行っているところであり、今後さらに一層強化してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○長妻委員 今の話というのは氷山の一角というような趣旨の御答弁もございました。これは裁判で有罪判決が出ておりませんので確定的なことは言えませんが、そういう可能性が日本全国で私はあるというふうに思っております。

ニコンのケースは、在日ロシア通商代表部におられた方で、この在日ロシア通商代表部は、御存じのように都内にありますけれども、これは治外法権でございまして、なかなか警察の捜査も及ばないし、ニコンと東芝子会社両方とも、この事件の捜査があるとわかると、容疑者のロシアの方が帰国してしまう、こういうことにもなったわけで

ございます。

東芝の子会社の事件に関しましては、ロシアの容疑者は、マスコミ報道によると、ロシアの対外情報庁の方ではないかと。SVRという、昔のKGBの後の組織でございまして。これは半導体関連の技術情報で、戦闘機のレーダーあるいはミサイルの自動追尾装置、潜水艦の潜望鏡などに転用できる半導体関連の技術ではないかと言われております。ニコンから盗まれたものは、ミサイルの先端で熱源を探知し目標を追尾する用途というふうなことも言われておりますけれども、大臣、これはロシアに抗議というのとはされておられるんですか。

○麻生国務大臣 これはちょっと、今の質問の内容は警察庁に対する質問で、通告を私は受けておりませんので、その点にしましてどのような対応をしたかを今の段階でつまびらかにいたしております。

○長妻委員 大臣へは、この対策に関しては通告をしておりますけれども、確かに、抗議をしたかどうかというのは申し上げておりませんでしたので、今、事務方の方、わかる方はいらっしゃいますか。

○麻生国務大臣 ロシア課がおりませんし、ちよつと今の段階ではわからないと存じます。時間をいただければ、調べさせて御返事申し上げます。

○長妻委員 ただ、きのう二時間ぐらいかけて、どういう趣旨のことをお伺いするか、事前に調べていただきたいということで、これもずっと、警察庁をお呼びしたときに外務省の方も同席した上で話でございまして、大臣、これはロシアに抗議をしないといふれば、するべきだと思いますか、どうですか。

○麻生国務大臣 経緯をよく存じませんけれども、明らかに日本の国益を害するようなことを向こうの外務省がやったというのがつまびらか、明らかになるのであれば、抗議するということになるかと存じます。

○長妻委員 仮に向こうの外務省じゃなくて、この在日ロシア通商代表部というのは商工会議所の出先機関といえますか、ちよつと政府機関とは違うというふうにも聞いておりますけれども、もし、そのロシア通商代表部の組織ぐるみの問題であれば、これも同様な見解でございまして。

○麻生国務大臣 これは高輪にあるあれですか。(長妻委員「そうです」と呼ぶ)ここにあることなのであれば、今申し上げたように、同じ答えになります。組織ぐるみということが明らかになつたという前提に立てば、そういうことになります。

○長妻委員 そして、経済産業省が調査をしたアンケートを、お配りした資料に添付しておりますけれども、経済産業省からこのアンケートの概要をちよつと説明いただけますか。

○石黒政府参考人 長妻議員の方から、私どもの調査のコピーが配付されているようでござい

ます。お手元の資料のとおりでございまして、平成十八年の十二月に私の方で取りまとめました調査でございまして。国内または海外で技術流出が発生したことがあるかという質問にしまして、一九・三％の企業が、明らかに技術流出と思われる事象があった、さらに、一六・五％の企業が、明らかに技術流出ではないかと思われる事象があったというところで回答いたしております。合計いたしますと、約三八％の企業が何らかの技術流出があったと回答しているというものでござい

ます。○長妻委員 これは私もびつくりしました、このアンケートの結果というものは、三五％以上の企業が被害を自覚している、国内または海外で技術流出が発生したことがあるかということでござい

ます。その次のページでございしますが、そして、流出先としてはどこだと思えますかというふうなアンケート調査をいたしましたところ、これは経済産業省のアンケートで回収企業数が三百五

十七社でございしますが、一位が中国で六三・五パー、二位が韓国、三位が国内で流出したということでありまして、欧州、米国というふうなことでもござい

ます。これは、経済産業省の内部の方に伺いましたら、経済産業省の御担当の方も非常にびっくりしている、これは大変なゆゆしき数字だということに内部の方も驚いておられるということも聞きました。

このデンソーの事件、これは最近逮捕されたというか、今月の十六日に、中国人の技術者が、デンソー勤務の方が逮捕されたということで、これは会社のパソコンを一台盗んだ横領罪ということ、基本的には、罪としてはただパソコン一台盗んだこと泥というか、そういう容疑なんです。ところが、そのパソコンの中には、産業用ロボットやディーゼル噴射ポンプなど、設計図面データが約十三万件もダウンロードされていた。これはマスコミ報道でござい

ますが、製品数にして約千七百、うち二百八十件は機密扱いの情報であったという報道がございました。

報道によると、この中国人技術者は、来日前はミサイルなどを製造する中国の国営軍事企業に在籍をされていたということでもござい

ますけれども、事件の立て方としては、パソコン一台を横領しているという形で今捜査をしているというところでござい

ます。○長妻委員 これは法律の不備もあるし、やはり政府の姿勢の問題もあると思うんですが、パソコン一台のこそ泥なんです、その取り扱いとして

は、ところが、日本では、平成十五年に営業秘密侵害罪という罪が創設されました。これは大変重い罪でござい

ます。十年以下の懲役または一千万円

以下の罰金でございすけれども、今まで一件も適用されておりません。なぜならば、親告罪だということが一つ。つまり、自分が気づかなければわからない。あるいは、親告罪ですので、これを告発すると、裁判になったときに、逆に自分たち企業の秘密を全部裁判所に公表しなきゃいけない。それで争うわけですね、その機密度合いを。そうすると、元も子もなく全部、洗いざらい世間に公表されてしまうということで、この法律はほとんど機能しません。そういう非常な不備が日本にはある。

そして、きょうは官房副長官もお見えでございすけれども、カウンタートリジェンス推進会議、こういうのがございす。ヘッドが的場副長官でございす。これは昨年十二月に発足したもので、全省庁の局長クラスをメンバーにしておりますけれども、これは役所の情報が出ないようにする、いわゆる防諜と言われるものですね。これは役所の中の情報なんです。

ところが、日本は民間企業にも非常にすごい情報があつて、その企業自身も軍事転用できるとはそれほど深く理解していないものが、軍事専門家の目から見ると、よだれが出るようないい技術が日本の民間企業にある。その企業の情報が、安全保障上脅威になる可能性があるにもかかわらず、それを防ぐ手だてというのがなかなか法的にもないし、政府もそういうような会議を持たれた形跡がない。ある意味では、今、経済産業省一省の一つの役所の一部局が、そういうことがないように啓蒙活動を細々としているところとございす。

経済産業省は、パロマ事件にも見られるように、非常に危機管理が下手な役所でもありますので、そういう意味では、ぜひ全省庁とか、政府を挙げてこういう問題に取り組んでいただきたいと思うんですが、意気込みはいかがですか。

○下村内閣官房副長官 委員御指摘のとおりだといふふうに思います。

我が国の安全のために重要な情報を保全するこ

とは極めて重要でございまして、現実には外国等の諜報活動が絶え間なく行われているわけでございまして、政府一体となった取り組みを推進することが必要であり、御指摘のように、昨年十二月の二十五日に、全省庁の局長クラスから成るカウンタートリジェンス推進会議が設置されたところでございす。

このカウンタートリジェンス推進会議におきまして、現行法制のもと、外国による諜報活動から我が国の重要な情報を守るべく、カウンタートリジェンス機能の強化のために全省庁がとるべき対策等を盛り込んだカウンタートリジェンスポリシーを策定することなどを予定しております。この会議においては、当面は国の行政機関を対象とした保護策等を検討することとしておりますが、今御指摘がございましたが、将来的に、安全保障上重大な影響を及ぼす可能性のある民間企業に関して視野に入れたら、必要な研究をしてまいりたいと考えております。

○長妻委員 若干前向きな御答弁をいただきましたけれども、そうすると、今までの立て方として、これはまだ一回しか開かれていないということとでございす。カウンタートリジェンス推進会議、これは役所の中の情報の漏えい防止ですけれども、今の御答弁では、今後は、安全保障上問題のあるような民間企業が持つている民生技術の流出に関しても、きちつと全省庁の局長クラスをメンバーにして御討議をいただける、当然そこには政治家も入って、外務大臣や防衛省大臣も入って御討議いただけるということとよろしいですか。

○下村内閣官房副長官 先ほど先生から御指摘いただきましたように、カウンタートリジェンス推進会議は、今、全省庁の局長クラスから成っている会議でございす。まず、政府における各省庁、行政機関において、外国からの諜報活動について、これをどう防ぐかということについて、きちつとまずは対策をしていきたいといふふうに考えております。

その上に立つて、さらに民間企業、特に安全保障に關係する民間企業についても、政府の中できちつとした対応ができるようになった段階で、さらに拡大しながら、民間企業等もどうできるかということについて研究をしていきたいと思つております。まずはこのカウンタートリジェンス推進会議の中できちつと対応について考え、その上でまた検討させていただきたいと思つております。

○長妻委員 これは麻生大臣にもお伺いしたいんですが、今のようなりとりを聞かれて、ぜひ外務大臣とか防衛省大臣とか官房長官とか、そういうクラスも連絡会議、私は、対策本部的な何か、対策本部というのか、恒常的なそういう監視、チェックをするような連絡というのが必要だと思つてますが、いかがでございすか。

○麻生国務大臣 これとパラレルというわけではありせんけれども、ナショナル・セキュリティ・カウンシル、通称NSCという話が、今いろいろ、官房長官、外務大臣、総理大臣をして防衛大臣、この四者でという話が、今別の、いわゆる安全保障に関する話で進んでおります。

ここに出てきますのは、やはり長妻先生、守秘義務なんですよ。秘密保護なんです、機密保護。このところはすぐ関係してくるわけです。

この問題は、民間として、これは本当に機密保護の対象になるという意識が本人に全然ない人はいきなりというところになり得るところが一番問題でして、ミネベアの技術というの有名な技術ですけれども、このミネベアの技術をそんなものになると思つた人なんか一人もいなかったわけですから、そういう意味では、ここのところの定義の仕方は、長妻先生、これはまず官の方でスタートしなきゃいかぬところだと思いますが、今言われましたように、この種のもの、民生用のものを軍用に転用し得るといふ技術を、開発したもしくは発明した本人もしくは会社は全く意識しないまま、ぼろつとしゃべつてそのままといふことは十分にあり得ます。

そのときに、それをどういふ嫌疑で逮捕する、起訴するというのは、なかなか難しいところだなというのがいつも意見の分かれるところだと思つてますが、まず、その前の、いわゆる軍事機密等々含めまして守秘義務の点については、かなり昔からおちよくられるように、スパイ天国と言われるようなところでもありますので、そのところはきちんとしないと、これは警察の責任に一方的におつかふせるのもいかなものかと思つております。で、私どもとしては、そこらのところの意識が少し、長妻先生みたいに言われる方がふえてきたのがこの数年かなというのが私自身の実感なんです。昔こんなことを言うと、もう全然、何を言つておるんだというような感じでしたけれども、今だんだん技術の進歩に伴つてこういう意識が広まつてきたというのは、私はそれなりにいいことなんだと思つております。

○長妻委員 これは警察庁に最後にお伺いするんですが、ニコンと東芝会社は、ロシア要人の容疑者も日本人の元社員も、両方ともこれは起訴猶予だと思つてますが、何で起訴猶予なんですか。

○米村政府参考人 私どもの方では、両事件とも、たしか書類送致の形で検察庁に送つたものでございす。

御案内のとおり、ロシア通商代表部部員につきましては、すぐ帰国をするという形になつておりまして、結論から申し上げて、検察庁の処分については、私どもの方でしかるべく理由云々ということと申し上げたいといふふうに思つてますが、そういう点も含めて検察庁で御判断いただいたものだろうといふふうに承知しております。

○長妻委員 逃げ得といふか、そういう可能性もありますので、これはぜひ、下村副長官のもと、お取り組みをいただきたいと思つてます。

そして、このカウンタートリジェンスとも関係するんですが、守秘義務というのか、マル秘の文書というのが防衛省にも外務省にもあると思つてますが、今度は逆の観点からの質問でございすけれども、私は、何でもかんでも秘密文書

にしてしまふんじゃないかという疑念が常日ごろございまして、やはり何でもかんでも秘密文書にしてしまふというのは、逆に国民の皆様の情報公開の流れからも逆行するんじゃないかというふうに思っています。

そこで、やはり、秘密、秘を解除した文書は、ある一定の手続を持って見せていただく必要ですね。マル秘文書を見せろということではなくて、秘を解除した文書に関しては見せていただくと言いましたら、例えばこういう文書は秘を解除した文書ですと。これは去年の、十八年の十月二十一日の、トルコにおける日本人観光客バス事故の文書でありますけれども、これは秘を解除した文書であることといたしましたが、逆にも、逆に言うと、これは何でマル秘なのか。トルコにおける日本人観光客バス事故が、何で秘の、国家機密ですね、これは。

だから、こういう検証ができるわけですね。こんな国家機密にしているやつっているんだろなということ、手元で今は、秘が解除されたものはないと、防衛省の副大臣、きょう来ておられますけれども、防衛省は、秘を解除した文書は表には一切出さないという、外務省とは違う方針なんです。

○木村副大臣 情報公開法に基づきます請求については、今対応しております。ただ、きのう先生から御指示がございまして、きょうの配付資料にもあるわけがございまして、きのう先生からの御指示に基づきまして調べてみましたけれども、限定的な時間でございます、きのう調べた中では、御回答をした文書のとおりになっているわけがございまして。

ただ、先生今御指摘でございますように、昨年見直しをしたわけがございまして、まだまだたくさん資料がございまして、先生の御意向もございまして、少々お時間をいただいで、それらの文書を、公開できるものがないだろうか、しっかりと

精査をさせていただきたいと思っております。

○長妻委員 今、防衛省が秘の文書の見直しをしていると。さすがに、防衛省自身も余りにも秘が多過ぎたのではないかと御反省があるのだと思うのです。何でもかんでもマル秘にしてしまふというのは逆に危険なことだと思いますので、ぜひ、今御答弁もありましたけれども、防衛省が今ちょうど秘の見直しをされておられて、秘が解除されたものに関して、ただ、秘が解除されても取り扱いは注意を要する文書とか、低レベルの外に出さないという位置づけもあるようござい

ますけれども、基本的には、秘を解除して出せるものはすべて出していただきたい、公表していただきたいと思うのでございしますが、それはお約束いただけますか。

○木村副大臣 今、大変な資料があるわけがございまして、まず、公開できるものは何かということをしつかりと精査させていただきたいと思っております。(麻生国務大臣「さっきのロシアの答え」と呼ぶ)

○長妻委員 では、麻生大臣、お願いします。

○麻生国務大臣 先ほど御質問のありました中で、ニコンの件だけ判明しております。

平成十八年八月に発覚、外交経路を通じてロシア通商代表部が任意の事情聴取に応じないのはいくことで、応じるように申し入れ。既に出国済みとの回答がありましたので、協力を得られないことは遺憾と。その後、検察へ送致ということになりましたので、重ねてロシア課から在大使館へ遺憾の意と再発防止の申し入れを行ったというのが経緯であります。

デンソーにつきましては、まだ調査中です。

○長妻委員 ちよつと防衛副大臣、何か、一個前の答弁は多少前向きだったんですが、では、これはちよつととめてください、打ち合わせしている。とめてください。質問できない。

○木村副大臣 今お答えをさせていただきま

すように、少々お時間をいただいで、まず精査をさせていただきます、その結果、長妻先生に御報告

を申し上げたいと思います。

○長妻委員 そうすると、これはいまだかつて、防衛庁の時代も含めて、防衛庁の時代からでいいんですけれども、防衛庁時代に秘だった文書で、それが防衛庁時代に秘が解除された、解除されて、そして世間に公表されている、こういう文書というのは一枚でもあるんですか、ないんですか。

○木村副大臣 今わかりませんので、調べさせていただきます。

○長妻委員 そうしましたら、本当に、外務省はトルコにおける日本人観光客バス事故というのを国家機密だといって秘に指定していた、こういう問題もわかるわけですね、後から見ると。

ですから、公表できるものは、秘が解除されたということとは機密じゃないということでありまして、これはもう普通は直ちに私は公表してもいいと思うんですけれども、いろいろな手続もあるようございまして、ぜひお約束をいただきたいと思うんですが、いつごろまでにそれは作業を完了できますか。

○木村副大臣 一週間から十日お時間をちようだいできればありがたいと思います。

○長妻委員 明確にいただきましたので、ぜひ、その資料をいただいで、私にいただければこの委員全員にコピーしてお渡しをいたしますけれども、委員会にも提出いただければというふうにも思います。

そして、先ほどの麻生大臣も出席されていた閣議で閣議決定がなされましたこのミサイルディフェンスの緊急対処要領でございまして、ここに閣議決定はほやほやの、三枚でございまして、こういう緊急対処要領というのが閣議決定された。これは、パトリオットミサイルのPAC3が今月末までに入間基地に配備されるのに伴って、初めての弾道弾を撃ち落とすパトリオットミサイル、PAC3の配備だということでございまして。

防衛省にお伺いしたいのでございまして、PAC3とかイージ

ス艦のSM3、スタンダードミサイル3というの

もありまして、これは、北朝鮮がミサイルを連射した場合、連射したミサイルも撃ち落とすということは可能でございまして。

○木村副大臣 可能でござい

○長妻委員 そして、基本的には、こういうミサイルディフェンスの世界でありますから、閣議決定をして防衛出動をする、そして総理が武力攻撃を命じる、こういうような暇がないわけでありまして、だからこそ、先ほどこういう緊急対処要領が閣議決定されたわけでありまして、しかし、これはマニュアルでございまして、実際にPAC3やSM3の発射ボタンを押すには防衛大臣の命令が必要であるというふうに書いてござい

これはちよつと、例えば、北朝鮮からのミサイルは十分間で日本に飛来すると言われておりますけれども、事前にわかっているならばこしたことはないわけがございまして、三十分とかあるいは直前にわかった場合、これは防衛大臣の命令を何か文書で受けなければいけないわけであるというふうに聞いておりますけれども、これで間に合

うんですか。

○木村副大臣 通常は、先生御指摘のように、命令は文書で示されるということになっております。

ただ、今お話がございましたように、緊急時におきましては口頭で伝えられることも排除されておりますので、例えば、大臣から電話などによつて部隊に命令が発せられるということも考えられるわけがござい

○長妻委員 私は、こういう議論は、私が今しているわけがござい

るわけがござい

けれども、シベリアンコントロールの観点から、私自身もこれは非常に慎重に考えなければいけないというふう

に思っております。そういう認識の上で聞いているわけがござい

ますけれども、これはやはり向こうからのミサイルが飛んできたという

ことで、それを撃ち落とすということであり

ますから、機動的に措置をとるという必要が、これは国民の皆さんの要請

でもあるというふうに思いますので、慎重なシビリアンコントロールのもと、しかし機動的に措置をしていただくということも申し上げたいというふうに思います。

そして、麻生大臣にお伺いしますけれども、イランの問題が、多少というかなり緊迫化してきているんじゃないかなと思っております。例えば、チェイニー副大統領、これは麻生大臣にお会いした二日後ですか、シドニーに行つてテレビのインタビューに、イランに対してはプッシュ大統領はいかなる選択肢も排除しないことを明言しているということで、これは通常は武力攻撃も視野というふうに世間では受け取られるわけでございます。

そして、ことしの二月十九日の、これも有名なイギリスのBBC放送の報道でありますけれども、米政府がイラン核施設だけでなく主要軍事施設に大規模な空爆を行う非常事態計画を策定している、こういう報道もございました。

これは、安保理ではまだ、一部の経済制裁というか、大量破壊兵器移転に関連する経済制裁の決議は出ましたけれども、一般の経済制裁の決議もないわけでございます。万々が米というか、安保理の武力容認決議がない段階で米国が何らかの軍事的な措置をすることがあるとすれば、麻生大臣としては、それはどうなんだろう、こういうふうにアメリカにアドバイスする、こういうことでございますか。

○麻生国務大臣 イランの状態というものに關しましては、プッシュ大統領のウォールストリート・ジャーナルの話とかいろいろもう御存じのとおりだと思っております。

そういうことを御存じという前提に立つて、今すぐというような話になっていないのはもう確かなんだと思いますが、状況としては、イランの状況というのは、これは国としては人口七千万、石油の資源は極めて豊富なところでありまして、ちよつとほかの小さな国とはわけが違ふという大きな国であります。そういった国が今最もこの核

の問題に關しましては積極的に行う活動しておりますのは御存じのとおりで、これはE.U.プラ33合めていろいろやつておるのもう御存じのとおりです。

こころのところに關しましては、今のお話ですと、国連の決議なくしてアメリカが一方的に武力攻撃をすることがあり得るかという話なんですよけれども、なかなか今の状況で武力攻撃をする可能性というのは、ちよつと今考えにくいと思います。

もし仮にあつたとするというふうなお話で、仮の話ばかりずつとしていきますと、外交で仮の話ぐらゐ危ない話はありませんので、これは、仮の話はちよつとお答えがしにくいというのが率直なところですよ。

○長妻委員 仮というか、私が質問したのは、安保理の武力容認決議なしでアメリカが攻撃をしたとすれば、それは日本は容認できない、こういう立場になるんですか、こういうふうなことなんですよ。

○麻生国務大臣 先ほど申し上げましたウォールストリート・ジャーナルの話を例に引きますと、一月のインタビューですけれども、アメリカは外交によつて解決するために懸命な努力をしているというのがプッシュ大統領……(発言する者あり)その後ろのうろさいの、じゃかじやかしやべらぬと、私はこの人と話しているから、お願いしますよ。外交によつて解決するために懸命に努力をしていると述べているのは御存じのとおりだと思ひますので、その線に沿つてやつていくという最中に、今どうのこうのというのはちよつといかがなものかなと思ひます。

○長妻委員 では、これは一般論でお伺いしますけれども、当然外交は、いろいろな柔軟性に富む麻生大臣でございますから、余り原理原則というのはお嫌いだと思ひますけれども、ただ、やはり何でもありでは秩序が保たれないので、つまり、では一般論で聞きます。

仮に、一般論として、安保理決議がなく、武

力容認決議がなく、アメリカがある国を攻撃する。安保理決議がない、そして自衛権でもないわけですね、自衛権でもない。そういうときは、アメリカ、これはだめだよ、日本はこういう立場ですよ、安保理決議がないと。

○麻生国務大臣 これは基本的には、個別具体的な話は、この種の話は答えないことになっていくんですが、一般的な話を申し上げるというので、またそれが仮にたかなくともかという話になりますと、これはとめどもなく広がっていくんですが、少なくとも、アメリカとは言わず一國が、どの国でもいいですが、一國が何の理由もなく隣の国を武力攻撃する、もしくは自衛権とはいえないがたいやうな国に攻撃をするということが認められるかといへば、どこの国と限つていなくて言うという前提に立てば、それはちよつといかがなものかというのは当然だと存じます。

○長妻委員 何かすくくアメリカに氣を使つておられますけれども、だつて、安保理決議でないということなんですけれども。

そしてもう一つ、麻生大臣は、イランのモッタキ外務大臣と結構電話とかやりとりをされておられて、いろいろ意見交換をされていると思ひますが、北朝鮮とイランが連動するんじゃないのか。六カ国協議も行方はわからないわけでございます。して、北朝鮮とイランが核をめぐる連動をしてくると非常に問題も複雑化すると思つております。

これは国会図書館に調べていただいたんですが、資料の三ページに発言がいろいろ、お互いの首脳発言、北朝鮮、イランの発言がございます。例えば、多少古いんですが、二〇〇二年の十月十日には、ハタミ氏が当時の川口順子外務大臣と会談して、イラクとの戦争の際に、各国は我々、つまりイランに制裁を行った、その間、北朝鮮に武器を求めたよ、こういうふうにハタミ氏は言われておられる。一九九八年の八月五日には、これはモッタキ外務大臣、当時在日大使でありましたけれども、イラン・イラク戦争のときに、当時イ

ランが北朝鮮から支援を受けていたことを認めたこと。

こういうふうなことで、昔から結びつきはあると思つておられて、これは大臣にお伺いしますが、北朝鮮とイランとの連動というか、核をめぐる連動というのは注意が必要だと思ひますけれども、どういふふうに日本は考えておられますか。

○松島大臣政務官 大量破壊兵器及びミサイルの拡散に対しましては、各国が取り組みを一層強化するとともに、相互に協力して立ち向かうことが重要であります。こうした観点から、我が国は、厳格な輸出管理等に加えて、PSI、拡散に対する安全保障構想における各国との連携等に努めているところでございます。

さらに、北朝鮮やイランの核問題に關しましては、安保理決議において大量破壊兵器等に関連する物資の移転を防止することなどが求められております。国際社会として、この着実な実施に取り組むことが重要でございます。

なお、大量破壊兵器やミサイルの……(長妻委員)それは次の質問。間違つて読んでいる」と呼ぶ間違つてい

○長妻委員 ちよつと本当に申しわけないんですが、これは、政治家であれば、そんな紙つべらなんて読まないで、官僚のうのみにして、次の質問を今からしやべつて、技術移転を取り締まれということは次なんです。

麻生大臣、北朝鮮とイランとの連動、核をめぐる連動というのは阻止する必要があると思ひますが、日本はどういふふうにお考えですか。

○麻生国務大臣 済みません、北朝鮮とイランとの連動をいかに阻止するかという御質問ですが。少なくとも、北朝鮮からの技術がどれくらいものかというのはいろいろ意見が分かれるところなんです。北朝鮮からの核の技術というものが、他国に限らず、テロリストを含めて、そういったものに拡散することを我々としては最も恐れております。今、五者に出ている人の共通点は、多分これです。したがつて、イランを含めま

して、イランに特定せず、ほかの国に関しましては、イランの問題に関しては非常に関心を持っておりまして、いかにここの技術が出ていかないようにするかということに関しては、いろいろ意見の交換が行われているというのは事実です。

もう一点、先ほど御質問で言われた東芝の話、東芝ディスクリットテクノロジというんですか、平成十七年十月に発覚をした。それで、対応は基本的にはニコンと同様、任意聴取のため、ロシア通商代表部員の出頭を求めたが、既に出国済みということでありまして、検察送致が終わりまして、それを受けまして、在京ロシア大使館に対し、遺憾の意と再発防止を申し入れております。

デンソーの件につきましては、相手は中国のいわゆる役人じゃなくて民間人ということでありますので、これは今ちょっと調査中であります。

○長妻委員 これで質問を終わりますけれども、今、北朝鮮からの大量破壊兵器の拡散、イランへの技術供与は日本はよくわからないような趣旨の発言がありましたけれども、米財務省はセパ銀行というイランの銀行との取引を停止しております、これは、イランが北朝鮮からミサイルの取引に際しての資金移転にこのセパ銀行がかかわったということ、そういうふうな米当局は認めているんですけれども、日本はさっぱりとそういうことを情報としてつかんでおられないということだとすると、これはまた情報力のなさということで課題が残ると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

○山口委員長 次に、笹木竜三君。

○笹木委員 笹木竜三です。

質問を始めます。

まず、麻生大臣が二十一日午前中にアメリカの統合参謀本部のペース議長とお会いになつていますが、どんな話をされたんでしょうか。そう長い時間じゃないとは聞いておりますが。

〔委員長退席、やまぎわ委員長代理着席〕

○麻生国務大臣 どんな話をしたかということ、ちよつとなかなか言い方が難しいんです。

基本的には、日本があります北東アジア地域においては、冷戦崩壊後もこの地域においてはユーラシア大陸の西半分とは違う情勢にあつて、朝鮮半島または台湾海峡等々を含めて、我々としてはまだ不安定、不確実性の要素があるということとを一番わかつていないのはアメリカじゃないか。何となく中近東とか西半分の話ばかりしているけれども、この東半分に対する関心の度合いが小さいというのが、これまで、チェイニー副大統領、またコンディ・ライス国務長官、またラムズフェルド国防長官にずっと会うたびにこの話をしてきたが、同じことは、まずそこところは言わないかぬところなのであつて、このところは、きちんとしてそこらのところの理解がないと、日米安全保障条約というものがお互いに確認したものにならぬという点が一点。

それから、在日米軍の再編等々につきましては、今のところ、F15の訓練移転など、昨年の五月にできましたロードマップに沿つて、いろいろ目に見える成果というのが出てきているけれども、少なくともこういつたものを着実に実行していきたいという話をして、また弾道ミサイル、先ほど長妻先生の御質問にあつておりましたところですが、これも、この弾道ミサイルに関しましては、これは協力が着実に進展をしていると思つてゐるので、今後とも協力を進めていくことを確認して、さらに技術の進歩等々、いろいろなものをさらに我々が研究せないかぬところだと思つております。

また、ペース議長の方からは、イラクの安定のために日本の貢献に対しての謝意というものが、これは一番最初に出されたところですけれども、日本としても、イラクの復興もしくは人道的支援というものを引き続き支援していきたいという旨を述べたというのが大まかなところでありまして。

○笹木委員 一点目のことについては、さらに大臣には今後も強く主張していただきたいと思ひま

すが、きょうはその一点目のことではなくて、二点目のことをまずお伺いしたいわけです。米軍再編の中で、在日の米軍基地の再編の問題です。

今までもこの委員会ですとか他の委員会でも麻生大臣はいろいろ答弁で御意見を言われていたんですが、実はきょうの本会議で同僚の議員が質問もしますが、いわゆる米軍再編に係る交付金の法案です。その趣旨説明と質問が本会議で始まつて、その後、委員会でも審議が始まるわけですが、その前に、これまで大臣がいろいろ答弁をされている、御意見を言っている、そのことをもう一回ここで確認をさせていただきたいと思ひます。

一つは、なぜこの在日の沖縄の海兵隊が移転するに当たつて日本側が金銭的な負担をするのかという問題です。何度が答弁もされてはいますが、その前に、これは大臣御自身でも結構です、ほかの方でも結構ですが、まず、そもそも他の国でこういう例があるのか。

例えば、アメリカの立場に立つてみれば、自分の国が自分の領土に自分の国の軍を移転させることに對する経費を別の国が負担するという例があるか、あるいは日本の立場でいえば、駐留米軍の国外への移転に対して、もともと駐留された国が金銭的な負担をした例がほかの国であるのかどうか、これについてお答えをいただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 ちよつと今即答はあれですけれども、私は、アメリカ軍に関しては知りませんが、ドイツから撤退するロシア軍に対してドイツ政府は一兆円ばかり払つたという、何かそんな記憶があります。アメリカについてはちよつと存じません。多分、私が知らないんだから、ないと思ひます。ただ、他国に関してという御質問だったので、その点はあるということは申し上げられると存じます。

○笹木委員 お聞きしたのはアメリカとの関係でということですが、他の国がアメリカの駐留米軍に対して、国外移転に対して経済的な負担をして

いるか、これはないということです。では二つ目に、分担することに対して法的な根拠はあるのかどうか。もちろん、きょうの本会議でかかる法案、それは、その資金をどう提供するかの枠組みについて法案の中に書き込まれているわけですが、もともとこの負担をするということの法的根拠はあつたのかどうか、それについてお答えをいただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 今御質問のありましたのが多分答えなんだと思ひますけれども、新たな交付金の交付とか、また国際協力銀行、JBICにいわゆるグアム移転関連業務に伴う権限を付与するということ、その裏づけは今提出している法律ということになるんだと存じます。

○笹木委員 いろいろ法案ができてくる前にやりとりしてしましても、はつきりとした答えが役所の方とお話をしても返つてこないの、質問主意書を出して尋ねたところ、分担することを明示的に禁じる法律の規定はないと、わけのわからぬ答弁書が戻つてきましたが、かなり無理をして分担するということだと思ひます。今まで例がない、他の国でも例がない、そうしたことをこれから無理をして分担するということだと思ひます。

では、改めてお聞きをしますが、なぜ日本側がこの分担をするのか、それについてお答えいただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 今我々の周りを取り巻いております国際情勢は、先ほど申し上げたとおり、西ヨーロッパというか、ユーラシア大陸の西半分とは大分違つてゐるの一点。したがつて、米軍の抑止力の維持というものは極めて重要であらうというのが一点。

二つ目は、沖縄にやはり基地というか日本の在日米軍基地の七五%が面積的には集中しているという状態は、これはどう考えてもかなり偏つていいると言わざるを得ないと存じます、歴史的な経緯はいろいろあるにしても。

したがつて、その中から海兵隊約八千人、家族

を含めると一万七千人とか六千人とかいふ人の数がそこから移動していくことに關し、これは沖繩の負担軽減ということになろうと思ひますので、そこらに關しましては、我々も何らかの形で、こつちが出ていって、かつ抑止力は維持しろという話ですから、そういう意味におきましては難しい連立方程式を解くみたいな話になろうと存じますので、そういった意味では我々としてしかるべき負担というものを考えたというのがその背景であります。

○笹木委員 要は、日本における基地の負担を減らす、言つてみれば立ち退いていく分だ、こちらは負担が減るんだ、その理屈はそれなりに、賛成するかどうかは別として、わかりませんが、その後でお話しになりました、そして抑止力も維持するのだから、日本にとつての抑止力、そして貢献もしてもらふのだから、そうはいつても、グアムに移転した後の運営にかかる経費まで、これまでの国内の基地にいたと同様に払うということじゃ決してありませんね。

確認をしたいんですが、そうであれば、立ち退いていく分だ、その部分で払うんだといへば、沖繩の基地から海兵隊が八千人、家族が九千人グアムに移転をする、それについて立ち退き料だと思へば、それにかかわる経費ということで日本は負担をする、そういう理屈だということですね。あくまでもそれに限定してということですね、確認をさせていただきます。

○麻生国務大臣 立ち退いて移転するうちを建てて点につきましては、どういふぐあいに計算されるかはちよつと考え方は別ですけれども、立ち退く先の宿泊という点に關しましては、先ほどの負担する費用の中に入っておりますので、その点は御理解いただいていると存じます。

○笹木委員 では、ここでまた、御本人じゃなくてもいいですがお答えいただきたいんですが、今グアムにアメリカのいわゆる兵隊、軍人が六千五百人います。それプラス家族も入れてもう少しの

数になると思ひますが、それで、沖繩からの移転される人数が、兵隊、軍人として八千人プラス家族ということですね。仮にこれで三万人弱だと思ひますか。グアムに現在いる家族と軍人本人、それと沖繩から移転する一万七千人、家族と兵隊含めて大体三万ぐらいになると思ひますが、最終的にグアムに住むことになる兵隊と家族はどのぐらいの数になるのか御存じでしょうか。

○麻生国務大臣 これは笹木先生、私ら外務省は、他国の話でもありますが、他国の領土の中での話でもありまして、最終的にどのようなものをアメリカの国防省で考えているか、ちよつと私のところではわかつてはおりません。

○笹木委員 出席されているほかの方でも結構です。

○大古政府参考人 防衛省からお答えをさせていただきます。

防衛省としても、最終的にグアムに何人の軍人がおつて、家族が何人かということについては把握しております。

○笹木委員 いや、本当にこのグアムでの全体像というのはすぐわかりにくいんですが、私、たまたま機会がありまして、向こうでバイスさんという方から、言つてみれば統合室ですか、グアムの再編の統合室の責任者ですか、バイスさんからお聞きする機会がありました、四万人というふうにご答えておられました。

ですから、当然、今現にグアムにいる兵隊と家族、そして沖繩から移転するのが一万七千人、プラス恐らく一万人前後だと思ひます、兵隊と家族でプラス一万人前後がさらにグアムに、ほかの場所から、日本以外のところから移転をされるんだろうと思ひます。

こういったことで、実は見学もしてきたんですが、インフラの信頼性が非常に低いんだということをアメリカ側の方は繰り返し繰り返しておつたと思います。ですから、インフラもこれから新しくしないといけないんだ、五〇年代、六〇年代からの施設もすぐ多いんだ、九三年から二〇〇一年ま

ではグアムはいろいろな基地機能をどんどん縮小してきたから、非常に今お粗末な、貧弱な状態だ、これをもう一回建て直すんだと力説をしていくわけですね。

それで、先ほどお話しになりました住宅ですとかインフラ、そういったものを含めて全部で百二十七億ドル、そのうち、財政支出と融資、出資を含めて日本が大体六割、アメリカは四割ぐらいということになっていきます。

ここでもう一度確認をしたいんですが、インフラなんかの準備状況とか今現在のかなりお粗末な状況を見て、かなり可能性としては、本当に沖繩から移転する海兵隊とその家族の分だけにこの日本からの負担が使われるんだらうか、いや、それ以外にも使われる可能性がやはりあるんじゃないか、そういうことを感じました。先ほどの最初、なぜ日本側が負担するのかということに戻つて考えれば、基本的には、沖繩の海兵隊の家族と兵隊の移転、このことに厳密にこの負担は使われるべきだと思ひますが、そのことは大臣も同感でいらつしやいますよね。

○麻生国務大臣 百二億ドルのうち二十八億ドルがこちら側の出資というか、払うことになるように思ひますが、今その他の分について、六十何億ドルとの差はローン、いわゆる融資ということになつていふと思ひますので、金利は幾らかとかなんとか、いろいろな計算をしますと、最近ちよつとその種のことから疎い世界に來ていますので、すぐに計算ができませんけれども、少なくとも、ちよつとわけのわからぬ国に貸すのではなくて、仮にもアメリカに融資するんですから、一応やはり金はデフォルトになることはまずないだろうと考えるのが常識的だと思ひますけれども。

したがつて、私どもは、貸した金は返つてくるという前提に立ちますと、少なくとも二十八億ドルは出すにしても、残りの分については融資というところで考えておるといふのが現状ですね。ちよつと、何となく六十一億全部出しきりで返つてこないような話とは少し違ふように御理解いた

だければと存じます。

○笹木委員 今、返つてこないということをお聞きしたんじゃないんです。それは家賃収入で返していくとかいろいろなことを言つていますから、まあ何十年かかるのか知りませんが、返すと言つていふんですが、今そのことを言つていふんじゃない、要は、例えば財政支出でいうと、日本側が二十八・〇億ドル、さつき言つたそれ以外の出資、融資、効率化するんだとかいろいろ言われていますが、住宅についての出資と融資でも二十五・五億ドルあるわけですね。

だから、こういったものは、さつきの話に戻しますと、沖繩から移転する海兵隊とその家族にかかる費用にあくまでも使われるのであつて、それ以外のことは使われない、このことは確認させていただいていいんですが、使われるべきではないということですね。

○麻生国務大臣 二十八億ドルを上限ということで、財政支出、いわゆる通称真水と言われる部分であります。そのほかに、出資十五億ドル、それから融資として出します部分が残り約四億二千万ドル、六億三千万ドル、七億四千万ドルということになりますので、約十九億ドルぐらいのものがいわゆる融資ということになります。

その中で、基地内のインフラというものが出ますので、電力とか上下水道とかいろいろつくらないかぬ。私もグアムにはもう長いこと行つていまして、そのところからいけば、これだけの人が一万人何千人入つてくれば、ちよつといろいろなことをしなくちゃいかぬだろうと思ひます。

したがらして、基地内のインフラ等々をつくらざるを得ないと思ひますが、その電力はほかのところへ絶対使われないかと言われても、ちよつとそこはなかなか、効率的にいけますので難しいとは思ひますが、基本的には今先生の言われたのが基本というように御理解いただいて結構だと存じます。

○笹木委員 いろいろ細かいことは、計算の仕方

もわからないし、いろいろあると思いますが、基本はそうだとお答えいただきました。

それは確認をさせていただきます。

それで、非常に問題なのが、今言った電力だけじゃありません、道路の場合、これはアメリカの融資ですが、上下水道の場合あるいは廃棄物の処理施設の場合、こうしたものもいろいろあるわけですが、いずれにしても、積算根拠と言われているんですが、これが非常にわからない。

いろいろこれもやりとりで、質問主意書なんかを使って答弁いただきますと、積算根拠、要は、グアムでの部隊ごとの規模等が全く決まっていな、だから引き続き米軍と協議することしかない、今の時点で答えられない。これは、法案が出てきて金も出そうということを決めようという直前です、先週の段階でもまだこう言っているわけですね。あるいは、ほかのことに使われる可能性はないのかとか、あるいは、この額が本当に妥当なのかというような、そういう質問をする、米国の見積もりをもとに合意しているが、我が国が主體的に精査することが不可欠だ。当たり前のことだと思えます。必要不可欠だと言っているんですが、来年度以降もその精査をして、縮小が図れないかを検討していくと言っている。

法案を今出すわけですが、まだわからない、精査をこれからやっていく。これは非常にいいかげんな話で、やはり法案を通す前に、積算根拠、少なくとも、最低でも先ほど確認させていただきました、グアムへの沖繩から移転する海兵隊とその家族、その分に使うんだ、そのことがちゃんと確保されているかどうかの確認ができるぐらいの根拠の数字が出てこない、これは法案に賛成、反対という、その判断材料にならないわけですね。

これは、一週間前になってもそういうことすらわからない、答えられない。この状態でいいのかわるか。麻生大臣はこれでいいとお思いかどうか。もちろん、これが委員会の質疑の中でしっかりと具体的な答えが返ってくれば、もう少しまとめた議論ができるし、進めていくこともできると

思うんですが、この状態のままで、先ほど言った本来使われるべきことに使われているかどうかの判断ができるかどうか、こういう状態でいいのかわるかという点について、お答えをいただきたいと思えます。

○麻生国務大臣 基本的には、今から普天間から辺野古に移る、それで、移りませんと出ていきやうがないという部分も、いろいろ重なっておりま、あそここの部分は、そういった部分がありま、すので、少なくとも、時系列的にいきま、かなりそこに時間差が出てくるということだと存じます。そのところは、あしたすぐ移転というんだつたら、きょう積算とおっしゃる意味はわかりますけれども、時間差がありますので、その点はある程度考えておいていただかねと、私らみたいに元セメント屋から言わせま、す、前の年の物価はおよそ当てにならぬことになりま、すので、そういったものの積算を役所できちんとやると、違っているじゃないかということにまたなかねと、いう点もちよつと考慮しておいていただかねかぬと思ひます。

ただ、今、我々としては、沖繩の負担軽減というのは、かなり急いだのは確かです。このところが一番気になっておりましたところだったので、沖繩の負担軽減を急ぐということになると、ういつた形になつていったというのが非常に大きな背景だと思ひます。ただ、少なくとも、相手の国に入つていつて、これ幾らですか、どうですかと詰めるところまでとて今行つていないというのが正直なところだと思つております。

○笹木委員 いや、その状態を金でこれだけ出すんだ、それでその法案を通せというのは、余りにもちよつとむちやに過ぎま、せんか。やはりそれでは判断できないですよ。

最低でも、民活方式で少しでも経費を安くするといふ、九六年ごろからアメリカ本土とハワイでやつていような、アメリカが自前の分担についてやつていような住宅とかインフラのつくり方についての方式はもう一応確立しているわけでは

ね。では、それについての細かい数字、九六年からの経験でアメリカが出してきた根拠はこういうものだ、それは出せるわけですよ。せめてそういうものを出して、そのままの数字でグアムで適用できるかどうか、これはまた議論があることだと思ひます。しかし、それにしても、そのもとの数字を出して、さつき言つた判断も含めてできるようにするのが国会審議のためには常識だと思ひますが、そうはお思ひになりま、せんか。

○麻生国務大臣 できることならやりたいと思ひますが、あくまでも概算ということを出してありますので、基本的には後で積算することになりますので、その段階で精査をするということになります。というのは当然のことだと存じますが、今のこの段階で概算しか出せないというのが現状だと存じております。

○笹木委員 非常に不満足な、不満な御答弁ですが、とにかくできる限りやるべきだというお話はありました。そのことをできる限りやつていただきたいと思ひますので、今後の委員会の審議で本格的にやりたいと思ひます。

それで、もう一つ、これも同じ二十一日ですが、麻生大臣が発言をされていますが、細かい揚げ足取りをするつもりは全然ありませんので。これは長崎県での講演ですか、講演の中で、米軍にできないことを日本がやつてい、日本人というのは信頼がある、青い目で金髪だったら多分だめよ、我々は幸いにして黄色い顔をしてい、中東で搾取をしてきたとか、ドンパチ、機関銃撃つたとか一回もない。

これはどういう脈絡で発言されたんでしょうか。

○麻生国務大臣 平和と繁栄の回廊というのは御存じかと思ひますが、今度日本が、イスラエルとパレスチナというものの長い間の紛争解決のためには、我々としては、パレスチナが経済的に自立をしていかないう限り、仮に独立をしたとしても、少なくともパレスチナが国家として成り立つていないというのでは話になりま、せんよ。イスラエ

ルも、建国した当時、成功した最大の理由は、農業が成功をおさめたといふのが、イスラエルの建国、その後の経過につながつていつた非常に大きな背景だといふのは、パレスチナも御存じでしょう。イスラエル人にできて、何でパレスチナにできないんですか、おかしいとは思ひぬのですか。我々は、そういった点で、この点に関して支援をしていくという用意があります。

問題は、農業というものは売れなくちやしようがありませんから、つくるだけで後は何も知らないんで、どこかの国とわけが違ふので、つくつたら売らなやだめなんですよ。売つたら回収する。その売の先はどこですかといへば、基本的には、ヨルダン渓谷を抜けていく以外にほかに方法がないんじゃないやありませんか。したがつて、ヨルダンの人も入つてもらつて、ヨルダンとイスラエルとパレスチナと三カ国で話をするということではないと、後々の保障ができかねる。したがつて、パレスチナ、ヨルダン、イスラエル、三カ国で日本でもやりましよう、安心して話ができるんじゃないやありませんか、日本でやりましようやという話をして、シモン・ペレス以下、パレスチナの交渉局長、ヨルダンの王室顧問等々が来て、下打ち合わせもしましたけれども、日本でいろいろ話をし、て、一番最後のところで、この話がまとまるころまで来た。

まとまるころの段階で、ここまで行けたのはひとえに日本のおかげだといふ話をされたので、私どもの方から、何で日本を信用しましたか、何であな、日本人を信用したんですかと聞いた、うんと言つて詰まつたから、早い話が、我々は西洋人じゃなかつたからでしよう。我々はおたくの地域にいまだかつて何の関係もありませんから、しかし、経済的には世界第二の経済大国にのし上がつて、しかも、おたくと同じようにうちは資源はないから、その資源のない国でもこれだけできたといふことが我々を信用させたんじゃないやありませんか、すなわち我々が東洋人だったからですよといふ話をして、向こうはいきなり手を出

して、につこり笑って、そのとおりだと言うから、その話を説明しやすくてただであって、そこを青い目だ何だと、そこだけとられてこんなことを書きやるから、頭にきたという、この間のどこかの委員会で、ふざけているじゃないか、こういった国益に背くような話を堂々と流しているのはおかしいと。

これを出した通信社もどこだかわかっておりますが、ほかの通信社も何もみなわかつたから、そこは何も書かなかつたけれども、この通信社だけが書いたというのが背景だと思っております。したがって、これは向こうも物すごく理解をしている、これはみんな同じですから。

この間、パレスチナに選挙の支援で、うちは外務省から大臣政務官を選挙管理に出したんですけれども、そろそろ人がついてくるというわけです。何か気持ち悪いなと思ったら、何人、何人、どこから来たかみんなはしゃいじゃった。東洋人を見たのが初めてというようなところに選挙に行きますので、そういうたぐい、日本人とわかつたら、多分パレスチナ語だかアラブ語だか、ちよつと詳しい言葉は知りませんが、うわあつと今度のはわつと人がふえてくる。それぐらい信用があるというのは、やはりこれは、我々の先輩や多くの方が培ってきた外交力、国家のブランドとしては物すごく大きいんだというのを私は思いました。

私は、この話がなかつたら、正直、この平和の回廊というのはそれまでちよつとやれる自信がなかつたんですが、昨年、この大臣政務官の報告を受けたものですから、それで、よし、これはやれるかなと思つてこの話を企画したというのが背景で、いろいろおもしろおかしく話をとられているのは、きのうも、何委員会か忘れましたけれども、参議院で御意見がありましたので、同じように、笹木先生よりはもう少し言い方がちよつとあれだったので、もっと激しく答えたんですが、きょうはにつこり答えております。

それが事実であり、そういうように真意をお酌

み取りただければと存じます。
○笹木委員 別に、黄色人種発言とかそのことを今取り上げたてお聞きしたんじゃないんですね。

今おっしゃったことは大体わかります。実際に、中東の紛争というのが、過去の植民地主義の負の遺産として起つてきているのも事実だと思います。それに対しては、日本は中東における植民地主義には手を染めていないのも事実だと思います。

しかし、それでこれまで比較的好感も持つてもらえたんだと思いますが、今、そういうふうには切る、ドンパチをやつていない、機関銃撃つていないというふうには、一回もないと言っているのは、中東の方の中には、ちよつとそれはずるいんじゃないか、ごまかしじゃないかと思う方もいる可能性がある。これはやはり事実だと思います。

大臣に言うまでもなく、日本の基地からは、アメリカの戦闘機であっても艦隊であつても出てくるわけですね。過去に先輩が、先人が事前協議というのをしっかりと位置づけていた。日本から行われる戦闘作戦行動のための在日基地の使用は日米の事前協議の対象になる、こういうことを規定してこられた。

これは、例えば、アメリカの軍が、かつてベトナム戦争のときに在日の米軍基地から直接出撃していった、艦隊も出ていった、あるいはイラク戦の場合にも直接出ていった。こういうことに對して、ベトナムの方であつたりイラクの方であつたりは、やはり日本をアメリカと一体化して見る可能性が非常に高いと思います。ですから、今までの日本の立場から見ると、印象というのは非常に変わつてきている可能性があると思います。

ここで、大臣に改めてお聞きをしたいわけですが、この事前協議というのを取り決めたのは、日本の先輩方がどういう思いで取り決めたをされたんだと思われるか、御意見を伺いたいと思います。

○麻生国務大臣 先輩方の心理状態までは、ちよつと今になりますとなかなかわかりませんけ

れども、基本的には安保条約によつて、少なくとも日本に在る、例えばアメリカ空軍にしても何にしても、日本の安全保障をきちんとやつてくれているという大前提に立ちますと、やつてくれているというのでありさえすれば、航空母艦が、もしくは飛行機が、艦船がどこかほかのところにいくことに關して、それは我々としてかわり合うところではない。行つちやうことによつてこつちの方の手薄になるというのであれば、これはまた話は別です。しかし、いなくなるというんじゃないで、どこかに移動するということに関しましては、我々にとつてかわり合うところではない。それは米軍のオペレーションの話というぐあいに理解をいたしております。

○笹木委員 いつもは、直接出撃しても、訓練で発進したものに出撃任務が与えられた、そういうへ理屈を言つたりしてきたわけですね。先輩方がどう考えたというのは、恐らく、合意なしでアメリカがリスクの高いところに行く、議論もなし、合意もなしに行かれたのでは日本が一体化する、それは日本の国益を損なうし、日本の危険が増す、こういう前提で事前協議制というのをつくられたんだと思います。

だから、それから見て、今言つた、常にへ理屈を言つてこられて、直接出撃していても知らないふりをしてきた、このことは、ごまかし以外の何物でもないし、やはり長期的には絶対に国益を損なうと思います。そうしたことを一方でして、ドンパチも一回もやつていない、そういうことを平気で言うのは、やはり、ごまかししている、ずるいというふうにも思われるんじゃないか、そういうふうにも心配するわけです。

大臣は、そのことについて、事前協議について、少しでも現実に合つたものに見直すことも含めてですが、これについて何か、今後の見直しについて考えることは全くおありになりませんか。

○麻生国務大臣 向こうからはずるいと言われたことがありませんので、先生は言われたかどうか知りませんが、少なくとも私自身は言われたこと

はありませんので、少なくとも今そのような感情を持たれてはいないことは確かだと存じます。それが一つです。

二つ目の、今の事前協議の話は、これは御存じのように長い話で、藤山・マッカーサー会談とかずつときかのぼりますので、これは一々説明していくと、とてもじゃない時間がありませんのであれですけれども、少なくとも今、戦闘行動に直接従事することでないということになりますと、これは少なくとも我々として事前協議の対象ではないというのは御存じのとおりであります。

○笹木委員 もう一点だけ別に確認したいことがあるので、きょうはこまめにしますが、別の機会にまたゆつくりやりたいと思います。

先ほど長妻議員も一部取り上げていましたが、二十一日、麻生大臣がベース議長と会つた際に、弾道ミサイル迎撃協力についても話が出た、そういうお答えでした。

これは御本人じゃなくても結構です、事務方の方でも結構ですが、要は、前倒しして、パトリオット3を、二〇〇六年度の終わり、三月末に入間の高射隊、そして二〇〇七年度中にはさらに三カ所、二〇一〇年度までに十六の高射隊に配備するという計画があると聞きましたが、これについて説明をいただきたいと思ひます。

○大古政府参考人 パトリオットのPAC3の配備につきましては、今委員御指摘のとおりで予定しております。

○笹木委員 それでかなり前倒しをしているわけですが、十六の高射隊に配備をしても、一つの展開したパトリオット3で大体半径二十キロぐらいなわけですね、その守備範囲というのが、

○大古政府参考人 PAC3の守れる範囲につきましては、具体的な数字は事柄の性格上ちよつと控えさせていただきますけれども、基本的にPAC3の守れる範囲は半径数十キロということでございます。

○笹木委員 では、別の聞き方をしますが、二〇一〇年までに十六高射隊で配置をするということ

ですが、日本全国くまなく守備範囲にするためには、最終的に一体幾つの高射隊で配置することが必要になるのか。これについては別に隠すことじやないと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

○大古政府参考人 弾道ミサイル防衛につきましては、まず広い範囲をイーリス艦のSM3ミサイルで防護した上で、撃ち漏らしたもののについて、都市の政経中枢をPAC3で守るということと考えているところでございます。

その意味で、日本全国くまなくPAC3で守るということについては、防衛省として特に検討はしておりません。

○笹木委員 検討はしなくても、単純に計算すればわかるわけで、三百高射隊です。三百高射隊に配置して初めて日本全土をカバーすることができ、この計画は別にないわけですが、結局、イーリス艦で撃ち漏らした分、今度これをパトリオット3でさらにということなんです。これも前倒しをしていますが、すべてカバーできるわけじやない。ですから、多分優先的に、人口が多いところと原子力発電所のあるところと、かいろいろなところを優先してカバーしていくということですね。

それにしても、結局、それでも三分の二百八十四の範囲はカバーできないんだ、こういうことも含めて、余り隠さずに国民に知っていただくべきだと思います。知っていただいた上で、例えば自治体も政府も協力しての国民保護計画。まあ、あつちやいけないうし、可能性はそう高くないかもしれないけれども、暴発した場合には決して確実と言える態勢じやないんだ。それを前提に国民保護計画をやる、これをもっと力を入れるべきだと思いますが、その国民保護計画ということからいつて、今言った弾道ミサイルよりもっと深刻なのは、生物化学兵器に対する対応だと思います。

大臣も以前、若干お話しになっていましたが、弾道ミサイルそして核搭載のミサイルはまだ時間

的な余裕が少しあるかもしれない、生物化学兵器による攻撃は、あしたやろうと思ってもできる、技術的にはできるわけですが、これに対する備えはどういうふうにされていますか。

○下村内閣官房副長官 お答えいたします。政府としては、平成十六年の十二月に、テロの未然防止に関する行動計画を策定いたしました。関係省庁が緊密な連携を図りながら、テロ対策情報の収集、分析に努めるとともに、テロの未然防止を図っているところでございます。

特に、今御指摘の生物化学兵器を利用したテロ等については、大量殺傷型テロの一つとして政府全体で平素から対策を講じておりまして、緊急医療体制の整備、医療関係者への情報提供、ワクチンの備蓄、医薬品の在庫、流通量の調査を行いまして、被害者対策等に万全を期するとともに、警察のNBCテロ対策専門部隊及び陸上自衛隊の化学防護部隊が即応態勢を整えているところでございます。

また、万が一、生物化学テロが発生した場合には、初動措置を迅速的確に行うことが最も重要でございまして、警察、海上保安庁、自衛隊、厚生労働省等の関係機関が連携を密にしまして、被害者の救助、被害の拡大防止、犯人の検挙等に全力を挙げるとともに、国民に対して正確で時宜を得た情報を提供することとしております。

今後とも、情勢の変化に対応しまして、対策の不断の見直しを行いまし、生物化学テロ対策等、万全を期していきたいと考えております。

○笹木委員 少しずつ始めようとしているというのは、いろいろ説明を受けてわかりましたが、ぜひ大臣も御認識いただきたいのですが、アメリカでは二〇〇三年に、二十四時間以内に探知できる生物兵器センサーを主要都市に配備している。日本はともまだそこまで行っていない。特殊部隊が何かあつたときにそこから派遣されて、それから始めよう、調べよう、そして対処をスタートさせていこう、そんな状態です。

そして、ワクチンの場合ですと、アメリカは、生物兵器に対するワクチンを四億人分確保している。日本はどのぐらいですか。せいぜい二百万人分ぐらいです。探知機も全くありません。

○笹木委員 弾道ミサイル対策ということで、アメリカといろいろな協力とかいろいろなことを学ぶのも必要だと思いますが、この生物化学兵器、これについてもアメリカは非常に進んでいますので、このことについても、大臣も含めてもう少ししっかりした協力をやっていただきたいし、先ほど国民保護と言いましたが、この生物化学兵器対策でいえば、自治体の役割はもっと大きくなると思います。日ごろからの研修ですとかあるいは訓練とか、全くお粗末な状態です。

そうしたことをぜひ、結局、北朝鮮だとかある国の脅威とかいっても、国民一人一人にとつて一番関心があるのは、そのときに自分自身あるいは家族は生き残れるのかどうかだと思うのです。ですから、その視点に立つてこの国民保護、特にきょうは最後に生物化学兵器対策、このことをしっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 やはり地下鉄サリン事件です。ね、これにまさる、化学兵器を使った、兵器というべきか、これがやはり一番、日本においては最大のテロなんじやないでしょうか。しかも、霞が関です。外務省のトイメン。ここで約五千人からの人が影響を受けたという痛ましい事件、もうすっかり忘れていた人もいっぱいいます。もうすけれども、これは日本において、日本はテロがないなんてとばけたことを言う人がいっぱいいますけれども、これにまさるテロなんかありませんよ、五千人です。

そのときに、実に簡単にあいつたのができた。しかし、後遺症に悩む人も多中で、あれだけ死人数が少なかった最大の理由は何かといえば、陸上自衛隊のある医官の判断、これにかかったというのはいくらも御存じのとおりだと思いますので、そういったようなものがきちんと対応できるマ

ニユアルというものがもつときちゃんとされていかねばいかぬ、私もそう思つて、これは金のかかる話でもありますけれども、すごく大事な話だという点に關しましては、笹木先生と全く意見を同じにしております。

○笹木委員 別な機会に、もう少し詳しくこのテーマについてもやりたいと思つています。

○山口委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮君です。昨三月二十二日、原爆症認定申請を却下したのは違法だということで広島と長崎の被爆者が国を訴えた集団訴訟の判決が、二十日の仙台地裁に続いて、東京地裁で下されました。現行の原爆症認定のあり方について、被爆者救済を目的とする法の趣旨に合わない、このように判決は批判をしまして、三十人中二十一人について、国の原爆症認定申請却下処分を取り消す、原告勝訴の判決であります。

国側は、一九九〇年以降、最高裁、大阪高裁、東京高裁など、全国十二回の判決ですべて敗訴しております。

被爆から六十年以上たつて、被爆者たちは高齢化をしております。私ごとですけれども、十四歳のときに広島で被爆した私の母も、たび重なる病氣、そして脳梗塞の再発で、一昨年から思うように話もできないということで、半分寝たきりみたいな状態になっております。そういう被爆者たちは残された時間が少ないと、訴えた方々は一刻も早い救済を望んでおります。

国会においても、認定行政についての抜本改革を求めるということで、国会議員百六十人以上が既に賛同署名をしていて、自民党も含めて超党派で議員の動きが広がっております。

これは主管は厚生労働省ですけれども、今こそ国は、控訴を断念して、原爆症認定行政の抜本的見直しを行うとともに、さらに原爆被害への国家補償へと踏み出すことを強く求めたいと思つております。

そこで、麻生大臣、国としてのこうした決断の問題とともに、二度と被爆者を生まないということのために、世界的な核兵器全面禁止、廃絶ということがいよいよ重要になっていっていると思うんですけれども、大臣の所見を伺いたいと思います。

○麻生国務大臣 御存じのように、唯一の被爆国と、今この種の話は、唯一被爆国と言うと、いや麻生さん、ウクライナも忘れるなよと必ず言われますので、爆弾という形で被爆したという意味においては日本が唯一ということになります。最近のものはすぐ、外国語に通訳されていくと、いきなりチェルノブイリあたりからと来ますので、おまえらだけじゃないぞという話になりますので、随分持つて回った言い方をするじゃないかとお思いでしょうけれども、そこところは御理解いただきたいと存じます。

核兵器のない平和で安全な世界というのを一日も早く実現というのは、これは当然のことなのであって、この点に関しては、結構、これまで日本としては、国連の中等々において着実に実績を積み重ねてきたと思っております。

核軍縮決議案の提出とか、いろいろこれまでも行ってきたところでもありますし、少しずつふえてきているというのも実態だと思っておりますので、今後とも、こういった努力を継続していかねばならぬものだと思います。

○笠井委員 被爆者の思いからすると、本当に当然これは大事なことでということ、それから、今なお原爆投下を正当化するアメリカ、そしてその戦争と核兵器使用政策というのがあって、これを現実には容認しながら、それに協力するという日本の政府の姿勢が、裁判をめぐる問題でも、やはり原爆被害を直視しない根本的な要因にあるのではないかと私は強く感じております。今こそそれを改めるべきだということを申し上げたい。

そこで、二〇〇七年の世界を見渡しますと、イラク戦争の開始から四年ということでありまして、世界の世論に挑戦をして戦争を強行したブッシュ政権に対する厳しい批判が、国際的にも、そして

また米国内でも沸騰している一方で、非核平和という点では、力強い流れが大きく広がっているというところも見るべきだと思います。

昨年末の国連総会では、今大臣がおっしゃったような一連の核兵器廃絶の決議ということで、核兵器廃絶の約束実行だと交渉開始という問題も含めて、さまざまな決議が上がり、そして、北朝鮮をめぐる核兵器とその開発計画の放棄、朝鮮半島の非核化に向けても、六者会合が共同文書を出して、今、その合意の着実な実施に向けてということで、なかなか大変ですが、粘り強い努力をされているところだと思っております。

そういう中で、この中で注目すべきことは、核不拡散という角度から、もはや核兵器廃絶しか出口がないという形で、新たな主張や声の広がっているということだと思っております。

例えば、ことし一月四日に、アメリカの新聞、ウォールストリート・ジャーナルで、核兵器のない世界の実現に向けて、これを呼びかけるということで、そしてまた米国自身に本格的な努力を求めた論文が出されました。実は、これを出したのが、ヘンリー・キッシンジャー、ジョージ・シュルツ両元国務長官、それからウィリアム・ペリー元国防長官、サム・ナン元上院軍事委員長、四氏によるものでありますが、大臣、これは御存じでしょうか、御存じかどうかだけ。

○麻生国務大臣 正月でしたね、一月四、五日だったかな。日本で四日ですかね。はい、知っております。

○笠井委員 その中で、私もきょうここに訳したものを持ってきましたけれども、冒頭でこう言っております。

今日、核兵器は巨大な危険をもたらしているが、同時に、歴史的な機会をもたらしめている。米国の指導者たちは、世界を次の段階に進めること、すなわち核兵器が潜在的に危険な手に拡散するのを防止するための重要な貢献として、核兵器に対する世界的な依存を逆転させ、最終的には核兵器が世界への脅威であることを終わらせるため

の確固としたコンセンサスに進むことが求められている。

そして、核兵器が冷戦期において国際の安全の維持のために不可欠だったのは、それが抑止の手段だったからである。冷戦終結によって、米ソの相互抑止というドクトリンは時代おくれとなった。抑止は引き続き、多くの国にとって、ほかの諸国からの脅威という点で重要な動機である。しかし、この目的で核兵器に依存することは、ますます危険になっており、有効性を減じている。だから、核兵器のない世界に進むべきだという主張であります。

キッシンジャー氏といえば、もう申し上げるまでもなく、かつて「核兵器と外交政策」という論文を書いて、本を出して有名であります。五〇年代にも、限定核戦争論を理論化するというもので、核政策を進めてきたような政治家であります。こうしたアメリカの核世界戦略を立案、推進してきたような人々による提言だけに、私のような立場でも非常に感慨深く、重いものだと注目いたしました。

国連総会に政府が提案した「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」、こういうことも決議が出されて採択をされる、そして、アメリカに対して、CPTBTの批准を求めている政府の立場として、私は、こういう動きというのがアメリカの中で起こっているというのは歓迎すべきことだと思っております。大臣はこの呼びかけについてどういう感想を持たれておられるか、そしてどう受けとめておられるか、お答えいただきたいと思っております。

○麻生国務大臣 ワールド・フリー・オブ・ニュークリア・ウェポンというのがたしか表題だったと思いますが、正直言って、笠井先生、あのときは、ちよつと正確な記憶じゃないんですけれども、二つ思ったことだけ記憶があるんです。一つは、君子は豹変するなと思ひました。この人の最初に書いた論文は、ちよつと正直びっくりするほどの論文でしたよ。私が読んだ、読

んだといひますか、あのころ、まだ英語はちよちよこだったので、かなり辞書を引いて読んだ記憶があったので。あの相互確証何とかかんとかという例のをつくり上げたときでしょう。それが、同じキッシンジャーだったので、へえと思つたのが一つです。それから、やはり時代というのは随分大きく変わりつつあるのかなというのがそのとき思つた記憶なので、もう一回読んでみないと、何十年前からある本でしかたけれども、正確な記憶が少し薄れていると思ひますけれども、そのとき思つた感想はどうだったかといへば、それが正直な実感でした。

○笠井委員 大臣から率直な感想がありました。まさに私も、あの人がこういうことをと。しかも、やはり時代が大きく動いているな、変わつていくなというところを実感したのであります。

このほかにも、この間というところ、ハンス・ブリンクス、国連のイラク査察チームの元責任者とかエルバラダイIAEAの事務局局長も、核兵器のない世界を目指すべきだ。つまり、不拡散ということを追求めてきた立場から、それが重要だということ、相次いでそういう発言、提言がこの間出されているということだと思ひます。

このキッシンジャー氏の呼びかけは、また改めて大臣も振り返っていただければと思ひますけれども、今何をすべきかということで、先ほど申し上げたようなことに続いて、こう言っております。

まず第一に、核兵器のない世界という目標を共同の事業にするために、核保有諸国の指導者たちとの集中的な協力が求められる。こうした共同の事業というのは、核保有諸国の配置を変えることになるので、北朝鮮とイランの核武装化を回避するために既に行われている取り組みに一層の力を添えることになるだろう。こう指摘をしております。

こういう点でも、唯一の被爆国の役割というのが、まあ唯一の被爆国というのは先ほどありましたが、原爆被害を受けた唯一の国という点でいう

と、いよいよ大事になっていると思うんです。ところが、その点でいいますと、当委員会でも議論になってきましたが、核保有議論の問題がありました。これは改めて私は繰り返しません。さらには、総理も外務大臣も、非核三原則を守るということは繰り返し強調されるわけですが、他方で、日米同盟のもとの核の傘というものは堅持する、そういうものといくんだという役割をあえて強調される。日本を舞台にした米軍の展開、これを容認しながら再編を進めるということであります。

こういう点でいいますと、こういう問題提起があるものでなんです。他国には核の放棄を迫るということをやつても、あるいは核を持つなということは主張をしながら、他方で、みずからは最大の核保有国である、そして、キッシンジャーからも言われるような立場にあるわけですが、アメリカ自身が新型核開発の具体化を進めている、そうしたアメリカの核兵器に依存し続けるということが一体どれだけ説得力を持つんだろうかという問題が出てくると思うんです。世界に非核を訴えて説得をするなら、まず、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませぬの非核三原則と、戦争放棄の憲法を堅持しながら外交に生かすべきではないかと私は考えます。

そこで、麻生大臣、こし冒頭の外交演説の中で、主張する外交ということで展開をされました。その中で、私も印象深く伺ったんですが、「日本の主張に耳を傾けたいと相手に思わせることが重要であります」というふうに述べられました。しかし、その主張の中では、外交演説を私も改めてここで読みましたけれども、国際的な核軍縮、不拡散の体制を維持強化ということは言われているんですが、核兵器廃絶ということ自身も、明示的に、やはり主張する外交として、唯一の被爆国日本としてははつきりこの際言うべきじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 笠井先生御存じのように、やは

り日本の場合、隣国に核を持っている国が、太平洋を隔てたアメリカを含めまして四カ国、ロシア、中国、北朝鮮、まあ北朝鮮が核保有国かどうかというのは意見の分かれるところでちよつと一概には言えませんが、一応、持っているといふ自称している国を含めまして、四カ国の間に日本と韓国がいるという状況にありますので、我々としては、こういった状況の中にあるという前提に立ちますと、その関係が皆仲がいいという関係ならともかく、なかなかさようなわけにはないというところになりますと、自分で防衛をせないかぬ。そのためには、核なしで全部防衛できるだけの力が我々にあるかといえ、今の段階ではさようなわけではないという大前提に立つて、これで、同盟関係にあります国と一緒に防衛しているという状況であります。こういう状況で大前提にしないと、今の話は、我々として一方的に思いだけを言つてもなかなかできないところがあるように存じます。

総じて、もう一つ、先生、最近、この種の話をよく見ると、両方でこうやっている国、片方が、弱い方が持つんですよ。軍隊を持てるだけの金もない、人口も少ない、何もなしというところ、こつちが持つということにどうしてもなる。それは、仲が悪ければどうしてもそういうことになりたがる傾向がある。これは軍事的にはよく言われるところなんですけれども。

何となく、アメリカを頼りにした韓国の方がだんだん経済力をつけてきて、そこそこ豊かになってきて、傍ら、北の方はそうでもなくなつてくる。今度、北の方はいきなり核を持ちますのミサイルのこの話になっていくんだと思います。このところのころは、やはりある程度自信を持って豊かになる、経済も豊かになって自信を持つ、いろいろなところが出てきて複合的に生み出すものがあるかと思ひます。私もこのところは、その国の経済力とか生活水準とかいうものがある程度上がってくるということも、その種のものにもう頼らなくてもいいやとかいうような気にさせるもの

の一つではないのかなと最近つくづく考えるようなことがあります。今おっしゃられたことは長期的には絶対正しいと私は思いますが、今たまたま言われると、なかなか、今の我々が置かれている環境はそれが許される環境にあるかなということを別の次元として考えております。

○笠井委員 時間がそんなにありませんのであれですが、キッシンジャーの提起の中でも、結局、北朝鮮とかイランとかテロリストとか、そういうことも踏まえて、いわゆる冷戦後の状況から見ても、今抑止ということではなくて、そうでないといふアメリカ自身も大変なことになるよという話をしているという点が一つ。

もう一つは、身を守りつつということと一方では大臣おっしゃるわけですが、しかし、今、実際には、日本の政府がやっているのは、身を守るといふよりも、アメリカの核抑止力論に依存するといふ形で、そのアメリカはまた世界戦略をやつていますから、むしろその点によつて、日本がアジアや世界から見て脅威になりかねないという問題、あるいは実際にそうなつてくるということになつてくると思うので、その辺は非常にやはり考えていかなきゃいけない点だと思ひます。

もう時間が来ましたので、そういう中で、二〇一〇年のNPTの運用検討会議が開かれる、その第一回の準備会合ということになると思ひますので、それに向けて、まさに被爆国、原爆被害を受けた唯一の被爆国としての役割がいよいよ大事だということ、それにふさわしい役割を発揮することを強く求めておきたいと思ひます。この点については、もう時間ですので、また改めて伺いたいと思ひます。

○山口委員長 次に、照屋寛徳君。

○照屋委員 社民党の照屋寛徳です。質問時間が限られておりますので、本日は、沖縄県北谷町のキャンプ桑江北側跡地問題のみに絞つて質問いたします。

キャンプ桑江の全体面積は幾らで、そのうち、一九九六年のSACO最終報告で返還が決まった北側部分は面積が幾らでしょうか。

○北原政府参考人 照屋寛徳先生に御答弁申し上げます。ただいま御質問の件でございますが、キャンプ桑江の全面積、これは返還直前の面積でございますが、約百七ヘクタールでございます。そして、先生御指摘の、平成十五年三月三十一日に返還されましたキャンプ桑江のいわゆる北側部分、この返還面積は約三十八ヘクタールとなっております。

○照屋委員 キャンプ桑江北側部分について、地主へ引き渡された年月日はいつでしょうか。

○北原政府参考人 先ほど申しましたが、十五年三月三十一日に日本側に返還されました。その後、国といたしまして、不用品建物等とて工作物の撤去工事などを行ひまして、地主の皆さんには平成十六年九月三十日に引き渡しをしております。

○照屋委員 キャンプ桑江北側跡地について、国が支払っている特定跡地給付金の総額は幾らですか。

○北原政府参考人 先生御指摘の特定跡地給付金についてでございますが、まず、キャンプ桑江北側部分に係るところの特定跡地給付金の支給対象期間、これは一年六月となっております。具体的には、平成十八年四月一日から平成十九年九月三十日までとなっております。

そして、実際の支給時期というものにつきましては、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの一年分を實際にお支払いするのは、本年、平成十九年四月一日以降になります。それからまた、平成十九年四月一日から同年九月三十日までの六月分、これにつきましては、お支払いは本年十月一日以降に、それぞれ地主の皆さんからの申請に基づきまして支給をすることとなっております。

したがしまして、御質問の、今既に幾ら払っているかということはございせんが、これから、十九年度にお支払いをすることになります。現在、その総額といたしましては、約六億七千万円を予定しているところでございます。

○照屋委員 これは軍転法による補償金とは別ですか。それも含めてでしょうか。

○北原政府参考人 私が申し上げました特定跡地給付金制度でございますが、実はこれは沖縄振興特別措置法に基づくものでございまして、沖縄について返還される施設・区域で適用されるのは、このキャンプ桑江北側部分が初めてになります。

○照屋委員 ところで、返還されたキャンプ桑江北側跡地の原状回復は完全になされたでしょうか。また、土壌汚染などの調査は返還地全部をやったかどうか、お答えください。

○北原政府参考人 私ども国といたしましては、返還するに当たりましては、原状回復に努めたところでございます。

それで、今、土地の汚染等についてでございますけれども、原状回復としての土壌汚染調査というのは、一般論をちよつと申しますと、返還された施設・区域の全域を対象として行つてきております。

具体的には、これまでの使用の実績、どのように使われていたのかということ、関係資料ですとかあるいは地元の方で古くから従業員だった方々ですとか、いろいろな資料あるいは航空写真その他を参考といたしまして、土壌等の汚染の蓋然性があると判断したところについて調査をして、そしてもし発見された場合には、除去をして、所有者の方に引き渡しをしております。

本件のキャンプ桑江につきましては、先ほど申しましたが、返還跡地の面積が約三十八ヘクタールでございます。これにつきまして、今申しましたような手段を使いまして調査をしたところ、自動車整備工場跡地を含むバスターミナル地区、また送油管敷地跡など一部の土地、これは面積的に

約四・五ヘクタールでございしますが、これにつきまして土壌等の汚染の蓋然性があると判断をいたしました。したがしまして、その範囲につきまして、試料の採取、分析を行いまして、その結果、汚染が確認された部分、これは約一・四ヘクタールでございしますが、これにつきまして除去などを実施したところでございます。

それで、北谷町が今の土地については土地区画整理事業をやっておりますが、その一環といたしまして、事業を進める上で前提となる文化財の発掘調査をやっております。その中で一部汚染が発見されておりますが、これは、返還するに先立ちまして、返還した後やつていこうということで地元と合意しております。その面積は約〇・六ヘクタールでございします。

それから、今まで私が申し上げたような努力を返還前にしたところでございしますが、返還した後、引き渡した後、さらに四ポイントほど、油臭土壌が発見されております。その四ポイントのうち、私ども、三ポイント、これは面積的には〇・六ヘクタールでございしますが、既に処理をいたしました。あと一ポイント、これはまだ残っておりますが、面積はまだ確定しておりません。

いずれにいたしまして、私ども、これを返還するに当たりまして、地元北谷町それからまた土地連の方々、関係者等の間で確認をして、確認書を取り交わしております。返還した後でもこういうものが出てきたらしっかりと国として対応するというところをお約束しておりますので、我々としては、返還前にも一生懸命やりましたが、なおかつ、落ちこぼれたといえますか、そういったものについてはしっかりと対応していかなければいけない、そのように考えております。

○照屋委員 土壌汚染だけではなくて、磁気探査も返還地に全部やつたかどうか。

そして、北原長官、先ほど長官がお答えになったように、政府としては、十月一日以降、特定跡地の給付金を支給して、それで打ち切ろうというわけですが。

ところが、この北側跡地については、政府が原状回復したはずの引き渡し後も、基準値の実に二十倍を超える鉛、六価クロム、砒素などの特定有害物質あるいは土壌汚染、ロケット弾、一万二千発の銃弾、不発弾などが発見されて、地主による跡地利用の区画整理がおくられております。

私は、特定跡地給付金の支給を、一般論ではなくて、北谷町のキャンプ桑江北側跡地については支給を延長すべきであると思ひますが、北原長官の明確な答弁を求めます。

そもそも、軍転法、沖振法の補償期間が短いんですよ。地主らが使用収益を開始するまで補償すべきであるということもつけ加えておきます。

○北原政府参考人 御答弁申し上げます。ただいま照屋先生から御指摘をいただきました点でございます。

まず、磁気探査につきましては、私ども、これまでの使用履歴などに基づきまして、古井戸に弾薬が投棄された可能性があった情報を得たために、磁気探査その他をした経緯がございますが、そこでは弾薬は見つかっておりません。しかし、先般、先生今御指摘のようなキャタピラですとか弾薬ですとか等々がまた見つかったというわけでございます。これらは磁気探査を行わなかった地区から発見されたものでございます。

我々としたしましては、いずれにいたしまして、今後、土地を引き渡す際には、早期引き渡ししが跡地利用の促進に資するという共同認識を関係者で確認いたしました。これが返還に当たつての、十六年九月十三日、確認をしておりまして、実際に九月三十日に引き渡しをしているわけでございますけれども、その際、特別な状況が新たに確認された場合にあっては、各当事者は誠実に協議するといったことをお約束いたしておりますので、私ども、今、町の土地区画整理事業を実施する町御当局と緊密に連携をいたしまして、跡地利用のスケジュールに影響を及ぼすことのないように、工作物の除去その他につきまして適切にやっております。そのように考えているところでございします。

○照屋委員 通告してありました国道五十八号の拡幅工事に伴う本件跡地の補償問題について、簡単にお答えください。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。御指摘の沖縄西海岸道路でございしますが、沖縄の幹線道路ネットワークの骨格を形成する重要な道路でございまして、その一部である北谷町内の区間にございまして、国道五十八号線等の北谷町内の激しい交通渋滞を緩和し、地域の振興を支援するものでございまして、現在、計画の検討を行つてございます。

これまでの検討の結果、国道五十八号を東側に約二十メートル拡幅する案が最も有力であるとの結論に達しまして、北谷町の御了解も得た上で、先行して北谷町によって施行されております桑江伊平土地区画整理事業との調整を行つていこうでございします。

具体的には、当区間の沖縄西海岸道路の計画につきまして、昨年の九月より地元住民の方々に御説明するとともに、沖縄総合事務局、北谷町等による調整会議を設置いたしまして、土地区画整理事業の早期完成のため調整を行つていこうでございします。

このように、本件につきましては、道路と土地区画整理事業の事業間の調整につきまして地元の方御了解もいただきながら進めているところでございまして、地権者の方々への補償ということにはなじまないものでございしますことを御理解いただきたいと存じます。

いずれにいたしまして、桑江伊平土地区画整理事業の早期完成と沖縄西海岸道路の整備につきましては、北谷町の町づくりや渋滞緩和の観点から重要であると考えているところでございまして、土地区画整理事業の地権者の方々を含む関係者の御理解と御協力を得ながら推進してまいりたいと考えているところでございします。

○照屋委員 ちよつと、長官、抜けておりませんでしたか、特定給付金の延長。

○山口委員長 予定の時間が経過しておりますので、御協力をお願いいたします。

では、長官、簡潔にお願いいたします。

○北原政府参考人 どうも大変失礼いたしました。

万一、当該土壌汚染等が一国の土地としての今後の計画的な開発整備に影響を与えるような場合には、いかなる措置をとるべきかにつきましては、しっかりと検討してまいりたい、そのように考えております。

○照屋委員 終わります。

○山口委員長 次に、国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件及び内閣提出、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案の両案件を一括して議題といたします。政府から順次趣旨の説明を聴取いたします。外務大臣麻生太郎君。

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件
国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この規程は、平成十年七月にローマにおいて作成されたものであります。

この規程は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について訴追及び処罰を行うため、常設の国際刑事裁判所の設立、締約国の同裁判所に対する協力等について規定するものであります。

この規程は、これまでに百四十四国が締結しており、昨年には裁判手続が開始されるなど、国際刑事裁判所の活動は本格化してきております。我が国がこの規程を締結することは、国際社会におけ

る重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底に寄与するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この規程の締結について御承認を求める次第であります。

次に、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案について御説明いたします。

国際刑事裁判所に関するローマ規程の我が国による締結に伴い、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のための手続規定及び国際刑事裁判所における偽証等その運営を害する行為についての罰則を整備する必要があります。この法律案は、そのための法整備を行うとするものであります。

この法律案の主要点について御説明をさせていただきます。

第一は、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のため、各種の手続規定の整備を行うものであります。

すなわち、国際刑事裁判所に対する証拠の提供及び引き渡し犯罪人の引き渡しに関する規定並びに国際刑事裁判所の財産刑等の執行及び保全に関する規定を整備するほか、国際刑事警察機構を通じて国際刑事裁判所からの請求に応じるための規定などを整備することとしております。

第二は、国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則の整備を行うとするものであります。

すなわち、国際刑事裁判所における偽証等の罪、国際刑事裁判所の職員に関する贈収賄の罪などを新設することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

以上二件、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十八日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することと

し、本日は、これにて散会いたします。
午後零時八分散会

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この規程は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について訴追及び処罰を行うため、常設の国際刑事裁判所の設立、締約国の同裁判所に対する協力等について規定するものである。我が国がこの規程を締結することは、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よって、この規程を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

国際刑事裁判所に関するローマ規程 前文

この規程の締約国は、
すべての人民が共通のきずなで結ばれており、その文化が共有された遺産によつて継ぎ合わされていることを意識し、また、この繊細な継ぎ合わされたものがいつでも粉々になり得ることを懸念し、

二十世紀の間に多数の児童、女性及び男性が人類の良心に深く衝撃を与える想像を絶する残酷な行為の犠牲者となつてきたことに留意し、
このような重大な犯罪が世界の平和、安全及び福祉を脅かすことを認識し、
国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずに済まされてはならないこと並びにそのような犯罪に対する効果的な訴追が国内的な措置をとり、及び国際協力を強化することによつて

確保されなければならないことを確認し、
これらの犯罪を行つた者が処罰を免れることを終わらせ、もつてそのような犯罪の防止に貢献することを決意し、
国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することがすべての国家の責務であることを想起し、
国際連合憲章の目的及び原則並びに特に、すべての国が、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないことを再確認し、
これに関連して、この規程のいかなる規定も、いづれかの国の武力紛争又は国内問題に干渉する権限を締約国に与えるものと解してはならないことを強調し、
これらの目的のため並びに現在及び将来の世代のために、国際連合及びその関連機関と連携関係を有し、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪についての管轄権を有する独立した常設の国際刑事裁判所を設立することを決意し、
この規程に基づいて設立する国際刑事裁判所が国家の刑事裁判権を補完するものであることを強調し、
国際正義の永続的な尊重及び実現を保障することとを決意して、
次のとおり協定した。

第一部 裁判所の設立

第一条 裁判所

この規程により国際刑事裁判所（以下「裁判所」という。）を設立する。裁判所は、常設機関とし、この規程に定める国際的な関心事である最も重大な犯罪を行つた者に対して管轄権を行使する権限を有し、及び国家の刑事裁判権を補完する。裁判所の管轄権及び任務については、この規程によつて規律する。

第二条 裁判所と国際連合との連携関係
裁判所は、この規程の締約国会議が承認し、及

びその後裁判所のために裁判所長が締結する協定によつて国際連合と連携関係をもつ。

第三条 裁判所の所在地

1 裁判所の所在地は、オランダ（以下「接受国」という。）のハーグとする。

2 裁判所は、接受国と本部協定を結ぶ。この協定は、締約国会議が承認し、その後裁判所のために裁判所長が締結する。

3 裁判所は、この規程に定めるところにより、裁判所が望ましいと認める場合に他の地で開廷することができる。

第四条 裁判所の法的地位及び権限

1 裁判所は、国際法上の法人格を有する。また、裁判所は、任務の遂行及び目的の達成に必要な法律上の能力を有する。

2 裁判所は、この規程に定めるところによりいづれの締約国の領域においても、及び特別の合意によりその他のいづれの国の領域においても、任務を遂行し、及び権限を行使することができる。

第二部 管轄権、受理許容性及び適用される法

第五条 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪

1 裁判所の管轄権は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限定する。裁判所は、この規程に基づき次の犯罪について管轄権を有する。

- (a) 集団殺害犯罪
- (b) 人道に対する犯罪
- (c) 戦争犯罪
- (d) 侵略犯罪

2 第二百一一条及び第二百一十三条の規定に従い、侵略犯罪を定義し、及び裁判所がこの犯罪について管轄権を行使する条件を定める規定が採択された後に、裁判所は、この犯罪について管轄権を行使する。この規定は、国際連合憲章の関連する規定に適合したものである。

第六条 集団殺害犯罪

この規程の適用上、「集団殺害犯罪」とは、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもつて行ふ次のいづれかの行為をいう。

- (a) 当該集団の構成員を殺害すること。
- (b) 当該集団の構成員の身体又は精神に重大な害を与えること。
- (c) 当該集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること。
- (d) 当該集団内部の出生を妨げることを意図する措置をとること。
- (e) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

第七条 人道に対する犯罪

1 この規程の適用上、「人道に対する犯罪」とは、文民たる住民に対する攻撃であつて広範又は組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行ふ次のいづれかの行為をいう。

- (a) 殺人
- (b) 絶滅させる行為
- (c) 奴隷化すること
- (d) 住民の追放又は強制移送
- (e) 国際法の基本的な規則に違反する拘禁その他の身体的な自由の著しいはく奪
- (f) 拷問
- (g) 強姦、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であつてこれらと同等の重大性を有するもの
- (h) 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的又は宗教的な理由、3に定義する性に係る理由その他国際法の下で許容されないことが普遍的に認められている理由に基づく特定の集団又は共同体に対する迫害であつて、この1に掲げる行為又は裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を伴うもの
- (i) 人の強制失踪

(j) アパルトヘイト犯罪

(k) その他の同様の性質を有する非人道的な行為であつて、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与え、又は重大な傷害を加えるもの

2 1の規定の適用上、

- (a) 「文民たる住民に対する攻撃」とは、そのような攻撃を行うとの国若しくは組織の政策に従い又は当該政策を推進するため、文民たる住民に対して1に掲げる行為を多重的に行ふことを含む一連の行為をいう。
- (b) 「絶滅させる行為」とは、住民の一部の破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること（特に食糧及び薬剤の入手の機会のはく奪）を含む。
- (c) 「奴隷化すること」とは、人に対して所有権に伴ういづれか又はすべての権限を行使することを行い、人（特に女性及び児童）の取引の過程でそのような権限を行使することを含む。
- (d) 「住民の追放又は強制移送」とは、国際法の下で許容されている理由によることなく、退去その他の強制的な行為により、合法的に所在する地域から関係する住民を強制的に移動させることをいう。
- (e) 「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず、抑留されている者又は支配下にある者に著しい苦痛を故意に与えることをいう。ただし、拷問には、専ら合法的な制裁に固有の又はこれに付随する苦痛が生ずることを含まない。
- (f) 「強いられた妊娠状態の継続」とは、住民の民族的な組成に影響を与えること又は国際法に対するその他の重大な違反を行うことを意図して、強制的に妊娠させられた女性を不法に監禁することをいう。この定義は、妊娠に関する国内法に影響を及ぼすものと解してはならない。
- (g) 「迫害」とは、集団又は共同体の同一性を理

由として、国際法に違反して基本的な権利を意図的にかつ著しくはく奪することをいう。

(h) 「アパルトヘイト犯罪」とは、1に掲げる行為と同様な性質を有する非人道的な行為であつて、一人種集団が他の一以上の人種の集団を組織的に抑圧し、及び支配する制度化された体制との関連において、かつ、当該体制を維持する意図をもつて行ふものをいう。

(i) 「人の強制失踪」とは、国若しくは政治的組織又はこれらによる許可、支援若しくは黙認を得た者が、長期間法律の保護の下から排除する意図をもつて、人を逮捕し、拘禁し、又は拉致する行為であつて、その自由をはく奪していることを認めず、又はその消息若しくは所在に関する情報の提供を拒否することを伴うものをいう。

3 この規程の適用上、「性」とは、社会の文脈における両性、すなわち、男性及び女性をいう。「性」の語は、これと異なるいかなる意味も示すものではない。

第八条 戦争犯罪

1 裁判所は、戦争犯罪、特に、計画若しくは政策の一部として又は大規模に行われたそのような犯罪の一部として行われるものについて管轄権を有する。

2 この規程の適用上、「戦争犯罪」とは、次の行為をいう。

- (a) 千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為、すなわち、関連するジュネーヴ条約に基づいて保護される人又は財産に対して行われる次のいづれかの行為
- (i) 殺人
- (ii) 拷問又は非人道的な待遇（生物学的な実験を含む。）
- (iii) 身体又は健康に対して故意に重い苦痛を与え、又は重大な傷害を加えること。
- (iv) 軍事上の必要性によつて正当化されない

不法かつ恣意的に行う財産の広範な破壊又は徵発 (v) 捕虜その他の被保護者を強制して敵国の軍隊において服役させること。 (vi) 捕虜その他の被保護者からの公正な正式の裁判を受ける権利のはく奪 (vii) 不法な追放、移送又は拘禁人質をとること。 (b) 確立された国際法の枠組みにおいて国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為 (i) 文民たる住民それ自体又は敵対行為に直接参加していない個々の文民を故意に攻撃すること。 (ii) 民用物、すなわち、軍事目標以外の物を故意に攻撃すること。 (iii) 国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、物品、組織又は車両であつて、武力紛争に関する国際法の下で文民又は民用物に与えられる保護を受ける権利を有するものを故意に攻撃すること。 (iv) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益全体との比較において、攻撃が、巻き添えによる文民の死亡若しくは傷害、民用物の損傷又は自然環境に対する広範、長期的かつ深刻な損害であつて、明らかに過度となり得るものを引き起こすことを認識しながら故意に攻撃すること。 (v) 手段のいかんを問わず、防衛されておらず、かつ、軍事目標でない都市、町村、住居又は建物を攻撃し、又は砲撃し若しくは爆撃すること。 (vi) 武器を放棄して又は防衛の手段をもちや持たずに自ら投降した戦闘員を殺害し、又は負傷させること。 (vii) ジュネーブ諸条約に定める特殊標章のほか、休戦旗又は敵国若しくは国際連合の旗	若しくは軍隊の記章及び制服を不適正に使用して、死亡又は重傷の結果をもたらすこと。 (viii) 占領国が、その占領地域に自国の文民たる住民の一部を直接若しくは間接に移送すること又はその占領地域の住民の全部若しくは一部を当該占領地域の内において若しくはその外に追放し若しくは移送すること。 (ix) 宗教、教育、芸術、科学又は慈善のために供される建物、歴史的建造物、病院及び傷病者の収容所であつて、軍事目標以外のものを故意に攻撃すること。 (x) 敵対する紛争当事国の権力内にある者に對し、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学的な実験であつて、その者の利益のために行われるものでもなく、かつ、その者を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険が生ずるものを受けさせること。 (xi) 敵対する紛争当事国又は軍隊に属する個人を背信的に殺害し、又は負傷させること。 (xii) 助命しないことを宣言すること。 (xiii) 敵対する紛争当事国の財産を破壊し、又は押収すること。ただし、戦争の必要性から絶対的にその破壊又は押収を必要とする場合は、この限りでない。 (xiv) 敵対する紛争当事国の国民の権利及び訴権が消滅したこと、停止したこと又は裁判所において受理されないことを宣言すること。 (xv) 敵対する紛争当事国の国民が戦争の開始前に本国の軍役に服していたか否かを問わず、当該国民に對し、その本国に對する軍事行動への参加を強制すること。 (xvi) 襲撃により占領した場合であるか否かを問わず、都市その他の地域において略奪を	行うこと。 (xvii) 毒物又は毒を施した兵器を使用すること。 (xviii) 窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案物を使用すること。 (xix) 人体内において容易に展開し、又は扁平となる弾丸(例えば、外包が硬い弾丸であつて、その外包が弾芯を全面的には被覆しておらず、又はその外包に切込みが施されたもの)を使用すること。 (xx) 武力紛争に関する国際法に違反して、その性質上過度の傷害若しくは無用の苦痛を与え、又は本質的に無差別な兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いること。ただし、これらの兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法が、包括的な禁止の対象とされ、かつ、第二百一条及び第二百二十三条の関連する規定に基づく改正によつてこの規程の附屬書に含められることを条件とする。 (xxi) 個人の尊厳を侵害すること(特に、侮辱的で体面を汚す待遇)。 (xxii) 強姦、性的な奴隷、強制売春、前条2(f)に定義する強いられた妊娠状態の継続、強制的断種その他あらゆる形態の性的暴力であつて、ジュネーブ諸条約に對する重大な違反行為を構成するものを行うこと。 (xxiii) 文民その他の被保護者の存在を、特定の地点、地域又は軍隊が軍事行動の対象とならないようにするために利用すること。 (xxiv) ジュネーブ諸条約に定める特殊標章を国際法に従つて使用している建物、物品、医療組織、医療用輸送手段及び要員を故意に攻撃すること。 (xxv) 戦闘の方法として、文民からその生存に不可欠な物品をはく奪すること(ジュネーブ諸条約に規定する救済品の分配を故意に妨げることを含む)によつて生ずる飢饉の	状態を故意に利用すること。 (xxvi) 十五歳未満の児童を自国の軍隊に強制的に徴集し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用すること。 (c) 国際的な性質を有しない武力紛争の場合には、千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する著しい違反、すなわち、敵対行為に直接に参加しない者(武器を放棄した軍隊の構成員及び病氣、負傷、抑留その他の事由により戦闘能力のない者を含む)に對する次のいずれかの行為 (i) 生命及び身体に對し害を加えること(特に、あらゆる種類の殺人、身体の切断、虐待及び拷問)。 (ii) 個人の尊厳を侵害すること(特に、侮辱的で体面を汚す待遇)。 (iii) 人質をとること。 (iv) 一般に不可欠と認められるすべての裁判上の保障を与える正規に構成された裁判所の宣告する判決によることなく刑を言い渡し、及び執行すること。 (d) (c)の規定は、国際的な性質を有しない武力紛争について適用するものとし、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、適用しない。 (e) 確立された国際法の枠組みにおいて国際的な性質を有しない武力紛争の際に適用される法規及び慣例に對するその他の著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為 (i) 文民たる住民それ自体又は敵対行為に直接参加していない個々の文民を故意に攻撃すること。 (ii) ジュネーブ諸条約に定める特殊標章を国際法に従つて使用している建物、物品、医療組織、医療用輸送手段及び要員を故意に攻撃すること。
---	--	---	---

(iii)	国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、物品、組織又は車両であつて、武力紛争に関する国際法の下で文民又は民有用物に与えられる保護を受ける権利を有するものを故意に攻撃すること。 (iv) 宗教、教育、芸術、科学又は慈善のために供される建物、歴史的建造物、病院及び傷病者の収容所であつて、軍事目標以外のものを故意に攻撃すること。 (v) 襲撃により占領した場合であるかを否かを問わず、都市その他の地域において略奪を行うこと。 (vi) 強姦、性的な奴隷、強制売春、前条2(f)に定義する強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であつて、ジュネーブ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する著しい違反を構成するものを行うこと。 (vii) 十五歳未満の児童を軍隊若しくは武装集団に強制的に徴集し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用すること。 (viii) 紛争に関連する理由で文民たる住民の移動を命ずること。ただし、その文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合は、この限りでない。 (ix) 敵対する紛争当事者の戦闘員を背信的に殺害し、又は負傷させること。 (x) 助命しないことを宣言すること。 (xi) 敵対する紛争当事者の権力内にある者に對し、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学的な実験であつて、その者の医療上正当と認められるものでも、その者の利益のために行われるものでもなく、かつ、その者を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険が生ずるものを受けさせること。 (xii) 敵対する紛争当事者の財産を破壊し、又
	は押収すること。ただし、紛争の必要性から絶対的にその破壊又は押収を必要とする場合は、この限りでない。 (f) (e)の規定は、国際的性質を有しない武力紛争について適用するものとし、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、適用しない。同規定は、政府当局と組織された武装集団との間又はそのような集団相互の間の長期化した武力紛争がある場合において、国の領域内で生ずるそのような武力紛争について適用する。 3 (c)及び(e)の規定は、あらゆる正当な手段によつて、国内の法及び秩序を維持し若しくは回復し、又は国の統一を維持し、及び領土を保全するための政府の責任に影響を及ぼすものではない。 第九条 犯罪の構成要件に関する文書 1 裁判所は、前三条の規定の解釈及び適用に当たり、犯罪の構成要件に関する文書を参考とする。犯罪の構成要件に関する文書は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択される。 2 犯罪の構成要件に関する文書の改正は、次の者が提案することができる。 (a) 締約国 (b) 絶対多数による議決をもつて行動する裁判官 (c) 検察官 この改正は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択される。 3 犯罪の構成要件に関する文書及びその改正は、この規程に適合したものとす。 第十条 この部のいかなる規定も、この規程の目的以外の目的のために現行の又は発展する国際法の規則を制限し、又はその適用を妨げるものと解してはならない。 第十一条 時間についての管轄権
	1 裁判所は、この規程が効力を生じた後に行われる犯罪についてののみ管轄権を有する。 2 いずれかの国がこの規程が効力を生じた後にこの規程の締約国となる場合には、裁判所は、この規程が当該国について効力を生じた後に行われる犯罪についてののみ管轄権を行使することができる。ただし、当該国が次条3に規定する宣言を行った場合は、この限りでない。 第十二条 管轄権を行使する前提条件 1 この規程の締約国となる国は、第五条に規定する犯罪についての裁判所の管轄権を受諾する。 2 裁判所は、次条(a)又は(c)に規定する場合において、次の(a)又は(b)に掲げる国の一又は二以上がこの規程の締約国であるとき又は3の規定に従い裁判所の管轄権を受諾しているときは、その管轄権を行使することができる。 (a) 領域内において問題となる行為が発生した国又は犯罪が船舶内若しくは航空機内で行われた場合の当該船舶若しくは航空機の登録国 (b) 犯罪の被疑者の国籍国 3 この規程の締約国でない国が2の規定に基づき裁判所の管轄権の受諾を求められる場合には、当該国は、裁判所書記に対して行ふ宣言により、問題となる犯罪について裁判所が管轄権を行使することを受諾することができる。受諾した国は、第九部の規定に従い遅滞なくかつ例外なく裁判所に協力する。 第十三条 管轄権の行使 裁判所は、次の場合において、この規程に基づき、第五条に規定する犯罪について管轄権を行使することができる。 (a) 締約国が次条の規定に従い、これらの犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合 (b) 国際連合憲章第七章の規定に基づいて行動する安全保障理事会がこれらの犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合
	(c) 検察官が第十五条の規定に従いこれらの犯罪に関する捜査に着手した場合 第十四条 締約国による事態の付託 1 締約国は、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託することができるものとし、これにより、検察官に對し、そのような犯罪を行ったことについて一人又は二人以上の特定の者が訴追されるべきかを否かを決定するために当該事態を捜査するよう要請する。 2 付託については、可能な限り、関連する状況特定し、及び事態を付託する締約国が入手することのできる裏付けとなる文書を添付する。 第十五条 検察官 1 検察官は、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪に関する情報に基づき自己の発意により捜査に着手することができる。 2 検察官は、取得した情報の重大性を分析する。このため、検察官は、国、国際連合の諸機関、政府間機関、非政府機関その他の自己が適当と認める信頼し得る情報源に対して追加的な情報を求めることができるものとし、裁判所の所在地において書面又は口頭による証言を受理することができる。 3 検察官は、捜査を進める合理的な基礎がある結論する場合には、収集した裏付けとなる資料とともに捜査に係る許可を予審裁判部に請求する。被害者は、手続及び証拠に関する規則に従い、予審裁判部に對して陳述をすることができ。 4 予審裁判部は、3に規定する請求及び裏付けとなる資料の検討に基づき、捜査を進める合理的な基礎があり、かつ、事件が裁判所の管轄権の範囲内にあるものと認める場合には、捜査の開始を許可する。ただし、この許可は、事件の管轄権及び受理許容性について裁判所がその後に行う決定に影響を及ぼすものではない。 5 予審裁判部が捜査を不許可としたことは、検察官が同一の事態に関し新たな事実又は証拠に

基づいてその後に請求を行うことを妨げるものではない。

6 検察官は、1及び2の規定の下での予備的な検討の後、提供された情報が捜査のための合理的な基礎を構成しないと結論する場合には、その旨を当該情報を提供した者に通報する。このことは、検察官が同一の事態に関し新たな事実又は証拠に照らして自己に提供される追加的な情報を検討することを妨げるものではない。

第十六条 捜査又は訴追の延期
いかなる捜査又は訴追についても、安全保障理事会が国際連合憲章第七章の規定に基づいて採択した決議により裁判所に対してこれらを開始せず、又は続行しないことを要請した後十二箇月の間、この規程に基づいて開始し、又は続行することができない。安全保障理事会は、その要請を同一の条件において更新することができ。

第十七条 受理許容性の問題
1 裁判所は、前文の第十段落及び第一条の規定を考慮した上で、次の場合には、事件を受理しないことを決定する。

(a) 当該事件がそれについての管轄権を有する国によって現に捜査され、又は訴追されている場合。ただし、当該国にその捜査又は訴追を真に行う意思又は能力がない場合は、この限りでない。

(b) 当該事件がそれについての管轄権を有する国によって既に捜査され、かつ、当該国が被疑者を訴追しないことを決定している場合。ただし、その決定が当該国に訴追を真に行う意思又は能力がないことに起因する場合は、この限りでない。

(c) 被疑者が訴えの対象となる行為について既に裁判を受けており、かつ、第二十条3の規定により裁判所による裁判が認められない場合。

(d) 当該事件が裁判所による新たな措置を正当化する十分な重大性を有しない場合
2 裁判所は、特定の事件において捜査又は訴追

を真に行う意思がないことを判定するため、国際法の認める適正な手続の原則を考慮した上で、妥当な場合には、次の一又は二以上のことが存在するか否かを検討する。

(a) 第五条に規定する裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任から被疑者を免れさせるために手続が行われた若しくは行われていること又はそのために国の決定が行われたこと。

(b) その時の状況において被疑者を裁判に付する意図に反する手続上の不当な遅延があったこと。

(c) 手続が、独立して又は公平に行われなかった又は行われておらず、かつ、その状況において被疑者を裁判に付する意図に反する方法で行われた又は行われていること。

3 裁判所は、特定の事件において捜査又は訴追を真に行う能力がないことを判定するため、国が自国の司法制度の完全又は実質的な崩壊又は欠如のために、被疑者を確保し、若しくは必要な証拠及び証言を取得することができないか否か又はその他の理由から手続を行うことができないか否かを検討する。

第十八条 受理許容性についての予備的な決定
1 検察官は、事態が第十三条(a)の規定に従って裁判所に付託されており、かつ、捜査を開始する合理的な基礎があると決定している場合又は同条(c)及び第十五条の規定に従って捜査に着手する場合には、すべての締約国及び利用可能な情報を考慮して問題となる犯罪について裁判権を通常行使し得る国に通報する。検察官は、これらの国に対し情報を秘密のものとして通報することができるとし、また、関係者を保護し、証拠の破壊を防止し、又は被疑者の逃亡を防止するために必要と認める場合には、これらの国に提供する情報の範囲を限定することができる。

2 国は、1に規定する通報を受領した後一箇月

以内に、裁判所に対し、第五条に規定する犯罪を構成する可能性のある犯罪行為であって各国に対する通報において提供された情報に関連するものに関し、自国の裁判権の範囲内にある自国民その他の者を現に捜査しており、又は既に捜査した旨を通報することができ。検察官は、自己の請求に基づき予審裁判部が捜査を許可することを決定しない限り、当該国の要求により、これらの者に対する当該国が行う捜査にゆだねる。

3 国の行う捜査にゆだねたことについては、ゆだねた日の後六箇月を経過した後又は当該国に当該捜査を真に行う意思若しくは能力がないことに基づく著しい状況の変化があった場合にはいつでも、検察官が再検討することができ。

4 関係国又は検察官は、第八十二条の規定に従い予審裁判部の決定に対して上訴裁判部に上訴をすることができ。当該上訴については、迅速に審理する。

5 検察官は、2の規定に従って関係国に捜査をゆだねた場合には、当該関係国に対しその捜査の進捗状況及びその後の訴追について定期的に自己に報告するよう要請することができ。締約国は、不当に遅延することなくその要請に応ずる。

6 検察官は、予審裁判部による決定がなされるまでの間において、又はこの条の規定に従って捜査をゆだねた場合にはいつでも、重要な証拠を得るための得難い機会が存在し、又はそのような証拠がその後に入手することができなくなる著しい危険が存在するときは、例外的に、証拠を保全するために必要な捜査上の措置をとることができ。

7 この条の規定に従い予審裁判部の決定について上訴をした国は、追加的な重要な事実又は著しい状況の変化を理由として、次条の規定に従い事件の受理許容性について異議を申し立てることができる。

第十九条 裁判所の管轄権又は事件の受理許容性についての異議の申立て
1 裁判所は、提起された事件について管轄権を有することを確認する。裁判所は、職権により第十七条の規定に従って事件の受理許容性を決定することができる。

2 裁判所の管轄権についての異議の申立て又は第十七条の規定を理由とする事件の受理許容性についての異議の申立ては、次の者が行うことができる。

(a) 被告人又は第五十八条の規定に従って逮捕状若しくは召喚状が発せられている者

(b) 当該事件について裁判権を有する国であつて、当該事件を現に捜査し若しくは訴追しており、又は既に捜査し若しくは訴追したことを理由として異議の申立てを行うもの

(c) 第十二条の規定に従って裁判所の管轄権の受諾を求められる国

3 検察官は、管轄権又は受理許容性の問題に関して裁判所による決定を求めることができる。また、第十三条の規定に従って事態を付託した者及び被害者は、管轄権又は受理許容性に関する手続において、裁判所に対して意見を提出することができる。

4 裁判所の管轄権又は事件の受理許容性については、異議の申立てを2に規定する者が一回のみ行うことができる。異議の申立ては、公判の前又は開始時に行う。裁判所は、例外的な状況において、異議の申立てが二回以上行われること又は公判の開始時よりも遅い時に行われることについて許可を与えることができる。公判の開始時において又はその後裁判所の許可を得て行われる事件の受理許容性についての異議の申立ては、第十七条1(c)の規定にのみ基づいて行うことができる。

5 2(b)及び(c)に掲げる国は、できる限り早い機会に異議の申立てを行う。
6 裁判所の管轄権についての異議の申立て又は

事件の受理許容性についての異議の申立ては、犯罪事実の確認の前は予審裁判部に対して行い、犯罪事実の確認の後には第一審裁判部に対して行う。管轄権又は受理許容性に関する決定については、第八十二条の規定に従い上訴裁判部に上訴をすることが出来る。

7 異議の申立てが2(b)又は(c)に掲げる国によって行われる場合には、検察官は、裁判所が第七十条の規定に従って決定を行うまでの間、捜査を停止する。

8 検察官は、裁判所が決定を行うまでの間、次のことについて裁判所の許可を求めることができる。

(a) 前条6に規定する措置と同種の必要な捜査上の措置をとること。

(b) 証人から供述若しくは証言を取得すること又は異議の申立てが行われる前に開始された証拠の収集及び見分を完了すること。

(c) 関係国との協力の下に、第五十八条の規定に従って既に逮捕状を請求した者の逃亡を防止すること。

9 異議の申立ては、当該異議の申立てが行われる前に検察官が行ったいかなる行為又は裁判所が発したいかなる命令若しくは令状の有効性にも影響を及ぼすものではない。

10 裁判所が第七十条の規定に従って事件を受理しないことを決定した場合において、検察官は、先に同条の規定に従って事件を受理しないとされた根拠を否定する新たな事実が生じたことを認めるときは、その決定の再検討を要請することができる。

11 検察官は、第十七条に規定する事項を考慮して関係国に捜査をゆだねる場合には、当該関係国に対して自己が手続に関する情報を入手することができるよう要請することができる。当該情報は、当該関係国の要請により、秘密とする。検察官は、その後捜査を続行することを決定するときは、その旨を当該関係国に通報する。

第二十条 一事不再理

1 いかなる者も、この規程に定める場合を除くほか、自己が裁判所によって既に有罪又は無罪の判決を受けた犯罪の基礎を構成する行為について裁判所によって裁判されることはない。

2 いかなる者も、自己が裁判所によって既に有罪又は無罪の判決を受けた第五条に規定する犯罪について他の裁判所によって裁判されることはない。

3 第六条から第八条までの規定によっても禁止されている行為について他の裁判所によって裁判されたいかなる者も、当該他の裁判所における手続が次のようなものであった場合でない限り、同一の行為について裁判所によって裁判されることはない。

(a) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任から当該者を免れさせるためのものであった場合

(b) 国際法の認める適正な手続の規範に従って独立して又は公平に行われず、かつ、その時の状況において当該者を裁判に付する意図に反するような態様で行われた場合

第二十一条 適用される法

1 裁判所は、次のものを適用する。

(a) 第一に、この規程、犯罪の構成要件に関する文書及び手続及び証拠に関する規則

(b) 第二に、適当な場合には、適用される条約並びに国際法の原則及び規則(確立された武力紛争に関する国際法の原則を含む。)

(c) (a)及び(b)に規定するもののほか、裁判所が世界の法体系の中の国内法から見いだした法の一般原則(適当な場合には、その犯罪について裁判権を通常行使し得る国の国内法を含む。)。ただし、これらの原則がこの規程、国際法並びに国際的に認められる規範及び基準に反しないことを条件とする。

2 裁判所は、従前の決定において解釈したように法の原則及び規則を適用することができる。

3 この条に規定する法の適用及び解釈は、国際

的に認められる人権に適合したものでなければならず、また、第七条3に定義する性、年齢、人種、皮膚の色、言語、宗教又は信条、政治的意見その他の意見、国民的、民族的又は社会的出身、貧富、出生又は他の地位等を理由とする不利な差別をすることなく行われなければならない。

第三部 刑法の一般原則

第二十二條 「法なくして犯罪なし」

1 いずれの者も、問題となる行為が当該行為の発生した時において裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成しない限り、この規程に基づく刑事上の責任を有しない。

2 犯罪の定義については、厳格に解釈するものとし、類推によって拡大してはならない。あいまいな場合には、その定義については、捜査され、訴追され、又は有罪の判決を受ける者に有利に解釈する。

3 この条の規定は、この規程とは別に何らかの行為を国際法の下で犯罪とすることに影響を及ぼすものではない。

第二十三條 「法なくして刑罰なし」

裁判所によって有罪の判決を受けた者については、この規程に従ってのみ処罰することができ

第二十四條 人に關する不遯及

1 いかなる者も、この規程が効力を生ずる前の行為についてこの規程に基づく刑事上の責任を有しない。

2 確定判決の前はその事件に適用される法に変更がある場合には、捜査され、訴追され、又は有罪の判決を受ける者に一層有利な法が適用される。

第二十五條 個人の刑事責任

1 裁判所は、この規程に基づき自然人について管轄権を有する。

2 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行った者は、この規程により、個人として責任を有し、かつ、刑罰を科される。

3 いずれの者も、次の行為を行った場合には、この規程により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について刑事上の責任を有し、かつ、刑罰を科される。

(a) 単独で、他の者と共同して、又は他の者が刑事上の責任を有するか否かにかかわらず当該他の者を通じて当該犯罪を行うこと。

(b) 既遂又は未遂となる当該犯罪の実行を命じ、教唆し、又は勧誘すること。

(c) 当該犯罪の実行を容易にするため、既遂又は未遂となる当該犯罪の実行をほう助し、唆し、又はその他の方法で援助すること(実行のための手段を提供することを含む。)

(d) 共通の目的をもつて行動する人の集団による既遂又は未遂となる当該犯罪の実行に対し、その他の方法で寄与すること。ただし、故意に行われ、かつ、次のいずれかに該当する場合に限る。

(i) 当該集団の犯罪活動又は犯罪目的の達成を助長するために寄与する場合。ただし、当該犯罪活動又は犯罪目的が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の実行に係る場合に限る。

(ii) 当該犯罪を実行するという当該集団の意図を認識しながら寄与する場合

(e) 集団殺害犯罪に関し、他の者に対して集団殺害の実行を直接にかつ公然と扇動すること。

(f) 実質的な行為によって犯罪の実行を開始させる行動をとることにより当該犯罪の実行を試みること(その者の意図にかかわらず)事情のために当該犯罪が既遂とならない場合を含む。)。ただし、当該犯罪を実行する試みを放棄し、又は犯罪の完遂を防止する者は、完全かつ自発的に犯罪目的を放棄した場合に、当該犯罪の未遂についてこの規程に基づく刑罰を科されない。

4 個人の刑事責任に関するこの規程のいかなる規定も、国際法の下での国家の責任に影響を及

ばすものではない。

第二十六条 十八歳未満の者についての管轄権の除外

裁判所は、犯罪を実行したとされる時に十八歳未満であつた者について管轄権を有しない。

第二十七条 公的資格の無関係

1 この規程は、公的資格に基づくいかなる区別もなく、すべての者についてひとしく適用する。特に、元首、政府の長、政府若しくは議会の一員、選出された代表又は政府職員としての公的資格は、いかなる場合にも個人をこの規程に基づく刑事責任から免れさせるものではなく、また、それ自体が減刑のための理由を構成するものでもない。

2 個人の公的資格に伴う免除又は特別な手続上の規則は、国内法又は国際法のいずれに基づくかを問わず、裁判所が当該個人について管轄権を行使することを妨げない。

第二十八条 指揮官その他の上官の責任
裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任であつてこの規程に定める他の事由に基づくもののほか、

(a) 軍の指揮官又は実質的に軍の指揮官として行動する者は、その実質的な指揮及び管理の下にあり、又は状況に応じて実質的な権限及び管理の下にある軍隊が、自己が当該軍隊の管理を適切に行わなかつた結果として裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行ったことについて、次の(i)及び(ii)の条件が満たされる場合には、刑事上の責任を有する。

(i) 当該指揮官又は当該者が、当該軍隊が犯罪を行つており若しくは行おうとしていることを知っており、又はその時における状況によつて知つておくべきであつたこと。

(ii) 当該指揮官又は当該者が、当該軍隊による犯罪の実行を防止し若しくは抑止し、又は捜査及び訴追のために事案を権限のある当局に付託するため、自己の権限の範囲内ですべての必要かつ合理的な措置をとるこ

とをしなかつたこと。

(b) (a)に規定する上官と部下との関係以外の上官と部下との関係に関し、上官は、その実質的な権限及び管理の下にある部下が、自己が当該部下の管理を適切に行わなかつた結果として裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行つたことについて、次の(i)から(iii)までのすべての条件が満たされる場合には、刑事上の責任を有する。

(i) 当該上官が、当該部下が犯罪を行つており若しくは行おうとしていることを知っており、又はこれらのことを明らかに示す情報を意識的に無視したこと。

(ii) 犯罪が当該上官の実質的な責任及び管理の範囲内にある活動に関係していたこと。

(iii) 当該上官が、当該部下による犯罪の実行を防止し若しくは抑止し、又は捜査及び訴追のために事案を権限のある当局に付託するため、自己の権限の範囲内ですべての必要かつ合理的な措置をとることをしなかつたこと。

第二十九条 出訴期限の不適用

裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪は、出訴期限の対象とならない。

第三十条 主観的な要素

1 いずれの者も、別段の定めがある場合を除くほか、故意に及び認識して客観的な要素を実行する場合のみ、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について刑事上の責任を有し、かつ、刑罰を科される。

2 この条の規定の適用上、次の場合には、個人に故意があるものとする。

(a) 行為に関しては、当該個人がその行為を行うことを意図している場合

(b) 結果に関しては、当該個人がその結果を生じさせることを意図しており、又は通常の成り行きにおいてその結果が生ずることを意識している場合
3 この条の規定の適用上、「認識」とは、ある状

況が存在し、又は通常の成り行きにおいてある結果が生ずることを意識していることをいう。「知つて」及び「知つて」は、この意味に従つて解釈するものとする。

第三十一条 刑事責任の阻却事由

1 いずれの者も、この規程に定める他の刑事責任の阻却事由のほか、その行為の時に次

のいずれかに該当する場合には、刑事上の責任を有しない。

(a) 当該者が、その行為の違法性若しくは性質を判断する能力又は法律上の要件に適合するようにその行為を制御する能力を破壊する精神疾患又は精神障害を有する場合

(b) 当該者が、その行為の違法性若しくは性質を判断する能力又は法律上の要件に適合するようにその行為を制御する能力を破壊するよう、当該者が、酩酊若しくは中毒の結果として裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成する行為を行うおそれがあることを知っており、又はその危険性を無視したような状況において、自ら酩酊又は中毒の状態となつた場合は、この限りでない。

(c) 当該者が、自己その他の者又は戦争犯罪の場合には自己その他の者の生存に不可欠な財産若しくは軍事上の任務の遂行に不可欠な財産を急迫したかつ違法な武力の行使から防御するため、自己その他の者又は財産に対する危険の程度と均衡のとれた態様で合理的に行動する場合。ただし、当該者が軍隊が行う防衛行動に関与した事実それ自体は、この(c)の規定に基づく刑事責任の阻却事由を構成しない。

(d) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成するとされる行為が、当該者又はその他の者に対する切迫した死の脅威又は継続的な若しくは切迫した重大な傷害の脅威に起因する圧迫によつて引き起こされ、かつ、当該者がこれらの脅威を回避するためにやむを得ずかつ

合理的に行動する場合。ただし、当該者が回避しようとする損害よりも大きな損害を引き起こす意図を有しないことを条件とする。そのような脅威は、次のいずれかのものとする。

(i) 他の者により加えられるもの
(ii) その他の当該者にとつてやむを得ない事情により生ずるもの

2 裁判所は、裁判所に係属する事件について、この規程に定める刑事責任の阻却事由の適用の可否を決定する。

3 裁判所は、裁判において、1に規定する刑事責任の阻却事由以外の刑事責任の阻却事由であつて、第二十一条に定める適用される法から見いだされるものを考慮することができ、そのような事由を考慮することに関する手続は、手続及び証拠に関する規則において定める。

第三十二条 事実の錯誤又は法律の錯誤
1 事実の錯誤は、犯罪の要件となる主観的な要素を否定する場合にのみ、刑事責任の阻却事由となる。

2 特定の類型の行為が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であるか否かについての法律の錯誤は、刑事責任の阻却事由とならない。ただし、法律の錯誤は、その犯罪の要件となる主観的な要素を否定する場合又は次条に規定する場合には、刑事責任の阻却事由となり得る。

第三十三条 上官の命令及び法律の規定
1 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない)の命令に従つてある者によつて行われたという事実は、次のすべての条件が満たされない限り、当該者の刑事責任を阻却するものではない。

(a) 当該者が政府又は当該上官の命令に従ふ法的義務を負つていたこと。

(b) その命令が違法であることを当該者が知らなかつたこと。
(c) その命令が明白に違法ではなかつたこと。

2 この条の規定の適用上、集団殺害犯罪又は人道に対する犯罪を遂行するよう命令することは、明白に違法である。

第四部 裁判所の構成及び運営

第三十四条 裁判所の機関

裁判所は、次の機関により構成される。

- (a) 裁判所長会議
- (b) 上訴裁判部門、第一審裁判部門及び予審裁判部門
- (c) 検察局
- (d) 書記局

第三十五条 裁判官の職務の遂行

1 すべての裁判官は、裁判所の常勤の裁判官として選出されるものとし、その任期の開始の時から常勤で職務を遂行することができるようにする。

2 裁判所長会議を構成する裁判官は、選任された後直ちに常勤で職務を遂行する。

3 裁判所長会議は、裁判所の仕事量に基づいて及び裁判所の裁判官と協議の上、他の裁判官がどの程度まで常勤で職務を遂行する必要があるかについて随時決定することができる。そのような措置は、第四十条の規定の適用を妨げるものではない。

4 常勤で職務を遂行する必要のない裁判官のための財政措置については、第四十九条の規定に従ってとるものとする。

第三十六条 裁判官の資格、指名及び選挙

1 裁判所の裁判官は、2の規定に従うことを条件として、十八人とする。

2 (a) 裁判所を代表して行動する裁判所長会議は、1に定める裁判官の人数を増加させることを、それが必要かつ適当と認められる理由を示して提案することができる。裁判所書記は、その提案をすべての締約国に直ちに通報する。

(b) (a)に規定する提案は、その後、第百十二条の規定に従って招集される締約国会議の会合

において検討される。当該提案は、当該会合において締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で承認される場合には採択されたものとし、締約国会議が定める時に効力を生ずる。

(c) (i) 裁判官の人数を増加させるための提案が(b)の規定に従って採択された後、追加的な裁判官の選挙は、3から8まで及び次条2の規定に従い締約国会議の次の会合において行う。

(ii) 裁判官の人数を増加させるための提案が(b)及び(c)(i)の規定に従って採択され、及び効力を生じた後において、裁判所長会議は、裁判所の仕事量にかんがみて適当と認めるときは、裁判官の人数を減少させることをいつでも提案することができる。ただし、裁判官の人数は、1に定める人数を下回らないことを条件とする。その提案は、(a)及び(b)に定める手続に従って取り扱われる。当該提案が採択された場合には、裁判官の人数は、職務を遂行している裁判官の任期の終了に合わせて、必要とされる人数となるまで段階的に減少させる。

3 (a) 裁判官は、徳望が高く、公平であり、誠実であり、かつ、各自の国で最高の司法官に任ぜられるのに必要な資格を有する者のうちから選出される。

(b) 裁判官の選挙のための候補者は、次のいずれかの能力及び経験の有する者とする。

(i) 刑事法及び刑事手続についての確立した能力並びに裁判官、検察官若しくは弁護士としての又は他の同様の資格の下での刑事手続における必要な関連する経験

(ii) 国際人道法、人権に関する法等の国際法に関連する分野における確立した能力及び法律に係る専門的な資格であつて裁判所の司法業務に関連するものの下での広範な経験

(c) 裁判官の選挙のための候補者は、裁判所の

常用語の少なくとも一つについて卓越した知識を有し、かつ、堪能でなければならない。

4 (a) この規程のいずれの締約国も、裁判官の選挙のための候補者の指名を行うことができるものとし、指名は、次のいずれかの手続によつて行う。

(i) 当該締約国における最高の司法官に任せられる候補者を指名するための手続

(ii) 国際司法裁判所規程に定める国際司法裁判所の裁判官の候補者を指名するための手続

指名には、候補者が3に規定する要件をどのように満たしているかについて必要な程度に詳細に明記した説明を付する。

(b) 各締約国は、いずれの選挙にも一人の候補者を指名することができる。ただし、候補者は、必ずしも当該各締約国の国民であることを要しないが、いかなる場合にも締約国の国民とする。

(c) 締約国会議は、適当な場合には、指名に関する諮問委員会の設置を決定することができる。この場合には、諮問委員会の構成及び権限については、締約国会議が定める。

5 選挙のための候補者の名簿は、次の二とする。

3 (b)(i)に規定する資格を有する候補者の氏名を記載した名簿A

3 (b)(ii)に規定する資格を有する候補者の氏名を記載した名簿B

両方の名簿に記載されるための十分な資格を有する候補者は、いずれの名簿に記載されるかを選択することができる。最初の裁判官の選挙において、名簿Aの中から少なくとも九人の裁判官及び名簿Bの中から少なくとも五人の裁判官を選出する。その後の選挙は、二の名簿に記載される資格を有する裁判官が裁判所において同様の割合で維持されるよう実施する。

6 (a) 裁判官は、第百十二条の規定に従って選挙のために招集される締約国会議の会合において

て秘密投票によつて選出される。7の規定に従うことを条件として、出席し、かつ、投票する締約国によつて投じられた票の最多数で、かつ、三分の二以上の多数の票を得た十八人の候補者をもつて、裁判官に選出された者とする。

(b) 一回目の投票において十分な数の裁判官が選出されなかった場合には、残りの裁判官が選出されるまで、(a)に定める手続に従って引き続き投票を行う。

7 裁判官については、そのうちのいずれの二人も、同一の国の国民であつてはならない。裁判所の裁判官の地位との関連でいずれかの者が二以上の国の国民であると認められる場合には、当該者は、市民的及び政治的権利を通常行使する国の国民とみなされる。

8 (a) 締約国は、裁判官の選出に当たり、裁判所の裁判官の構成において次のことの必要性を考慮する。

(i) 世界の主要な法体系が代表されること。

(ii) 地理的に衡平に代表されること。

(iii) 女性の裁判官と男性の裁判官とが公平に代表されること。

(b) 締約国は、特定の問題(特に、女性及び児童に対する暴力を含む)に関する法的知見を有する裁判官が含まれる必要性も考慮する。

9 (a) 裁判官は、(b)の規定に従うことを条件として九年間在任するものとし、(c)及び次条2の規定が適用される場合を除くほか、再選される資格を有しない。

(b) 最初の選挙において、くじ引による選定により、選出された裁判官のうち、三分の一は三年の任期で、また、三分の一は六年の任期で在任する。残りの裁判官は、九年の任期で在任する。

(c) (b)の規定によつて三年の任期で在任することが選定された裁判官は、九年の任期で再選される資格を有する。

10 9の規定にかかわらず、第三十九条の規定に

従つて第一審裁判部又は上訴裁判部に配属された裁判官は、これらの裁判部において審理が既に開始されている第一審又は上訴を完了させるために引き続き在任する。

第三十七条 裁判官の空席

1 裁判官の空席が生じた場合には、その空席を補充するために前条の規定に従つて選挙を行う。

2 空席を補充するために選出された裁判官は、前任者の残任期間中に在任するものとし、その残任期間が三年以下の場合には、前条の規定に従ひ九年の任期で再選される資格を有する。

第三十八条 裁判所長会議

1 裁判所長、裁判所第一次長及び裁判所第二次長は、裁判官の絶対多数による議決で選出される。これらの者は、それぞれ、三年の期間又は裁判官としてのそれぞれの任期の終了までの期間のいずれか早い満了の時まで在任するものとし、一回に限つて再選される資格を有する。

2 裁判所第一次長は、裁判所長に支障がある場合又は裁判所長がその資格を失つた場合には、裁判所長に代わつて行動する。裁判所第二次長は、裁判所長及び裁判所第一次長の双方に支障がある場合又はこれらの者がその資格を失つた場合には、裁判所長に代わつて行動する。

3 裁判所長は、裁判所第一次長及び裁判所第二次長と共に裁判所長会議を構成するものとし、同会議は、次の事項について責任を有する。

(a) 裁判所（検察局を除く。）の適正な運営
(b) その他の任務であつてこの規程によつて裁判所長会議に与えられるもの

4 裁判所長会議は、3(a)の規定の下での責任を果たすに当たり、相互に関心を有するすべての事項について検察官と調整し、及びその同意を求める。

第三十九条 裁判部

1 裁判所は、裁判官の選挙の後でできる限り速やかに、第三十四条(b)に規定する裁判部門を組織する。上訴裁判部門は裁判所長及び他の四人の

裁判官で、第一審裁判部門は六人以上の裁判官で、また、予審裁判部門は六人以上の裁判官で構成する。裁判官の裁判部門への配属は、各裁判部門が遂行する任務の性質並びに選出された裁判官の資格及び経験に基づき、刑事法及び刑事手続についての専門的知識と国際法についての専門的知識とが各裁判部門において適当に組み合わされるように行う。第一審裁判部門及び予審裁判部門は、主として刑事裁判の経験を有する裁判官で構成する。

2 (a) 裁判所の司法上の任務は、各裁判部門において遂行する。

(b) (i) 上訴裁判部門は、上訴裁判部門のすべての裁判官で構成する。

(ii) 第一審裁判部門の任務は、第一審裁判部門の三人の裁判官が遂行する。

(iii) 予審裁判部門の任務は、この規程及び手続及び証拠に関する規則に従ひ予審裁判部門の三人の裁判官又は予審裁判部門の一人の裁判官が遂行する。

(c) この2の規定は、裁判所の仕事量の効率的な管理に必要となる場合には、二以上の第一審裁判部又は予審裁判部を同時に設置することを妨げるものではない。

3 (a) 第一審裁判部門又は予審裁判部門に配属された裁判官は、その裁判部門に三年間在任し、及びその後その裁判部門において審理が既に開始されている事件が完了するまで在任する。

(b) 上訴裁判部門に配属された裁判官は、その裁判部門に自己の任期の全期間に在任する。

4 上訴裁判部門に配属された裁判官は、その裁判部門にのみ在任する。この条のいかなる規定も、裁判所長会議が裁判所の仕事量の効率的な管理に必要と認める場合には、裁判官を第一審裁判部門から予審裁判部門に又は予審裁判部門から第一審裁判部門に一時的に配属することを妨げるものではない。ただし、いかなる場合にも、いずれかの事件の予審裁判段階に関与した

裁判官は、当該事件の審理を行う第一審裁判部の一員となる資格を有しない。

第四十条 裁判官の独立

1 裁判官は、独立してその任務を遂行する。

2 裁判官は、その司法上の任務を妨げ、又はその独立性についての信頼に影響を及ぼすおそれのあるいかなる活動にも従事してはならない。

3 裁判所の所在地において常勤で職務を遂行することを求められる裁判官は、他のいかなる職業的性質を有する業務にも従事してはならない。

4 2及び3の規定の適用に関する問題は、裁判官の絶対多数による議決で決定する。その問題が個々の裁判官に係る場合には、当該裁判官は、その決定に参加してはならない。

第四十一条 裁判官の回避及び除斥

1 裁判所長会議は、手続及び証拠に関する規則に従ひ、裁判官の要請により、当該裁判官をこの規程に定める任務の遂行から回避させることができる。

2 (a) 裁判官は、何らかの理由により自己の公平性について合理的に疑義が生じ得る事件に関与してはならない。裁判官は、特に、裁判所に係属する事件又は被疑者若しくは被告人に係る国内における関連する刑事事件に何らかの資格において既に関与したことがある場合には、この2の規定に従ひ当該事件から除斥される。裁判官は、手続及び証拠に関する規則に定める他の理由によつても除斥される。

(b) 検察官、被疑者又は被告人は、この2の規定に基づいて裁判官の除斥を申し立てることができる。

(c) いずれかの裁判官の除斥に関する問題は、裁判官の絶対多数による議決で決定する。当該いづれかの裁判官は、この事項について意見を提出する権利を有するが、その決定に参加してはならない。

第四十二条 検察局

1 検察局は、裁判所内の別個の組織として独立

して行動する。検察局は、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の付託及びその裏付けとなる情報の受理及び検討並びに捜査及び裁判所への訴追について責任を有する。検察局の構成員は、同局外から指示を求めてはならず、また、同局外からの指示に基づいて行動してはならない。

2 検察局長は、検察官とする。検察官は、検察局（職員、設備その他資産を含む。）の管理及び運営について完全な権限を有する。検察官は、一人又は二人以上の次席検察官の補佐を受けるものとし、次席検察官は、この規程に基づき検察官に求められる行為を行う権限を有する。検察官と次席検察官とは、それぞれ異なる国籍を有する者とする。これらの者は、常勤で職務を遂行する。

3 検察官及び次席検察官は、徳望が高く、かつ、刑事事件の訴追又は裁判について高い能力及び広範な実務上の経験を有する者とし、裁判所の常用語の少なくとも一つについて卓越した知識を有し、かつ、堪能でなければならない。

4 検察官は、秘密投票によつて締約国会議の構成国の絶対多数による議決で選出される。次席検察官は、検察官が提供する候補者名簿の中から同様の方法によつて選出される。検察官は、選出される次席検察官のそれぞれの職について三人の候補者を指名する。選挙の際に一層短い任期が決定されない限り、検察官及び次席検察官は、九年の任期で在任するものとし、再選される資格を有しない。

5 検察官及び次席検察官は、その訴追上の任務を妨げ、又はその独立性についての信頼に影響を及ぼすおそれのあるいかなる活動にも従事してはならないものとし、他のいかなる職業的性質を有する業務にも従事してはならない。

6 裁判所長会議は、検察官又は次席検察官の要請により、当該検察官又は次席検察官を特定の事件についての任務の遂行から回避させることができる。

7 検察官及び次席検察官は、何らかの理由によ

り自己の公平性について合理的に疑義が生じ得る事案に関与してはならない。検察官及び次席検察官は、特に、裁判所に係属する事件又は被疑者若しくは被告人に係る国内における関連する刑事事件に何らかの資格において既に関与したことがある場合には、この7の規定に従い当該事件から除斥される。

8 検察官又は次席検察官の特定の事件からの除斥に関する問題は、上訴裁判部が決定する。

(a) 被疑者又は被告人は、この条に規定する理由に基づきいつでも検察官又は次席検察官の特定の事件からの除斥を申し立てることができ、

(b) (a)に規定する検察官又は次席検察官は、適当と認める場合には、この事項について意見を提出する権利を有する。

9 検察官は、特定の問題(特に、性的暴力及び児童に対する暴力を含む)に関する法的知見を有する顧問を任命する。

第四十三条 書記局

1 書記局は、前条の規定に基づく検察官の任務及び権限を害することなく、裁判所の運営及び業務のうち司法の分野以外の分野について責任を有する。

2 書記局の長は、裁判所書記とするものとし、裁判所書記は、裁判所の首席行政官である。裁判所書記は、裁判所長から権限を与えられた任務を遂行する。

3 裁判所の書記及び次席書記は、徳望が高く、かつ、高い能力を有していなければならないものとし、裁判所の常用語の少なくとも一つについて卓越した知識を有し、かつ、堪能でなければならない。

4 裁判官は、締約国会議の勧告を考慮して、秘密投票によって絶対多数による議決で裁判所書記を選出する。裁判官は、裁判所次席書記の必要が生じた場合には、裁判所書記の勧告に基づいて、同様の方法によって裁判所次席書記を選出する。

5 裁判所書記は、五年の任期で在任し、及び一回のみ再選される資格を有するものとし、常勤で職務を遂行する。裁判所次席書記は、五年の任期又は裁判官の絶対多数による議決で決定される一層短い任期で在任するものとし、必要に応じて職務の遂行が求められることを前提として選出される。

6 裁判所書記は、書記局内に被害者・証人室を設置する。この室は、検察局と協議の上、証人、出廷する被害者その他証人が行う証言のために危険にさらされる者に対し、保護及び安全のための措置、カウンセリングその他の適当な援助を提供する。この室には、心的外傷(性的暴力の犯罪に関連するものを含む)に関する専門的知識を有する職員を含める。

第四十四条 職員

1 検察官及び裁判所書記は、それぞれの局が必要とする資格を有する職員を任命する。検察官の場合には、その任命には、捜査官の任命を含む。

2 検察官及び裁判所書記は、職員の雇用に際し、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保するものとし、第三十六条8に定める基準を準用して考慮する。

3 裁判所書記は、裁判所長会議及び検察官の同意を得て、職員規則(裁判所職員の任命、報酬及び解雇に関する条件を含む)を提案する。この職員規則については、締約国会議が承認する。

4 裁判所は、例外的な状況において、裁判所のいずれかの組織の業務を援助するため、締約国、政府機関又は非政府機関により提供される無給の人員の専門的知識を用いることができる。検察官は、検察局のためにその提供を受け入れることができる。そのような無給の人員については、締約国会議が定める指針に従って雇用する。

第四十五条 厳粛な約束

裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記及び

裁判所次席書記は、この規程に基づくそれぞれの職務に就く前に、公開の法廷において、公平かつ誠実にそれぞれの任務を遂行することを厳粛に約束する。

第四十六条 解任

1 裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記又は裁判所次席書記は、次の場合において、2の規定に従って解任の決定がなされたときは、解任される。

(a) 手続及び証拠に関する規則に定める重大な不当行為又はこの規程に基づく義務の重大な違反を行ったことが判明した場合

(b) この規程が求める任務を遂行することができない場合

2 1の規定に基づく裁判官、検察官又は次席検察官の解任についての決定は、締約国会議が秘密投票によって次の議決で行う。

(a) 裁判官については、他の裁判官の三分の二以上の多数による議決で採択される勧告に基づき、

(b) 検察官については、締約国の絶対多数による議決

(c) 次席検察官については、検察官の勧告に基づき、

3 裁判所の書記又は次席書記の解任についての決定は、裁判官の絶対多数による議決で行う。

4 この規程により求められる職務を遂行する行為及び能力についてこの条の規定により異議を申し立てられている裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記又は裁判所次席書記は、手続及び証拠に関する規則に従い、証拠を提示し、及び入手し、並びに意見を述べる十分な機会を有する。異議を申し立てられた者は、その他の方法でこの問題の検討に参加してはならない。

第四十七条 懲戒処分

前条1に規定する不当行為よりも重大でない性質の不当行為を行った裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記又は裁判所次席書記は、手続及び証拠に関する規則に従って懲戒処分を受ける。

第四十八条 特権及び免除

1 裁判所は、その目的の達成に必要な特権及び免除を各締約国の領域において享有する。

2 裁判官、検察官、次席検察官及び裁判所書記は、裁判所の事務に従事する間又は裁判所の事務に関し、外交使節団の長に与えられる特権及び免除と同一の特権及び免除を享有する。また、任期の満了後、公的資格で行った口頭又は書面による陳述及び行為に関してあらゆる種類の訴訟手続からの免除を引き続き与えられる。

3 裁判所次席書記、検察局の職員及び書記局の職員は、裁判所の特権及び免除に関する協定により、任務の遂行に必要な特権、免除及び便宜を享有する。

4 弁護士、専門家、証人その他裁判所への出廷を求められる者は、裁判所の特権及び免除に関する協定により、裁判所の適切な任務の遂行に必要な待遇を与えられる。

5 特権及び免除に関し、

(a) 裁判官又は検察官については、裁判官の絶対多数による議決で放棄することができる。

(b) 裁判所書記については、裁判所長会議が放棄することができる。

(c) 次席検察官及び検察局の職員については、検察官が放棄することができる。

(d) 裁判所次席書記及び書記局の職員については、裁判所書記が放棄することができる。

第四十九条 俸給、手当及び経費
裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記及び裁判所次席書記は、締約国会議が決定する俸給、手当及び経費を受ける。これらの俸給及び手当については、任期中は減額してはならない。

第五十条 公用語及び常用語
1 裁判所の公用語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。裁判所の判決その他裁判所における基本的な問題を解決するための決定は、公用語で公表する。裁判所長会議は、手続及び証拠に関する規則に定める基準に従い、この1の規定の適用

上いずれの決定が基本的な問題を解決するため のものと認められるかを決定する。 2 裁判所の常用語は、英語及びフランス語とす る。手続及び証拠に関する規則は、他の公用語 を常用語として使用することのできる場合に ついて定める。 3 裁判所は、手続の当事者又は手続への参加が 認められる国の要請により、これらの当事者又 は国が英語及びフランス語以外の言語を使用す ることを許可する。ただし、その許可は、裁判 所が十分に正当な理由があると認める場合に限 る。	触する場合には、この規程が優先する。 第五十二条 裁判所規則 1 裁判官は、この規程及び手続及び証拠に関す る規則に従い、裁判所の日常の任務の遂行に必 要な裁判所規則を絶対多数による議決で採択す る。 2 検察官及び裁判所書記は、裁判所規則の作成 及びその改正に当たって協議を受ける。 3 裁判所規則及びその改正は、裁判官が別段の 決定を行わない限り、採択された時に効力を生 ずる。裁判所規則及びその改正は、採択後直ち に意見を求めるために締約国に通報されるもの とし、六箇月以内に締約国の過半数から異議が 申し立てられない場合には、引き続き効力を有 する。	づいて付託を行った国又は第十三条(b)に規定す るときは安全保障理事会に対し、その結論及び その理由を通報する。 (a) 第五十八条の規定に基づく令状又は召喚状 を求めるための法的な又は事実に係る根拠が 十分でないこと。 (b) 事件について第十七条に規定する受理許可 性がないこと。 (c) すべての事情(犯罪の重大性、被害者の利 益、被疑者の年齢又は心身障害及び被疑者が 行ったとされる犯罪における当該者の役割を 含む。)を考慮して、訴追が裁判の利益のため にならないこと。	的な捜査及び訴追を確保するために適切な措 置をとり、その場合において被害者及び証人 の利益及び個人的な事情(年齢、第七条3に 定義する性及び健康を含む。)を尊重し、並び に犯罪(特に、性的暴力又は児童に対する暴 力を伴う犯罪)の性質を考慮すること。 (c) この規程に基づく被疑者の権利を十分に尊 重すること。 2 検察官は、次の(a)又は(b)の場合には、いづれ かの国の領域において捜査を行うことができ る。 (a) 第九部の規定に基づく場合 (b) 第五十七条3(d)の規定に基づく予審裁判部 の許可がある場合 3 検察官は、次の行為を行うことができる。 (a) 証拠を収集し、及び検討すること。 (b) 被疑者、被害者及び証人の出頭を要請し、 並びにこれらの者を尋問すること。 (c) 国若しくは政府機関による協力又は政府 間取極に基づく協力であつてそれぞれの権限 又は任務に基づくものを求めること。 (d) 国、政府機関又は個人の協力を促進する ために必要な取決め又は取極であつてこの規 程に反しないものを締結すること。 (e) 手続のいずれの段階においても、専ら新た な証拠を得るために秘密を条件として自己が 入手する文書又は情報について、これらの情 報の提供者が同意しない限り開示しないこと に同意すること。 (f) 情報の秘密性、関係者の保護又は証拠の保 全を確保するために必要な措置をとること又 は必要な措置をとるよう要請すること。 第五十五条 捜査における被疑者の権利 1 被疑者は、この規程による捜査に関し、次の 権利を有する。 (a) 自己負罪又は有罪の自白を強要されないこ と。 (b) あらゆる形態の強制、強迫若しくは脅迫、 拷問又はその他のあらゆる形態の残虐な、非
1 手続及び証拠に関する規則は、締約国会議の 構成国の三分の二以上の多数による議決で採択 された時に効力を生ずる。 2 手続及び証拠に関する規則の改正は、次の者 が提案することができる。 (a) 締約国 (b) 絶対多数による議決をもつて行動する裁判 官 (c) 検察官 この改正は、締約国会議の構成国の三分の二 以上の多数による議決で採択された時に効力を 生ずる。 3 手続及び証拠に関する規則の採択後、同規則 に定めていない緊急を要する特別の状況が裁判 所において生じた場合には、裁判官は、三分の 二以上の多数による議決で暫定的な規則を作成 することができるものとし、締約国会議の次回 の通常会合又は特別会合において採択され、改 正され、又は否決されるまでこれを適用する。 4 手続及び証拠に関する規則及びその改正並び に暫定的な規則は、この規程に適合したもの とする。手続及び証拠に関する規則の改正及び暫 定的な規則は、捜査され、訴追され、又は有罪 の判決を受けた者について不利に遡及して適用 してはならない。 5 この規程と手続及び証拠に関する規則とが抵	第五十三条 捜査の開始 1 検察官は、入手することのできた情報を評価 した後、この規程に従つて手続を進める合理的 な基礎がないと決定しない限り、捜査を開始す る。検察官は、捜査を開始するか否かを決定す るに当たり、次の事項を検討する。 (a) 利用可能な情報により、裁判所の管轄権の 範囲内にある犯罪が行われた又は行われてい ると信ずるに足りる合理的な基礎が認められ るか否か。 (b) 事件について第十七条に規定する受理許可 性があるか否か又は受理許可性があり得るか 否か。 (c) 犯罪の重大性及び被害者の利益を考慮して もお捜査が裁判の利益に資するものでない と信ずるに足りる実質的な理由があるか否 か。 検察官は、手続を進める合理的な基礎がない と決定し、及びその決定が専ら(c)の規定に基 づく場合には、予審裁判部に通知する。 2 検察官は、捜査に基づき、次のことを理由と して訴追のための十分な根拠がないと結論する 場合には、予審裁判部及び第十四条の規定に基	3(a) 第十四条の規定に基づいて付託を行った国 又は第十三条(b)に規定するときは安全保障理 事会の要請により、予審裁判部は、手続を進 めない旨の1又は2の規定に基づく検察官の 決定を検討することができるものとし、検察 官に対し当該決定を再検討するよう要請する ことができる。 (b) 予審裁判部は、手続を進めない旨の検察官 の決定が専ら1(c)又は2(c)の規定に基づく場 合には、職権によつて当該決定を検討するこ とができる。そのような場合には、検察官の 決定は、予審裁判部が追認するときにのみ効 力を有する。 4 検察官は、新たな事実又は情報に基づき、捜 査又は訴追を開始するか否かの決定をいつでも 再検討することができる。 第五十四条 捜査についての検察官の責 務及び権限 1 検察官は、次のことを行う。 (a) 真実を証明するため、この規程に基づく刑 事責任があるか否かの評価に関連するすべて の事実及び証拠を網羅するよう捜査を及ぼ し、並びにその場合において罪があるものと する事情及び罪がないものとする事情を同等 に捜査すること。 (b) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の効果	3 検察官は、次の行為を行うことができる。 (a) 証拠を収集し、及び検討すること。 (b) 被疑者、被害者及び証人の出頭を要請し、 並びにこれらの者を尋問すること。 (c) 国若しくは政府機関による協力又は政府 間取極に基づく協力であつてそれぞれの権限 又は任務に基づくものを求めること。 (d) 国、政府機関又は個人の協力を促進する ために必要な取決め又は取極であつてこの規 程に反しないものを締結すること。 (e) 手続のいずれの段階においても、専ら新た な証拠を得るために秘密を条件として自己が 入手する文書又は情報について、これらの情 報の提供者が同意しない限り開示しないこと に同意すること。 (f) 情報の秘密性、関係者の保護又は証拠の保 全を確保するために必要な措置をとること又 は必要な措置をとるよう要請すること。 第五十五条 捜査における被疑者の権利 1 被疑者は、この規程による捜査に関し、次の 権利を有する。 (a) 自己負罪又は有罪の自白を強要されないこ と。 (b) あらゆる形態の強制、強迫若しくは脅迫、 拷問又はその他のあらゆる形態の残虐な、非

人道的な若しくは体面を汚す待遇若しくは処罰を与えられないこと。

(c) 自己が十分に理解し、かつ、話す言語以外の言語によって尋問される場合には、有能な通訳の援助及び公正の要件を満たすために必要な翻訳を無償で与えられること。

(d) 恣意的に逮捕され、又は抑留されないこと。また、この規程に定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われないこと。

2 被疑者が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行ったと信するに足りる理由があり、かつ、当該被疑者が検察官により又は第九部の規定に基づく請求によって国内当局により尋問されようとしている場合には、当該被疑者は、次の権利も有するものとし、その旨を尋問に先立って告げられる。

(a) 尋問に先立ち、当該被疑者が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行ったと信するに足りる理由があることを告げられること。

(b) 黙秘をすること。この黙秘は、有罪又は無罪の決定において考慮されない。

(c) 自ら選任する弁護人を持つこと。また、弁護人がおらず、かつ、裁判の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。

(d) 自ら任意に弁護人に係る権利を放棄した場合を除くほか、弁護人の立会いの下に尋問されること。

第五十六条 得難い捜査の機会に関する

予審裁判部の役割

1 (a) 検察官は、ある捜査が証人から証言若しくは供述を取得し、又は証拠を見分し、収集し若しくは分析するための得難い機会を提供するものであり、かつ、これらの証言、供述又は証拠を後に公判のために利用することができなくなるおそれがあると判断する場合には、その旨を予審裁判部に通知する。

(b) (a)に規定する通知があった場合には、予審

裁判部は、検察官の要請により、手続の効率性及び信頼性を確保し、並びに特に被疑者の権利を保護するために必要な措置をとることができる。

(c) 検察官は、予審裁判部が別段の命令を発しない限り、(a)に規定する捜査に関連して逮捕された者又は召喚状に応じて出頭した者に対し、当該者がその事案について陳述を行うことができるように関連情報を提供する。

2 1 (b)に規定する措置には、次のことを含めることができる。

(a) 従うべき手続に関して勧告し、又は命令すること。

(b) 手続の記録を作成するよう指示すること。

(c) 支援する専門家を任命すること。

(d) 逮捕された者若しくは召喚状に応じて裁判所に出席した者のための弁護人が手続に参加することを許可すること又は逮捕若しくは出頭がいまだなされていない場合若しくは弁護人が指定されていない場合には、手続に参加し、及び被疑者の利益を代表する弁護人を任命すること。

(e) 証拠の収集及び保全並びに関係者の尋問について監視し、及び勧告又は命令を行うため、予審裁判部のうちから裁判官一人又は必要な場合には予審裁判部門若しくは第一審裁判部門のうちから対応可能な裁判官一人を指名すること。

(f) 証拠を収集し、又は保全するために必要なその他の措置をとること。

3 (a) 予審裁判部は、検察官がこの条の規定に基づく措置を求めなかった場合であっても、裁判において被告人のために不可欠であると認める証拠を保全するためにそのような措置をとることが必要であると判断するときは、検察官が当該措置を要請しなかったことに十分な理由があるか否かについて検察官と協議する。予審裁判部は、その協議により、検察官が当該措置を要請しなかったことが正当化さ

れないと結論する場合には、職権によって当該措置をとることができる。

(b) 職権によって措置をとる旨のこの3の規定に基づく予審裁判部の決定について、検察官は、異議を申し立てることができる。その異議の申立てについては、迅速に審理する。

4 この条の規定に従って公判のために保全され若しくは収集される証拠又はその記録の許容性は、第六十九条の規定に従って公判において規律され、及び第一審裁判部が決定する重要性を与えられる。

第五十七条 予審裁判部の任務及び権限

1 予審裁判部は、この規程に別段の定めがある場合を除くほか、この条の規定に従って任務を遂行する。

2 (a) 第十五条、第十八条、第十九条、第五十四条2、第六十一条7及び第七十二条の規定に従ってなされる予審裁判部の命令又は決定は、その裁判官の過半数の同意を得なければならぬ。

(b) (a)に規定する場合以外の場合には、手続及び証拠に関する規則に別段の定めがあるとき又は予審裁判部の過半数により別段の定めをするときを除くほか、予審裁判部の一人の裁判官がこの規程に定める任務を遂行することができる。

3 予審裁判部は、この規程に定める他の任務のほか、次の任務を遂行することができる。

(a) 検察官の要請により、捜査のために必要とされる命令及び令状を発すること。

(b) 逮捕された者又は次条の規定に基づく召喚状に応じて出頭した者の要請により、防御の準備において当該者を支援するために必要な命令(前条に規定する措置を含む)を発し、又は第九部の規定に基づく協力を求めること。

(c) 必要な場合には、被害者及び証人の保護並びにこれらの者のプライバシーの保護、証拠の保全、逮捕された者又は召喚状に応じて出

頭した者の保護並びに国家の安全保障に関する情報の保護のための措置をとること。

(d) 検察官に対し、第九部の規定に基づく締約国の協力を確保することなく当該締約国の領域内において特定の捜査上の措置をとることを許可すること。ただし、その事件について、可能な場合には当該締約国の見解を考慮した上で、当該協力を実施する権限を有する当局又は司法制度の構成要素の欠如のために当該締約国が当該協力を明らかに実施することができない旨の決定を予審裁判部が行った場合に限り。

(e) 次条の規定に従って逮捕状又は召喚状が発せられている場合には、この規程及び手続及び証拠に関する規則の規定に従い、証拠の証明力及び関係当事者の権利を十分に考慮した上で、第九十三条1(k)の規定に基づき締約国の協力を求めることにより、特に被害者の最終的な利益のために没収のための保全措置をとること。

第五十八条 予審裁判部による逮捕状又は召喚状の発付

1 予審裁判部は、捜査の開始後いつでも、検察官の請求により、当該請求及び検察官が提出した証拠その他の情報を検討した上で、次の(a)及び(b)の要件に該当していると認める場合には、被疑者に係る逮捕状を発する。

(a) 当該被疑者が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行ったと信するに足りる合理的な理由が存在すること。

(b) 当該被疑者の逮捕が次のいずれかのことに必要と認められること。

(i) 当該被疑者の出廷を確保すること。
(ii) 当該被疑者が捜査又は訴訟手続を妨害せず、又は脅かさないことを確保すること。
(iii) 妥当な場合には、当該被疑者が当該犯罪又は裁判所の管轄権の範囲内にあり、かつ、同一の状況から生ずる関連する犯罪を継続して行うことを防止すること。

2 検察官の請求には、次の事項を含める。 (a) 被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する関連情報 (b) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であつて当該被疑者が行ったとされるものに関する具体的な言及 (c) 当該犯罪を構成するとされる事実の簡潔な説明 (d) 当該被疑者が当該犯罪を行ったと信ずるに足る合理的な理由を証明する証拠その他の情報の要約 (e) 検察官が当該被疑者を逮捕することが必要であると信ずる理由 3 逮捕状には、次の事項を含める。 (a) 被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する関連情報 (b) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であつて当該被疑者の逮捕が求められているものに関する具体的な言及 (c) 当該犯罪を構成するとされる事実の簡潔な説明 4 逮捕状は、裁判所が別段の命令を発するまでの間、効力を有する。 5 裁判所は、逮捕状に基づき、第九部の規定により被疑者の仮逮捕又は逮捕及び引渡しを請求することができる。 6 検察官は、予審裁判部に対し、逮捕状に記載された犯罪を変更し、又はこれに追加することにより当該逮捕状を修正するよう要請することができる。予審裁判部は、変更され、又は追加された犯罪が被疑者が行ったと信ずるに足る合理的な理由があると認める場合には、当該逮捕状をそのように修正する。 7 検察官は、逮捕状を求めることに代わるものとして、被疑者に出頭を命ずる召喚状を予審裁判部が発することを請求することができる。予審裁判部は、当該被疑者が行ったとされる犯罪を行ったと信ずるに足る合理的な理由があり、かつ、その出頭を確保するために召喚状が	十分なものであると認める場合には、当該被疑者に出頭を命ずる召喚状を発する(国内法に定めがあるときは、自由を制限する条件(抑留を除く。)を付するか否かを問わない)。召喚状には、次の事項を含めるものとし、これを当該被疑者に送付する。 (a) 当該被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する関連情報 (b) 当該被疑者が出頭すべき特定の日 (c) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であつて当該被疑者が行ったとされるものに関する具体的な言及 (d) 当該犯罪を構成するとされる事実の簡潔な説明 第五十九条 拘束を行う国における逮捕の手續 1 仮逮捕又は逮捕及び引渡しの請求を受けた締約国は、その国内法及び第九部の規定に従い、被疑者を逮捕するための措置を直ちにとる。 2 逮捕された者は、拘束を行う国の権限のある司法当局に遅滞なく引致されるものとし、当該司法当局は、自国の国内法に従つて次のことを判断する。 (a) 当該者が逮捕状の対象とされていること。 (b) 当該者が適正な手續に従つて逮捕されたこと。 (c) 当該者の権利が尊重されていること。 3 2に規定する者は、拘束を行う国の権限のある当局に対し、引渡しまでの間暫定的な釈放を請求する権利を有する。 4 拘束を行う国の権限のある当局は、3に規定する請求について決定を行うに当たり、行われたとされる犯罪の重大性にかんがみ、暫定的な釈放を正当化する緊急かつ例外的な状況が存在するか否か及び当該拘束を行う国が2に規定する者を裁判所に引き渡す義務を履行することができることを確保するために必要な保障措置が存在するか否かを検討する。当該当局は、逮捕状が前条1(a)及び(b)の規定に従つて適切に発せ	られたか否かを検討することはできない。 5 予審裁判部は、暫定的な釈放の請求について通報されるものとし、拘束を行う国の権限のある当局に対して勧告を行う。当該当局は、その決定を行う前に、当該勧告(2に規定する者の逃亡を防止するための措置に関する勧告を含む。)に十分な考慮を払う。 6 2に規定する者に暫定的な釈放が認められた場合には、予審裁判部は、その暫定的な釈放の状況について定期的に報告するよう要請することができる。 7 2に規定する者は、拘束を行う国が引渡しを決定した後、できる限り速やかに裁判所に引き渡される。 第六十条 裁判所における最初の手続 1 被疑者が裁判所に引き渡され、又は自発的に若しくは召喚状に応じて出頭した場合には、予審裁判部は、当該被疑者が行ったとされる犯罪及びこの規程に基づく被疑者の権利(公判までの間暫定的な釈放を請求する権利を含む。)について、当該被疑者が告げられていることを確認する。 2 逮捕された者は、公判までの間暫定的な釈放を請求することができる。予審裁判部は、第五十八条1に定める要件に該当していると認める場合には当該者を引き続き拘禁し、そのように認めない場合には条件付又は無条件で当該者を釈放する。 3 予審裁判部は、2に規定する者の拘禁又は釈放についての決定を定期的に再検討するものとし、また、検察官又は当該者の要請によつていつでもその決定を再検討することができる。予審裁判部は、そのような再検討に当たり、状況の変化によつて必要と認める場合には、拘禁、釈放又は釈放の条件についての決定を修正することができる。 4 予審裁判部は、被疑者が検察官による許容されない遅延のために公判前に不合理な期間拘禁されなことを確保する。そのような遅延が生	じた場合には、裁判所は、条件付又は無条件で当該被疑者を釈放することを検討する。 5 予審裁判部は、必要な場合には、釈放された者の出頭を確保するために逮捕状を発することができる。 第六十一条 公判前の犯罪事実の確認 1 予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し又は自発的な出頭の後合理的な期間内に、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための審理を行う。その審理は、検察官並びに訴追された者及びその弁護人の立会いの下に行う。 2 予審裁判部は、訴追された者の立会いがなくとも、検察官の要請又は自己の職権により、次の場合には、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するために審理を行うことができる。 (a) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 (b) 当該者が逃亡した場合又は当該者を発見することができない場合であつて、当該者の出頭を確保し、並びに当該者に対して犯罪事実及びその犯罪事実を確認するための審理が行われることを通知するためのすべての合理的な措置がとられたとき。 これらの場合において、予審裁判部が裁判の利益のためになると判断するときは、当該者は、弁護人によつて代表される。 3 訴追された者に対しては、審理の前の合理的な期間内に、次のものを提供する。 (a) 検察官が当該者を裁判に付そうとしている犯罪事実を記載した文書の写し (b) 審理において検察官が依拠しようとしている証拠についての通知 予審裁判部は、審理のための情報の開示に関する命令を発することができる。 4 審理の前、検察官は、捜査を継続し、及び犯罪事実の改定又は撤回を行うことができる。訴追された者は、審理の前に犯罪事実の改定又は
--	---	---	--

撤回について受ける。検察官は、犯罪事実を撤回する場合には、予審裁判部に対してその撤回の理由を通知する。 5 審理において、検察官は、訴追された者が訴追された犯罪を行ったと信するに足りる実質的な理由を証明するために十分な証拠をもってそれぞれの犯罪事実を裏付けなければならない。検察官は、証拠書類又はその要約に依拠することができるものとし、公判における証言が予定されている証人を招致する必要はない。 6 審理において、訴追された者は、次のことを行うことができる。 (a) 犯罪事実について異議を申し立てること。 (b) 検察官が提出する証拠について異議を申し立てること。 (c) 証拠を提出すること。 7 予審裁判部は、審理に基づき、訴追された者が訴追されたそれぞれの犯罪を行ったと信するに足りる実質的な理由を証明するために十分な証拠が存在するか否かを決定し、その決定に基づいて次のことを行う。 (a) 十分な証拠が存在すると決定した犯罪事実について確認し、及び確認された犯罪事実について当該者を公判のために第一審裁判部に送致すること。 (b) 十分な証拠が存在しないと決定した犯罪事実についての確認を拒否すること。 (c) 審理を延期し、かつ、検察官に対して次のことを検討するよう要請すること。 (i) 特定の犯罪事実について更なる証拠を提出し、又は更に捜査を行うこと。 (ii) 提出された証拠が裁判所の管轄権の範囲内にある異なる犯罪を証明すると認められることを理由として犯罪事実を改定すること。 8 検察官は、予審裁判部が犯罪事実についての確認を拒否する場合であっても、追加的な証拠によって要請が裏付けられるときは、その後に確認の要請を行うことを妨げられない。	9 検察官は、犯罪事実が確認されてから公判が開始されるまでの間、予審裁判部の許可を得て、かつ、被告人に通知した後に犯罪事実を改定することができる。検察官が追加的な犯罪事実を加え、又は一層重大な犯罪事実に変更することを求める場合には、これらの犯罪事実を確認するためのこの条の規定に基づく審理が行われなければならない。検察官は、公判の開始後、第一審裁判部の許可を得て犯罪事実を撤回することができる。 10 既に発せられたいかなる令状も、予審裁判部により確認されなかった犯罪事実又は検察官により撤回された犯罪事実について効力を失う。 11 この条の規定に従って犯罪事実が確認された後、裁判所長会議は、第一審裁判部を組織する。第一審裁判部は、9及び第六十四条4の規定に従いその後の手続を行う責任を有するものとし、これらの手続において関連し、かつ、適用することができる予審裁判部の任務を遂行することができる。 第六部 公判 第六十二条 公判の場所 公判の場所は、別段の決定が行われる場合を除くほか、裁判所の所在地とする。 第六十三条 被告人の在廷による公判 1 被告人は、公判の間在廷するものとする。 2 第一審裁判部は、在廷している被告人が公判を妨害し続ける場合には、当該被告人を退廷させることができるものとし、必要な場合には通信技術を使用することにより、被告人が法廷の外から公判を観察し、及び弁護人に指示することができるようにするための措置をとる。このような措置については、他の合理的な代替措置が十分でないことが判明した後の例外的な状況においてのみ、かつ、真に必要な期間においてのみとする。 第六十四条 第一審裁判部の任務及び権限 1 この条に規定する第一審裁判部の任務及び権限は、この規程及び手続及び証拠に関する規則に従って行使する。 2 第一審裁判部は、公判が、公正かつ迅速なものであること並びに被告人の権利を十分に尊重して、かつ、被害者及び証人の保護に十分な考慮を払って行われることを確保する。 3 この規程に従って事件の公判を割り当てられたときは、当該事件を取り扱う第一審裁判部は、次のことを行う。 (a) 当事者と協議し、公判手続の公正かつ迅速な実施を促進するために必要な手続を採用すること。 (b) 公判で使用する一又は二以上の言語を決定すること。 (c) この規程の他の関連する規定に従うことを条件として、事前に開示されていない文書又は情報を、公判のために十分な準備をすることができるよう公判の開始前に十分な余裕をもって開示するための措置をとること。 4 第一審裁判部は、効果的かつ公正な任務の遂行に必要な場合には、予備的な問題を予審裁判部に又は必要ときは予審裁判部門における対応可能な裁判官に付託することができる。 5 第一審裁判部は、適当な場合には、当事者に通知することにより、二人以上の被告人に対する犯罪事実に関して併合し、又は分離することを指示することができる。 6 第一審裁判部は、公判前に又はその過程において任務を遂行するに当たり、必要に応じて次のことを行うことができる。 (a) 第六十一条1に規定する予審裁判部の任務を遂行すること。 (b) 必要な場合にはこの規程に基づき国の援助を得ることにより、証人の出席及び証言並びに文書その他の証拠の提出を求めること。 (c) 秘密の情報を保護するための措置をとること。 (d) 当事者が公判前に既に収集し、又は公判の間に提出した証拠に加え、証拠の提出を命ずること。 (e) 被告人、証人及び被害者を保護するための措置をとること。 (f) その他の関連する事項について決定すること。 7 公判は、公開で行う。ただし、第一審裁判部は、第六十八条に規定する目的のため又は証拠として提出される秘密の若しくは機微に触れる情報を保護するため、特別の事情により特定の公判手続を非公開とすることを決定することができる。 8 (a) 公判の開始時において、第一審裁判部は、予審裁判部が事前に確認した犯罪事実を被告人に対して読み聞かせ、当該被告人が当該犯罪事実の性質を理解していることを確認する。第一審裁判部は、当該被告人に対し、次の条の規定に従って有罪を自認する機会又は無罪の陳述をする機会を与える。 (b) 公判において、裁判長は、公判手続の実施（公正かつ公平な態様によつて実施されることを確保することを含む）について指示を与えることができる。当事者は、裁判長の指示に従うことを条件として、この規程に従って証拠を提出することができる。 9 第一審裁判部は、当事者の申立て又は自己の職権により、特に次のことを行う権限を有する。 (a) 証拠の許容性又は関連性を決定すること。 (b) 審理の過程において秩序を維持するために必要なすべての措置をとること。 10 第一審裁判部は、公判の完全な記録であつて公判手続を正確に反映したものを作成され、及び裁判所書記によつて保持され、かつ、保存されることを確保する。 第六十五条 有罪の自認についての公判手続 1 第一審裁判部は、被告人が前条8(a)の規定に従って有罪を自認する場合には、次のことが認められるか否かを判断する。	第一類第四号 外務委員会議録第四号 平成十九年三月二十三日	第三三
第三三	第三三	第三三	第三三

(a) 被告人が有罪を自認することの性質及び結果を理解していること。 (b) 被告人が弁護人と十分に協議した後に自発的に自認していること。 (c) 有罪の自認が、次に掲げるものに含まれる事件の事実によって裏付けられていること。 (i) 検察官が提起し、かつ、被告人が自認した犯罪事実 (ii) 検察官が提示する資料であつて、犯罪事実を補足し、かつ、被告人が受け入れるもの (iii) 証人の証言等検察官又は被告人が提出するその他の証拠	第六十六条 無罪の推定 1 いずれの者も、適用される法に基づいて裁判所において有罪とされるまでは無罪と推定される。 2 被告人の有罪を証明する責任は、検察官にある。 3 裁判所は、被告人を有罪と決定するために、合理的な疑いを超えて当該被告人の有罪を確信していなければならない。 第六十七条 被告人の権利 1 被告人は、犯罪事実の決定に当たり、この規程を考慮した上で公開審理を受ける権利、公正かつ公平な審理を受ける権利及び少なくとも次の保障を十分に平等に受ける権利を有する。 (a) 自己が十分に理解し、かつ、話す言語で、犯罪事実の性質、理由及び内容を速やかにかつ詳細に告げられること。 (b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ、並びに自ら選任する弁護人と自由かつ内密に連絡を取ること。 (c) 不当に遅延することなく裁判に付されること。 (d) 第六十三条2の規定に従うことを条件として、公判に出席すること、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて防御を行うこと、弁護人がいない場合には弁護人を持つ権利を告げられること及び裁判の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、裁判所によつて弁護人を付されること。 (e) 自己に不利な証人を尋問し、又はこれに對して尋問させること並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに對する尋問を求めること。また、防御を行うこと及びこの規程に基づいて許容される他の証拠を提出すること。 (f) 裁判所の公判手続又は裁判所に提示される文書が自己が十分に理解し、かつ、話す言語によらない場合には、有能な通訳の援助及び	公正の要件を満たすために必要な翻訳を無償で与えられること。 (g) 証言又は有罪の自白を強要されないこと及び黙秘をすること。この黙秘は、有罪又は無罪の決定において考慮されない。 (h) 自己の防御において宣誓せずに口頭又は書面によつて供述を行うこと。 (i) 自己に準証責任が転換されず、又は反証の責任が課されないこと。 2 検察官は、この規程に定める他の開示のほか、被告人に對し、できる限り速やかに、自己が保持し、又は管理する証拠であつて、当該被告人の無罪を示し若しくは無罪を示すことに資すると信じ若しくは当該被告人の罪を軽減することに資すると信ずるもの又は訴追に係る証拠の信頼性に影響を及ぼし得るものを開示する。この2の規定の適用について疑義がある場合には、裁判所が決定する。 第六十八条 被害者及び証人の保護及び公判手続への参加 1 裁判所は、被害者及び証人の安全、心身の健康、尊厳及びプライバシーを保護するために適切な措置をとる。裁判所は、その場合において、すべての関連する要因(年齢、第七条3に定義する性、健康及び犯罪、特に、性的暴力又は児童に對する暴力を伴う犯罪)の性質を含む。)を考慮する。検察官は、特にこれらの犯罪の捜査及び訴追の間このような措置をとる。当該措置は、被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害するものであってはならず、また、これらと両立しないものであってはならない。 2 裁判所の裁判部は、前条に規定する公開審理の原則の例外として、被害者及び証人又は被告人を保護するため、公判手続のいずれかの部分を非公開で行い、又は証拠の提出を電子的手段その他特別な手段によつて行うことを認めることができる。これらの措置については、特に、性的暴力の被害者である場合又は児童が被害者若しくは証人である場合には、裁判所が別段の	命令を発する場合を除くほか、すべての事情、特に被害者又は証人の意見を尊重して実施する。 3 裁判所は、被害者の個人的な利益が影響を受ける場合には、当該被害者の意見及び懸念が、裁判所が適当と判断する公判手続の段階において並びに被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害さず、かつ、これらと両立する態様で、提示され、及び検討されることを認める。これらの意見及び懸念は、裁判所が適当と認めるときは、手続及び証拠に関する規則に従い被害者の法律上の代理人が提示することができる。 4 被害者・証人室は、検察官及び裁判所に對し、第四十三条6に規定する適当な保護及び安全のための措置、カウンセリングその他の援助について助言することができる。 5 この規程に基づく証拠又は情報の開示が証人又はその家族の安全に重大な危険をもたらし得る場合には、検察官は、公判の開始前に行われるいかなる手続のためにも、当該証拠又は情報の提供を差し控え、これらに代えてその要約を提出することができる。これらの措置については、被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害さず、かつ、これらと両立する態様で実施する。 6 国は、自国の職員又は代理人の保護及び秘密の又は機微に触れる情報の保護について必要な措置をとるよう要請することができる。 第六十九条 証拠 1 証人は、証言する前に、手続及び証拠に関する規則に従い、自己が真実の証拠を提供することを約束する。 2 公判における証人の証言は、前条又は手続及び証拠に関する規則に定める措置によつて提供される場合を除くほか、証人自らが行う。裁判所は、この規程に従うことを条件として、かつ、手続及び証拠に関する規則に従い、ビデオ又はオーディオ技術の手段による証人の直接の又は記録された証言を提供すること及び文書又	5 検察官と被告人との間の協議であつて、犯罪事実の改定、有罪の自認又は科される刑罰に関するものは、裁判所を拘束しない。 4 第一審裁判部は、裁判の利益、特に被害者の利益のために事件について一層完全な事実の提示が必要であると認める場合には、次のことを行うことができる。 (a) 検察官に對し、証人の証言を含む追加的な証拠の提出を求めること。 (b) この規程に定める通常の公判手続に従つて公判を続けることを決定すること。この場合には、有罪の自認がなされなかつたものとみなし、事件を他の第一審裁判部に移送することができ。
---	--	---	--	--

は反訳した文書を提出することを許可することができる。これらの措置は、被告人の権利を害するものであつてはならず、また、これと両立しないものであつてはならない。

3 当事者は、第六十四条の規定に従つて事件に関連する証拠を提出することができる。裁判所は、真実を確定するために必要と認めるすべての証拠の提出を求める権限を有する。

4 裁判所は、証拠の許容性及び関連性について、特に証拠の証明力及び証拠が公正な公判又は証人の証言の公正な評価に与え得る不利益を考慮して、手続及び証拠に関する規則に従つて決定を行うことができる。

5 裁判所は、手続及び証拠に関する規則に定める秘密性に関する特権の定めを尊重し、及び遵守する。

6 裁判所は、公知の事実の立証を要求してはならないが、その事実を裁判上顕著なものと認めることができる。

7 この規程に違反する方法又は国際的に認められた人権を侵害する方法によつて得られた証拠は、次の場合には、許容性がないものとする。

(a) その違反又は侵害が当該証拠の信頼性に著しい疑いをもたらす場合

(b) 当該証拠を許容することが公判手続の健全性にとり、かつ、これを著しく害し得る場合

8 裁判所は、国が収集した証拠の許容性及び関連性を決定するに当たり、当該国の国内法の適用に関する決定を行わない。

第七十条 裁判の運営に対する犯罪

1 裁判所は、その裁判の運営に対する次に掲げる犯罪であつて故意に行われたものについて管轄権を有する。

(a) 前条1の規定に従つて真実を述べる義務を有するにもかかわらず虚偽の証言を行うこと。

(b) 当事者が虚偽の又は偽造された証拠と知りながらこれを提出すること。

(c) 証人を買収し、証人の出席若しくは証言について妨害若しくは干渉し、証言を行つたことに対して証人に報復を行い、証拠を破壊し若しくは改ざんし、又は証拠の収集を妨げること。

(d) 裁判所の構成員に対し、その職務を遂行しないこと又は不適正に遂行することを強要し、又は説得する目的で、妨害し、脅迫し、又は買収すること。

(e) 裁判所の構成員に対し、当該構成員又は他の構成員が職務を遂行したことに關して報復を行うこと。

(f) 裁判所の構成員がその公の職務に関連して賄賂を要求し、又は受け取ること。

2 この条に規定する犯罪についての裁判所の管轄権の行使を規律する原則及び手続は、手続及び証拠に関する規則に定める原則及び手続とする。この条の規定に基づく手続に關し、裁判所に対して国際協力を提供する条件は、被請求国の国内法によつて規律される。

3 裁判所は、有罪判決の場合には、五年を超えない期間の拘禁刑若しくは手続及び証拠に関する規則に定める罰金又はその双方を科することができる。

4 (a) 締約国は、自国の捜査上又は司法上の手続の健全性に係る犯罪を処罰する自国の刑事法の適用範囲を、この条に規定する裁判の運営に対する犯罪であつて自国の領域において又は自国民によつて行われたものまで拡張する。

(b) 締約国は、裁判所が適当と認める場合にはその要請により、訴追のために自国の権限のある当局に事件を付託する。当該当局は、この事件を誠実に取り扱うものとし、これを効果的に処理することができるようにするために十分な資源を充てるものとする。

第七十一条 裁判所における不当行為に對する制裁

1 裁判所は、在廷する者であつて不当行為(公

判手続を混乱させ、又は裁判所の指示に従うことを故意に拒否することを含む。)を行うものに対し、手続及び証拠に関する規則に定める一時的又は恒久的な退廷、過料その他これらに類する措置等拘禁以外の行政上の措置によつて制裁を科することができる。

2 1に規定する措置の適用を規律する手続は、手続及び証拠に関する規則に定める手続とする。

第七十二条 国家の安全保障に関する情報保護

1 この条の規定は、国が、その情報又は文書の開示が自国の安全保障上の利益を害し得ると判断する案件について適用する。そのような案件には、第五十六条2及び3、第六十一条3、第六十四条3、第六十七条2、第六十八条6、第八十七条6並びに第九十三条の規定の適用を受ける案件並びにそのような開示が問題となる案件であつてその他の手続の段階において生ずるものを含む。

2 この条の規定は、情報又は証拠の提供を要請された者が、その開示がいづれかの国の安全保障上の利益を害し得ることを理由としてその提供を拒否し、又は当該国にその問題を付託する場合であつて、当該国がその開示が自国の安全保障上の利益を害し得ると判断していることを確認するときについても、適用する。

3 この条のいかなる規定も、第五十四条3(e)及び(f)の規定に基づいて適用される秘密性に関する要求又は次条の規定の適用を妨げるものではない。

4 いずれの国も、手続のいづれかの段階において自国の情報又は文書が開示されていること又は開示されるおそれがあることを知り、かつ、その開示が自国の安全保障上の利益を害し得ると判断する場合には、この条の規定に従つてこの問題の解決を得るために手続に参加する権利を有する。

5 いずれの国も、情報の開示が自国の安全保障

上の利益を害し得ると判断する場合には、この問題を協力的な手段によつて解決するため、場合に応じて、検察官、被告人、予審裁判部又は第一審裁判部と共に行動して、これらの者が次に掲げるすべての合理的な措置をとるよう求める。

(a) 援助についての請求の修正又は明確化

(b) 求められる情報若しくは証拠の関連性についての裁判所の判断又は関連性がある場合であつても自国以外の情報源から証拠を入手することができると否か若しくは既に入手しているか否かについての裁判所の判断

(c) 異なる情報源からの又は異なる形態による情報又は証拠の入手

(d) 援助を提供することができる条件(特に、要約又は編集した文書の提出、開示の制限、非公開による又はいづれか一方の当事者による手続の利用その他この規程及び手続及び証拠に関する規則に基づいて認められる保護措置を含む。)についての同意の取得

6 いずれの国も、問題を協力的な手段によつて解決するためのすべての合理的な措置をとつた後、自国の安全保障上の利益を害することなく情報又は文書を提供し、又は開示し得る手段又は条件がないと認める場合には、検察官又は裁判所に対してその旨を具体的な理由を付して通報する。ただし、その理由を具体的に記載することそれ自身が自国の安全保障上の利益を必然的に害し得る結果となるときは、この限りでない。

7 その後に裁判所は、これらの証拠が関連性を有し、かつ、被告人の有罪又は無罪を証明するために必要であると判断する場合には、次の措置をとることができる。

(a) 情報又は文書の開示が第九部に規定する協力についての請求又は2に規定する状況において求められ、かつ、国が第九十三条4に規定する拒否の理由を援用している場合には、次のことを行うことができる。

(i) (ii)に規定する結論を出す前に、当該国の意見を検討するために更なる協議を要請すること。その協議には、適当な場合には、非公開かついずれか一方の当事者による審理を含む。 (ii) その事件の状況にかんがみ被請求国が第九十三条4に規定する拒否の理由を援用することによってこの規程の下での義務に従って行動していないと結論を下す場合には、その理由を明示して第八十七条7の規定に従って問題を付託すること。 (iii) その状況において適当な場合には、事実の存否について被告人の公判において推定を行うこと。 (b) (a)に規定する状況以外の状況においては、次のことを行うことができる。 (i) 情報又は文書の開示を命ずること。 (ii) 情報又は文書の開示を命じない場合には、その状況において適当なときは、事実の存否について被告人の公判において推定を行うこと。	合には、一人又は二人以上の補充の裁判官を指名することができる。これらの補充の裁判官は、公判の各段階に出席するものとし、第一審裁判部の裁判官が出席し続けることができない場合には、当該第一審裁判部の裁判官と交代する。 2 第一審裁判部の判決は、証拠及び手続全体の評価に基づいて行う。判決は、犯罪事実及びその改定に記載された事実及び状況を超えるものであつてはならない。裁判所は、公判において裁判所に提出され、かつ、裁判所において審理された証拠にのみ基づいて判決を行うことができる。 3 第一審裁判部の裁判官は、判決において全員の一致の合意を得るよう努めるものとし、全員の一致の合意が得られない場合には、判決は、第一審裁判部の裁判官の過半数をもつて行う。 4 第一審裁判部の評議は、秘密とする。 5 判決については、書面によるものとし、第一審裁判部の証拠に関する認定及び結論についての十分な、かつ、詳しい理由を付した説明を記載する。第一審裁判部は、一の判決を行う。全員の一致の合意が得られない場合には、第一審裁判部の判決には、多数意見及び少数意見を記載する。判決又はその要約については、公開の法廷で言い渡す。	含む。)を特定した命令を直接発することができ 裁判所は、適当な場合には、第七十九条に規定する信託基金を通じて賠償の裁定額の支払を命ずることができる。 3 裁判所は、この条の規定に基づき命令を発する前に、有罪の判決を受けた者、被害者その他の関係者若しくは関係国又はこれらの代理人の意見を求めることができるものとし、それらの意見を考慮する。 4 裁判所は、この条に基づき権限を行使するに当たり、いずれかの者が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪に基づいて有罪の判決を受けた後、この条の規定に基づいて発することができ命令を執行するため、第九十三条1の規定に基づく措置を求めることが必要か否かを決定することができる。 5 締約国は、第百九条の規定の例により、この条の規定に基づく命令を執行する。 6 この条のいかなる規定も、国内法又は国際法に基づく被害者の権利を害するものと解してはならない。	告人の在廷の下に言い渡す。 第七部 刑罰 第七十七条 適用される刑罰 1 裁判所は、第百十条の規定に従うことを条件として、第五条に規定する犯罪について有罪の判決を受けた者に対し、次のいずれかの刑罰を科することができる。 (a) 最長三十年を超えない特定の年数の拘禁刑 (b) 犯罪の極度の重大さ及び当該有罪の判決を受けた者の個別の事情によって正当化されるときは終身の拘禁刑 2 裁判所は、拘禁刑のほか、次のものを命ずることができる。 (a) 手続及び証拠に関する規則に定める基準に基づく罰金 (b) 1に規定する犯罪によって直接又は間接に生じた収益、財産及び資産の没収。ただし、善意の第三者の権利を害することのないように行う。 第七十八条 刑の量定 1 裁判所は、刑の量定に当たり、手続及び証拠に関する規則に従い、犯罪の重大さ、有罪の判決を受けた者の個別の事情等の要因を考慮する。 2 裁判所は、拘禁刑を科するに当たり、裁判所の命令に従って既に拘禁された期間がある場合にはその期間を刑期に算入するものとし、また、犯罪の基礎を構成する行為に関連する他の拘禁された期間を刑期に算入することができる。 3 一人の者が二以上の犯罪について有罪の判決を受けた場合には、裁判所は、各犯罪について刑及びそれらを併合した刑(拘禁刑の全期間を特定したもの)を言い渡す。当該全期間は、少なくともとも言渡された各犯罪についての刑のうち最長の期間とするものとし、三十年の拘禁刑又は前条1(b)の規定に基づく終身の拘禁刑の期間を超えないものとする。 第七十九条 信託基金
締約国は、自国が保管し、保有し、又は管理する文書又は情報であつて、他の国、政府機関又は国際機関より自国に対して秘密のものとして提供されたものの提出を裁判所により請求される場合には、当該文書又は情報の開示のためにその出所元の同意を求める。出所元が締約国である場合には、当該締約国は、当該文書若しくは情報の開示に同意し、又は前条の規定に従って開示の問題を裁判所との間で解決する。出所元が締約国ではなく、かつ、開示への同意を拒否する場合には、被請求国は、裁判所に対し、秘密性についての出所元に対する既存の義務のために当該文書又は情報を提供することができないことを通報する。 第七十四条 判決のための要件 1 第一審裁判部のすべての裁判官は、公判の各段階に出席し、及び評議に終始参加する。裁判所長会議は、個々の事例に応じ、対応可能な場	1 裁判所は、被害者に対する又は被害者に係る賠償(原状回復、補償及びリハビリテーションの提供を含む。)に関する原則を確立する。その確立された原則に基づき、裁判所は、その判決において、請求により又は例外的な状況においては職権により、被害者に対する又は被害者に係る損害、損失及び傷害の範囲及び程度を決定することができるものとし、自己の行動に関する原則を説明する。 2 裁判所は、有罪の判決を受けた者に対し、被害者に対する又は被害者に係る適切な賠償(原状回復、補償及びリハビリテーションの提供を	4 刑については、公開の場及び可能な限り被	

1 締約国会議の決定により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために信託基金を設置する。 2 裁判所は、その命令により、罰金として又は没収によつて徴収された金銭その他の財産を信託基金に移転することを命ずることができる。 3 信託基金は、締約国会議が決定する基準に従つて管理される。 第八十条 国内における刑罰の適用及び国内法への影響の否定 この部のいかなる規定も、各国の国内法に定める刑罰の適用を妨げるものではなく、また、この部に規定する刑罰を定めていない国の法律に影響を及ぼすものでもない。 第八部 上訴及び再審 第八十一条 無罪若しくは有罪の判決又は刑の量定に対する上訴 第七十四条の規定に基づく判決に対しては、手続及び証拠に関する規則に従い、次のとおり上訴をすることができる。 (a) 検察官は、次のいずれかを理由として上訴をすることができる。 (i) 手続上の誤り (ii) 事実に関する誤り (iii) 法律上の誤り (b) 有罪の判決を受けた者又は当該者のために行動する検察官は、次のいずれかを理由として上訴をすることができる。 (i) 手続上の誤り (ii) 事実に関する誤り (iii) 法律上の誤り (iv) その他の理由であつて手続又は判決の公正性又は信頼性に影響を及ぼすもの 検察官又は有罪の判決を受けた者は、犯罪と刑との間の不均衡を理由として、手続及び証拠に関する規則に従つて当該刑の量定に対して上訴をすることができる。 (b) 裁判所は、刑の量定に対する上訴に関し、有罪判決の全部又は一部を取り消し得る理由	があることを認める場合には、検察官及び有罪の判決を受けた者に対して1(a)又は(b)の規定に基づく理由の提示を求めることができるものとし、また、第八十三条の規定に基づいて有罪判決に関する決定を行うことができる。 (c) 裁判所は、専ら1の規定に基づく有罪判決に対する上訴に関し、(a)の規定の下で減刑のための理由があると認める場合には、(b)に規定する手続と同一の手続を適用する。 3(a) 有罪の判決を受けた者は、第一審裁判部が別段の命令を発する場合を除くほか、上訴の手続の間、引き続き拘禁される。 (b) 有罪の判決を受けた者の拘禁の期間が科された拘禁刑の期間を超える場合には、当該者は、釈放される。ただし、検察官も上訴をしているときは、その釈放は、(c)に規定する条件に従つて行われる。 (c) 無罪判決の場合には、被告人は、次の(i)及び(ii)の規定が適用されることを条件として、直ちに釈放される。 (i) 第一審裁判部は、例外的な状況において、特に、具体的な逃亡の危険性、訴追された犯罪の重大性及び上訴が認められる可能性を考慮した上で、検察官の要請により、上訴の手続の間、当該被告人の拘禁を継続することができる。 (ii) (i)の規定に基づく第一審裁判部の決定に対しては、手続及び証拠に関する規則に従つて上訴をすることができる。 4 判決又は刑の執行は、3(a)及び(b)の規定に従うことを条件として、上訴が許される期間及び上訴の手続の間、停止する。 第八十二条 他の決定に対する上訴 いづれの当事者も、手続及び証拠に関する規則に従い、次の決定のいずれに対しても上訴をすることができる。 (a) 管轄権又は受理許容性に関する決定 (b) 捜査され、又は訴追されている者の釈放を認める又は認めない旨の決定	(c) 第五十六条3の規定に基づいて職権によつて措置をとるとの予審裁判部の決定 (d) 手続の公正かつ迅速な実施又は公判の結果に著しい影響を及ぼし得る問題に係る決定であつて、上訴裁判部によつて速やかに解決されることにより手続を実質的に進めることができることと予審裁判部又は第一審裁判部が認めるもの 2 関係国又は検察官は、予審裁判部の許可を得た上で第五十七条3(d)の規定に基づく予審裁判部の決定に対して上訴をすることができる。当該上訴については、迅速に審理する。 3 上訴それ自体は、上訴裁判部が手続及び証拠に関する規則に基づく要請により別段の命令を発しない限り、手続の停止の効力を有しない。 4 被害者の法律上の代理人、有罪の判決を受けた者又は第七十五条の規定に基づく命令によつて不利な影響を受ける財産の善意の所有者は、手続及び証拠に関する規則に定めるところにより、賠償の命令に対して上訴をすることができる。	第八十三条 上訴についての手続 1 上訴裁判部は、第八十一条及びこの条の規定に基づく手続を行うに当たり、第一審裁判部のすべての権限を有する。 2 上訴裁判部は、上訴の対象となつた手続が判決若しくは刑の量定の信頼性に影響を及ぼすほど不公正であつたことを認める場合又は上訴の対象となつた判決若しくは刑の量定が事実に関する誤り、法律上の誤り若しくは手続上の誤りによつて実質的に影響を受けたと認める場合には、次のいずれかのことを行うことができる。 (a) 判決又は刑の量定を破棄し、又は修正すること。 (b) 異なる第一審裁判部において新たに公判を行うことを命ずること。 これらの目的のため、上訴裁判部は、原判決をした第一審裁判部に対して事実に係る問題を決定させ、及びその決定を報告させるために当該問題を差し戻し、又は当該問題を決定するために自ら証拠を請求することができる。有罪の判決を受けた者又は当該者のために行動する検察官のみが判決又は刑の量定に対して上訴をしているときは、上訴裁判部は、当該判決又は刑の量定を当該者について不利に修正することができる。	3 上訴裁判部は、刑の量定に対する上訴において刑が犯罪に比して不均衡であると認める場合には、第七部の規定に従つて当該刑を変更することができる。 4 上訴裁判部の判決については、裁判官の過半数をもつて行い、公開の法廷で言い渡す。判決には、その理由を明示する。全員一致の合意が得られない場合には、上訴裁判部の判決には、多数意見及び少数意見を記載するが、いずれの裁判官も、法律問題に関して個別の意見又は反対意見を表明することができる。 5 上訴裁判部は、無罪の判決を受けた者又は有罪の判決を受けた者が在廷しない場合であつても、判決を言い渡すことができる。 第八十四条 有罪判決又は刑の量定の再審 1 有罪の判決を受けた者若しくはその死亡後は配偶者、子、親若しくは当該有罪の判決を受けた者の死亡の時に存命していた者であつて当該有罪の判決を受けた者から再審の請求を行うことについて書面による明示の指示を受けていたもの又は当該被告人のために行動する検察官は、有罪の確定判決又は刑の量定の再審を、次の理由に基づいて上訴裁判部に申し立てることができる。 (a) 次の(i)及び(ii)の条件を満たす新たな証拠が発見されたこと。 (i) 公判の時に利用することができず、かつ、そのことの全部又は一部が再審を申し立てる当事者の責めに帰すべきものではなかつたこと。 (ii) 公判において証明されていたならば異なる	1 締約国会議の決定により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために信託基金を設置する。 2 裁判所は、その命令により、罰金として又は没収によつて徴収された金銭その他の財産を信託基金に移転することを命ずることができる。 3 信託基金は、締約国会議が決定する基準に従つて管理される。 第八十条 国内における刑罰の適用及び国内法への影響の否定 この部のいかなる規定も、各国の国内法に定める刑罰の適用を妨げるものではなく、また、この部に規定する刑罰を定めていない国の法律に影響を及ぼすものでもない。 第八部 上訴及び再審 第八十一条 無罪若しくは有罪の判決又は刑の量定に対する上訴 第七十四条の規定に基づく判決に対しては、手続及び証拠に関する規則に従い、次のとおり上訴をすることができる。 (a) 検察官は、次のいずれかを理由として上訴をすることができる。 (i) 手続上の誤り (ii) 事実に関する誤り (iii) 法律上の誤り (b) 有罪の判決を受けた者又は当該者のために行動する検察官は、次のいずれかを理由として上訴をすることができる。 (i) 手続上の誤り (ii) 事実に関する誤り (iii) 法律上の誤り (iv) その他の理由であつて手続又は判決の公正性又は信頼性に影響を及ぼすもの 検察官又は有罪の判決を受けた者は、犯罪と刑との間の不均衡を理由として、手続及び証拠に関する規則に従つて当該刑の量定に対して上訴をすることができる。 (b) 裁判所は、刑の量定に対する上訴に関し、有罪判決の全部又は一部を取り消し得る理由
---	--	---	--	--	---

る判決となつていた可能性があるほど十分に重要なものであること。 (b) 公判において考慮され、かつ、有罪判決の依拠した決定的な証拠が虚偽の、偽造された又は変造されたものであつたことが新たに発見されたこと。 (c) 有罪判決又は犯罪事実の確認に参加した裁判官のうち一人又は二人以上が、その事件において、第四十六条の規定に従つてこれらの裁判官の解任が正当化されるほどの重大な不当行為又は義務の重大な違反を行つていたこと。	3 裁判所は、重大かつ明白な誤審のあつたことを立証する決定的な事実を発見するという例外的な状況において、無罪の確定判決又はそのような理由による公判手続の終了の後に釈放された者に對し、手続及び証拠に関する規則に定める基準に従い、自己の裁量によつて補償を与えることができる。 第九部 国際協力及び司法上の援助 第八十六条 協力をを行う一般的義務 締約国は、この規程に従い、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行う捜査及び訴追において、裁判所に対し十分に協力する。 第八十七条 協力の請求についての一般規定	援助を求めることとの関連で、被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を確保するために必要な措置(情報の保護に関する措置を含む。)をとることができる。裁判所は、この部の規定に基づいて入手することのできる情報が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法によつて提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。	第八十九条 裁判所への人の引渡し 1 裁判所は、ある者の逮捕及び引渡しの請求を第九十一条に規定するその裏付けとなる資料とともに、当該者がその領域に所在するとみられる国に對して送付することができるものとし、当該者の逮捕及び引渡しにおいて当該国の協力を求める。締約国は、この部の規定及び自国の国内法の手続に従つて逮捕及び引渡しの請求に応ずる。 2 引渡しを求められた者が第二十条に規定する一事不再理の原則に基づいて国内裁判所に異議の申立てを行う場合には、被請求国は、受理許容性についての関連する決定が行われているかどうかを確認するために直ちに裁判所と協議する。事件を受理することが決定されているときは、被請求国は、請求された引渡しの実施を続行する。受理許容性についての決定がなされていないときは、被請求国は、裁判所が受理許容性についての決定を行うまで当該引渡しの実施を延期することができる。 3 (a) 締約国は、他の国が裁判所に引き渡す者を自国の領域内を通過して護送することについて、自国内の通過が引渡しを妨げ、又は遅延させ得るものでない限り、自国の国内法の手続に従つて承認する。 (b) 裁判所による通過についての請求は、第八十七条の規定に従つて送付される。通過についての請求には、次の事項を含める。 (i) 護送される者に関する記述 (ii) 犯罪事実及びその法的な評価に関する簡潔な説明 (iii) 逮捕及び引渡しのための令状 (c) 護送される者は、通過の間留置される。 (d) 護送される者が空路によつて護送される場合においては通過国の領域に着陸する予定がないときは、その承認は、必要とされない。 (e) 通過国は、その領域において予定外の着陸が行われる場合には、(b)に規定する裁判所による通過についての請求を求めることができる。
2 上訴裁判部は、申立てに根拠がないと認める場合には、当該申立てを却下する。上訴裁判部は、当該申立てに根拠があると認める場合には、手続及び証拠に関する規則に定める態様によつて各当事者からの聴取を行った後、判決を変更すべきか否かについての決定を行うため、必要に応じ、次のいずれかのことを行うことができる。 (a) 原判決をした第一審裁判部を再招集すること。 (b) 新たな第一審裁判部を組織すること。 (c) この事案について自己が管轄を保持すること。	1 (a) 裁判所は、締約国に對して協力を求める権限を有する。このような請求については、外交上の経路又は各締約国が批准、受諾、承認又は加入の際に指定する他の適当な経路を通じて送付する。 締約国は、その指定のその後の変更については、手続及び証拠に関する規則に従つて行う。 (b) 請求については、適当な場合には、(a)の規定の適用を妨げない限りにおいて、国際刑事警察機構又は適当な地域的機関を通じて送付することができる。 2 協力の請求及び請求の裏付けとなる文書については、被請求国が批准、受諾、承認又は加入の際にした選択に従い、被請求国の公用語若しくは裁判所の常用語のうちの一によつて行い、又はこれらの言語のうちの一による訳文を添付することによつて行う。 3 その選択のその後の変更については、手続及び証拠に関する規則に従つて行う。 被請求国は、協力の請求及び請求の裏付けとなる文書を秘密のものとして取り扱う。ただし、請求内容を実施するために開示が必要となる限度においては、この限りでない。 4 裁判所は、この部の規定に従つて提供される	5 (a) 裁判所は、この規程の締約国でない国に對し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠に基づき、この部の規定に従つて援助を提供するよう求めることができる。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国であつて裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらの取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によつて裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に對し、その旨を通報することができる。 6 裁判所は、政府間機関に對して情報又は文書の提供を要請することができる。また、裁判所は、そのような機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であつて当該機関との合意によつて定めるものを要請することができる。 7 締約国がこの規程に反して裁判所による協力の請求に應ぜず、それにより裁判所のこの規程に基づく任務及び権限の行使を妨げた場合には、裁判所は、その旨の認定を行うことができるものとし、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によつて裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に對し、その問題を付託することができる。 第八十八条 国内法の手続の確保 締約国は、自国の国内法の手続がこの部に定めるすべての形態の協力のために利用可能であることを確保する。	(c) この事案については、自己の裁量によつて補償を与えることができる。 第九部 国際協力及び司法上の援助 第八十六条 協力をを行う一般的義務 締約国は、この規程に従い、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行う捜査及び訴追において、裁判所に対し十分に協力する。 第八十七条 協力の請求についての一般規定 1 (a) 裁判所は、締約国に對して協力を求める権限を有する。このような請求については、外交上の経路又は各締約国が批准、受諾、承認又は加入の際に指定する他の適当な経路を通じて送付する。 締約国は、その指定のその後の変更については、手続及び証拠に関する規則に従つて行う。 (b) 請求については、適当な場合には、(a)の規定の適用を妨げない限りにおいて、国際刑事警察機構又は適当な地域的機関を通じて送付することができる。 2 協力の請求及び請求の裏付けとなる文書については、被請求国が批准、受諾、承認又は加入の際にした選択に従い、被請求国の公用語若しくは裁判所の常用語のうちの一によつて行い、又はこれらの言語のうちの一による訳文を添付することによつて行う。 3 その選択のその後の変更については、手続及び証拠に関する規則に従つて行う。 被請求国は、協力の請求及び請求の裏付けとなる文書を秘密のものとして取り扱う。ただし、請求内容を実施するために開示が必要となる限度においては、この限りでない。 4 裁判所は、この部の規定に従つて提供される
1 違法に逮捕され、又は拘禁された者は、補償を受ける権利を有する。 2 確定判決によつて有罪と決定された場合において、その後に、新たな事実又は新しく発見された事実により誤審のあつたことが決定的に立証されたことを理由としてその有罪判決が破棄されたときは、当該有罪判決の結果として刑に服した者は、法律に基づいて補償を受ける。ただし、その知られなかつた事実が適当な時に明らかにされなかつたことの全部又は一部が当該者の責めに帰するものであることが証明される場合は、この限りでない。	第八十五条 逮捕され、又は有罪の判決を受けた者に対する補償 1 違法に逮捕され、又は拘禁された者は、補償を受ける権利を有する。 2 確定判決によつて有罪と決定された場合において、その後に、新たな事実又は新しく発見された事実により誤審のあつたことが決定的に立証されたことを理由としてその有罪判決が破棄されたときは、当該有罪判決の結果として刑に服した者は、法律に基づいて補償を受ける。ただし、その知られなかつた事実が適当な時に明らかにされなかつたことの全部又は一部が当該者の責めに帰するものであることが証明される場合は、この限りでない。	第八十九条 裁判所への人の引渡し 1 裁判所は、ある者の逮捕及び引渡しの請求を第九十一条に規定するその裏付けとなる資料とともに、当該者がその領域に所在するとみられる国に對して送付することができるものとし、当該者の逮捕及び引渡しにおいて当該国の協力を求める。締約国は、この部の規定及び自国の国内法の手続に従つて逮捕及び引渡しの請求に応ずる。 2 引渡しを求められた者が第二十条に規定する一事不再理の原則に基づいて国内裁判所に異議の申立てを行う場合には、被請求国は、受理許容性についての関連する決定が行われているかどうかを確認するために直ちに裁判所と協議する。事件を受理することが決定されているときは、被請求国は、請求された引渡しの実施を続行する。受理許容性についての決定がなされていないときは、被請求国は、裁判所が受理許容性についての決定を行うまで当該引渡しの実施を延期することができる。 3 (a) 締約国は、他の国が裁判所に引き渡す者を自国の領域内を通過して護送することについて、自国内の通過が引渡しを妨げ、又は遅延させ得るものでない限り、自国の国内法の手続に従つて承認する。 (b) 裁判所による通過についての請求は、第八十七条の規定に従つて送付される。通過についての請求には、次の事項を含める。 (i) 護送される者に関する記述 (ii) 犯罪事実及びその法的な評価に関する簡潔な説明 (iii) 逮捕及び引渡しのための令状 (c) 護送される者は、通過の間留置される。 (d) 護送される者が空路によつて護送される場合においては通過国の領域に着陸する予定がないときは、その承認は、必要とされない。 (e) 通過国は、その領域において予定外の着陸が行われる場合には、(b)に規定する裁判所による通過についての請求を求めることができる。	第八十九条 裁判所への人の引渡し 1 裁判所は、ある者の逮捕及び引渡しの請求を第九十一条に規定するその裏付けとなる資料とともに、当該者がその領域に所在するとみられる国に對して送付することができるものとし、当該者の逮捕及び引渡しにおいて当該国の協力を求める。締約国は、この部の規定及び自国の国内法の手続に従つて逮捕及び引渡しの請求に応ずる。 2 引渡しを求められた者が第二十条に規定する一事不再理の原則に基づいて国内裁判所に異議の申立てを行う場合には、被請求国は、受理許容性についての関連する決定が行われているかどうかを確認するために直ちに裁判所と協議する。事件を受理することが決定されているときは、被請求国は、請求された引渡しの実施を続行する。受理許容性についての決定がなされていないときは、被請求国は、裁判所が受理許容性についての決定を行うまで当該引渡しの実施を延期することができる。 3 (a) 締約国は、他の国が裁判所に引き渡す者を自国の領域内を通過して護送することについて、自国内の通過が引渡しを妨げ、又は遅延させ得るものでない限り、自国の国内法の手続に従つて承認する。 (b) 裁判所による通過についての請求は、第八十七条の規定に従つて送付される。通過についての請求には、次の事項を含める。 (i) 護送される者に関する記述 (ii) 犯罪事実及びその法的な評価に関する簡潔な説明 (iii) 逮捕及び引渡しのための令状 (c) 護送される者は、通過の間留置される。 (d) 護送される者が空路によつて護送される場合においては通過国の領域に着陸する予定がないときは、その承認は、必要とされない。 (e) 通過国は、その領域において予定外の着陸が行われる場合には、(b)に規定する裁判所による通過についての請求を求めることができる。

る。通過国は、通過についての請求を受領して当該通過が行われるようになるまで護送される者を抑留する。ただし、この(e)に規定する目的のための抑留は、請求が予定外の着陸から九十六時間以内に受領されない限り、当該時間を超える期間にわたることができない。	い国であり、かつ、請求国に対して1に規定する者についての犯罪人引渡しを行う国際的な義務を有していない場合であつて、裁判所が事件を受理することを決定しているときは、裁判所からの引渡しの請求を優先する。	8 被請求国は、この条の規定に基づく通報の後、裁判所が事件を受理しないことを決定し、その後に自国が請求国への犯罪人引渡しを拒否する場合に、裁判所にその拒否の決定を通報する。	4 残りの期間に関する説明 締約国は、裁判所の要請により、2(c)の規定に基づいて適用する自国の国内法に定める要件に関し、一般的に又は個別の事項について裁判所と協議する。その協議の過程において、当該締約国は、自国の国内法に定める個別の要件を裁判所に通報する。
4 被請求国は、裁判所への引渡しを求められている者に関し、自国において引渡しを求められている犯罪とは異なる犯罪について訴訟手続がとられており、又は当該者が服役している場合には、請求を認める決定を行った後に裁判所と協議する。	5 4に規定する場合であつて裁判所が事件を受理することを決定していないときは、被請求国は、自国の裁量により、請求国からの犯罪人引渡しの請求についての処理を進めることができる。	9 第九十一条 逮捕及び引渡しの請求の内 容 1 逮捕及び引渡しの請求は、書面によつて行う。緊急の場合には、請求は、第八十七条1(a)に定める経路を通じて確認されることを条件として、文書による記録を送付することができる媒体によつて行うことができる。	4 第九十二条 仮逮捕 1 裁判所は、緊急の場合において、引渡しを求める者について、前条に規定する引渡しの請求及びその請求の裏付けとなる文書を提出するまでの間、仮逮捕の請求を行うことができる。
1 前条の規定に基づいて裁判所からある者の引渡しの請求を受ける締約国は、裁判所が当該者の引渡しを求める犯罪の基礎を構成する同一の行為に関し、他の国からも当該者について犯罪人引渡しの請求を受ける場合には、その事実を裁判所及び請求国に通報する。	6 被請求国は、自国がこの規程の締約国でない請求国に対して1に規定する者についての犯罪人引渡しを行う国際的な義務を有する場合であつて、裁判所が事件を受理することを決定しているときは、当該者を裁判所に引き渡すか又は請求国に対して当該者についての犯罪人引渡しを行うかを決定する。被請求国は、その決定に当たり、次の事項を含むすべての関連する事項を考慮する。	2 第五十八条の規定に従つて予審裁判部により逮捕状が発せられている者の逮捕及び引渡しの請求の場合には、当該請求については、次のものを含め、又はこれらによつて裏付ける。	2 仮逮捕の請求については、文書による記録を送付することができる媒体によつて行い、次のものを含める。
2 請求国が締約国である場合には、被請求国は、次のときは、裁判所からの請求を優先する。	(a) それぞれの請求の日付 (b) 請求国の利益(適当な場合には、犯罪が請求国の領域内で行われたか否か並びに被害者及び引渡しを求められている者の国籍を含む。)	(a) 引渡しを求める者について記述されている情報であつて当該者の特定に十分なものと及び当該者の予想される所在地に関する情報 (b) 逮捕状の写し (c) 被請求国における引渡しの手続に関する要件を満たすために必要な文書、説明又は情報。ただし、この要件は、被請求国と他の国との間の条約又は取極に基づく犯罪人引渡しの請求に適用される要件よりも負担を重くすべきではなく、また、可能なときは、裁判所の特性を考慮して軽くすべきである。	(b) 当該者の逮捕が求められる犯罪及びこれらの犯罪を構成するとされる事実(可能な場合には犯罪の日時及び場所を含む。)に関する簡潔な説明 (c) 当該者に係る逮捕状又は有罪判決が存在することに關する説明 (d) 当該者の引渡しの請求を行うこととなる旨の説明
(a) 裁判所が、引渡しを求める事件を第十八条又は第十九条の規定に従つて受理することを決定しており、かつ、その決定において請求国がその犯罪人引渡しの請求に関して行った捜査又は訴追を考慮しているとき。	7 被請求国は、裁判所が当該者の引渡しを求める犯罪を構成する行為以外の行為に関して他の国から当該者についての犯罪人引渡しの請求を受ける場合には、次のことを行う。	3 既に有罪の判決を受けた者の逮捕及び引渡しの請求の場合には、当該請求については、次のものを含め、又はこれらによつて裏付ける。	3 被請求国は、前条に規定する引渡しの請求及びその請求の裏付けとなる文書を手続及び証拠に関する規則に定める期限までに受領しなかった場合には、仮に逮捕した者を釈放することができない。ただし、当該者は、被請求国の法律が許容する場合に、当該期限の満了前に引き渡されることに同意することができる。この場合において、被請求国は、できる限り速やかに当該者を裁判所に引き渡す。
(b) 裁判所が1の規定に基づく被請求国からの通報の後に(a)に規定する決定を行うとき。	4 被請求国は、2(a)に規定する決定が行われていない場合には、自国の裁量により、2(b)に規定する裁判所による決定がなされるまでの間、請求国からの犯罪人引渡しの請求についての処理を進めることができるものの、裁判所が事件を受理しないことを決定するまでは、1に規定する者についての犯罪人引渡しを行わないものとする。裁判所の決定は、迅速に行う。	3 既に有罪の判決を受けた者の逮捕及び引渡しの請求の場合には、当該請求については、次のものを含め、又はこれらによつて裏付ける。	4 引渡しを求められている者が3の規定に基づいて釈放されたことは、その後に引渡しの請求及びその請求の裏付けとなる文書が送付される場合において、当該者を逮捕し、引き渡すこと
4 被請求国は、請求国がこの規程の締約国でない	被請求国は、請求国がこの規程の締約国でない	被請求国は、請求国がこの規程の締約国でない	被請求国は、請求国がこの規程の締約国でない

を妨げるものではない。

第九十三条 他の形態の協力

1 締約国は、この部の規定及び国内法の手続に従い、捜査及び訴追に関連する次の援助の提供についての裁判所による請求に応ずる。

(a) 人の特定及び人の所在又は物の所在地の調査

(b) 証拠(宣誓した上での証言を含む)の取得及び証拠(裁判所にとって必要な専門家の意見及び報告を含む)の提出

(c) 捜査され、又は訴追されている者に対する尋問

(d) 文書(裁判上の文書を含む)の送達

(e) 証人又は専門家として個人が裁判所に自発的に出頭することを容易にすること。

(f) 7に規定する者の一時的な移送

(g) 場所の見分(墓所の発掘及び見分を含む)捜索及び差押えの実施

(h) 記録及び文書(公式の記録及び文書を含む)の提供

(i) 被害者及び証人の保護並びに証拠の保全
(j) 善意の第三者の権利を害することなく、最終的な没収のために犯罪の収益、財産、資産及び道具を特定し、追跡し、及び凍結又は差押えをすること。

(k) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の捜査及び訴追を容易にするため、その他の形態の援助であつて被請求国の法律が禁止していないものを行うこと。

2 裁判所は、裁判所に出頭する証人又は専門家に對し、これらの証人又は専門家が被請求国からの出国に先立ついかなる作為又は不作為についても裁判所によって訴追されず、拘束されず、又は身体の自由に対するいかなる制限も課されないとの保証を与える権限を有する。

3 1の規定に従つて提出される請求に詳述されている援助に係る特定の措置の実施が、被請求国において一般的に適用される現行の基本的な法的原則に基づいて禁止されている場合には、

被請求国は、問題の解決に努めるために裁判所と速やかに協議する。この協議においては、援助を他の方法によつて又は条件を付して与えることができるか否かを考慮すべきである。協議を経ても問題を解決することができないときは、裁判所は、請求に対して必要な修正を行う。

4 締約国は、自国の安全保障に関連する文書の提出又は証拠の開示についての請求の場合にのみ、第七十二条の規定に基づいて援助についての請求の全部又は一部を拒否することができる。

5 被請求国は、1(1)に規定する援助についての請求を拒否する前に、特定の条件を付して援助を提供することができるか否か又は後日若しくは他の方法によつて援助を提供することができるか否かを検討する。裁判所又は検察官は、条件が付された援助を受け入れる場合には、その条件を遵守する。

6 被請求国は、援助についての請求を拒否する場合に、その拒否の理由を裁判所又は検察官に對して速やかに通報する。

7 (a) 裁判所は、特定、証言の取得その他の援助のため、拘禁されている者の一時的な移送を請求することができる。被請求国は、次の(i)及び(ii)の条件が満たされる場合には、当該者を移送することができる。
(i) 当該者が移送について事情を知らされた上で任意に同意すること。
(ii) 被請求国が裁判所との間で合意する条件に従つて移送することに同意すること。

(b) 移送される当該者は、引き続き拘禁される。裁判所は、移送による目的が満たされたときは、当該者を被請求国に遅滞なく送還する。

8 (a) 裁判所は、請求において記載されている捜査及び手続に必要な場合を除くほか、文書及び情報の秘密を確保する。
(b) 被請求国は、必要な場合には、検察官に對

し文書及び情報を秘密のものとして送付することができる。検察官は、これらの文書及び情報については新たな証拠を取得するためにのみ用いることができる。

(c) 被請求国は、その発意により又は検察官の要請により、その後そのような文書又は情報を開示することに同意することができる。その場合には、これらの文書又は情報は、第五部及び第六部の規定並びに手続及び証拠に関する規則に従つて証拠として用いることができる。

9 (a) (i) 締約国は、引渡し又は犯罪人引渡し以外に係る請求に関し、裁判所から受ける請求と国際的な義務に基づいて他の国から受ける請求とが競合する場合には、裁判所及び当該他の国と協議の上、必要に応じていずれかの請求を延期し、又はいずれかの請求に条件を付することによつて双方の請求に応ずるよう努める。
(ii) (i)の規定による解決が得られないときは、競合する請求については、第九十条に定める原則に従つて解決する。

(b) 裁判所からの請求が国際約束によつて第三国又は国際機関の管理の下にある情報、財産又は個人に関するものである場合には、被請求国は、その旨を裁判所に通報するものとし、裁判所は、その請求を当該第三国又は国際機関に對して行う。

10 (a) 裁判所は、締約国の請求により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成し、又は当該締約国の国内法に定める重大な犯罪を構成する行為について捜査又は裁判を行う当該締約国に協力し、及び援助を提供することができる。

(b) (i) (a)に規定する援助には、特に次のものを含む。
a 裁判所による捜査又は裁判の過程において得られた陳述、文書その他の形態の証拠の送付

b 裁判所の命令によつて拘禁されている者に対する尋問
(ii) (i) aの規定に基づく援助の場合であつて、
a 文書その他の形態の証拠がいずれかの国の援助によつて得られたときは、その送付には、当該国の同意を必要とする。

b 陳述、文書その他の形態の証拠が証人又は専門家によつて提供されたときは、その送付は、第六十八条の規定に従つて行う。

(c) 裁判所は、この10に定める条件の下で、この規程の締約国でない国からのこの10に規定する援助についての請求に応ずることができる。

第九十四条

進行中の捜査又は訴追に関する請求内容を即時に実施することが当該請求内容に係る事件と異なる事件について進行中の捜査又は訴追を妨げ得る場合には、当該請求内容の実施を裁判所と合意した期間延期することができる。ただし、その延期は、被請求国における当該捜査又は訴追を完了するために必要な期間を超えてはならない。被請求国は、延期の決定を行う前に、一定の条件を付して援助を直ちに提供することができるか否かを検討すべきである。

2 1の規定に従つて延期の決定が行われる場合であつても、検察官は、前条1(j)の規定に基づき証拠を保全する措置を求めることができる。

第九十五条 受理許容性についての異議の申立ての際の請求内容の実施の延期

裁判所が第十八条又は第十九条の規定に従い受理許容性についての異議の申立てを審議している場合には、被請求国は、この部の規定に基づく請求内容の実施を裁判所による決定がなされるまでの間延期することができる。ただし、裁判所がこれらの条の規定に従い検察官が証拠の収集を行う

ことができることを特に決定している場合は、この限りでない。

第九十六条 第九十三条に規定する他の形態の援助についての請求の内容

1 第九十三条に規定する他の形態の援助についての請求は、書面によって行う。緊急の場合には、請求は、第八十七条1(a)に定める経路を通じて確認されることを条件として、文書による記録を送付することができる媒体によって行うことができる。

2 請求については、該当する場合には、次のものを含め、又はこれらによって裏付ける。

(a) 請求の目的及び求める援助の簡潔な説明（請求の法的根拠及び理由を含む。）

(b) 求める援助が提供されるための可能な限り詳細な情報であつて、発見し又は特定しなければならぬいずれかの者又は場所の所在地又は特定に関するもの

(c) 請求の基礎となる重要な事実の簡潔な説明

(d) 従うべき手続又は要件の理由及び詳細

(e) 請求内容を実施するために被請求国の法律に従つて必要とされる情報

(f) 求める援助が提供されるためのその他の関連情報

3 締約国は、裁判所の要請により、2(e)の規定に基づいて適用する自国の国内法に定める要件に関し、一般的に又は個別の事項について裁判所と協議する。その協議の過程において、当該締約国は、自国の国内法に定める個別の要件を裁判所に通報する。

4 この条の規定は、必要な場合には、裁判所に對してなされる援助についての請求にも適用する。

第九十七条 協議

締約国は、この部の規定に基づく請求であつて、その関係において、その請求内容の実施を遅らせ、又は妨げるおそれのある問題があると認めるものを受けるときは、この事態を解決するため

に裁判所と遅滞なく協議する。この問題には、特に次のようなものを含めることができる。

(a) 当該請求内容を実施するためには情報が十分であること。

(b) 引渡し請求のときは、最善の努力にもかかわらず引渡しを求められている者を発見することができないという事実又は行われた捜査により被請求国にいる者が明らかに令状に示された者でないことと判断されたという事実

(c) 被請求国が当該請求内容をそのまゝの形態によつて実施することが他の国との関係において負っている既存の条約上の義務に違反し得るという事実

第九十八条 免除の放棄及び引渡しへの同意に関する協力

1 裁判所は、被請求国に対して第三国の人又は財産に係る国家の又は外交上の免除に関する国際法に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡し又は援助についての請求を行うことができず。ただし、裁判所が免除の放棄について当該第三国の協力をあらかじめ得ることができる場合は、この限りでない。

2 裁判所は、被請求国に対して派遣国の国民の裁判所への引渡しに当該派遣国の同意を必要とするという国際約束に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡しの請求を行うことができる。ただし、裁判所が引渡しへの同意について当該派遣国の協力をあらかじめ得ることができる場合は、この限りでない。

第九十九条 第九十三条及び第九十六条の規定に基づく請求内容の実施

1 援助についての請求は、被請求国の法律の関連する手続に従い、当該法律によつて禁止されていない限り、請求において特定されている方法（請求において示されている手続に従うこと又は請求において特定されている者が実施の過程に立ち会い、及びこれを補助することを認めることを含む。）により実施する。

2 緊急の請求の場合には、これに應じて提供する文書又は証拠については、裁判所の要請により、早急に送付する。

3 被請求国の回答については、その国元来の言語及び様式により送付する。

4 検察官は、この部の他の条の規定の適用を妨げることなく、強制的な措置によることなく実施することができ得る請求内容特に、個人の任意に基づき当該個人と面会し、又は当該個人から証拠を取得すること（当該請求内容を実施するために不可欠である場合には被請求国の当局の立会いを伴うことなくこれらを行うことを含む。）及び公共の場所を変更することなく見分を行うこと（を含む。）の効果的な実施に必要な場合には、いずれかの国の領域において当該請求内容を次のとおり直接実施することができる。

(a) 被請求国がその領域において犯罪が行われたとされる国であり、かつ、第十八条又は第十九条の規定に従つて受理許容性の決定が行われている場合には、検察官は、被請求国とのすべての可能な協議の後、当該請求内容を直接実施することができる。

(b) (a)に規定する場合以外の場合には、検察官は、被請求国との協議の後、当該被請求国が提起する正当な条件又は関心に従つて当該請求内容を実施することができる。被請求国は、この(b)の規定に基づく請求内容の実施について問題があると認めるときは、この事態を解決するために裁判所と遅滞なく協議する。

5 裁判所が聴取し、又は尋問した者に対して国家の安全保障に関連する秘密の情報の開示を防止するための制限を援用することを認める第七十二条の規定は、この条の規定に基づく援助についての請求内容の実施についても、適用する。

第一百条 費用

1 被請求国の領域内において請求内容の実施に要する通常の費用は、裁判所が負担する次の費用を除くほか、当該被請求国が負担する。

(a) 証人及び専門家の旅費及び安全に関する費用又は第九十三条の規定に基づく拘禁されている者の移送に関する費用

(b) 翻訳、通訳及び反訳に係る費用

(c) 裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記、裁判所次席書記及び裁判所の機関の職員の旅費及び滞在費

(d) 裁判所が請求する専門家の意見又は報告に係る費用

(e) 拘束を行う国によつて裁判所に引き渡される者の護送に関する費用

(f) 請求内容の実施から生ずる可能性のある特別の費用であつて協議によつて認められるもの

2 1の規定は、適当な場合には、締約国による裁判所に対する請求について適用する。この場合において、実施に要する通常の費用は、裁判所が負担する。

第一百一条 特定性の原則

1 この規程に従つて裁判所に引き渡された者は、行為又は一連の行為であつて自己が引き渡された犯罪の基礎を構成するものを除き、引渡しの前に行った行為のために、訴訟手続に付されず、処罰されず、又は拘禁されない。

2 裁判所は、1に規定する者を裁判所に引き渡した国に対して1に規定する条件を放棄するよう要請することができるものとし、必要な場合には、第九十一条の規定に従つて追加的な情報を提供する。締約国は、裁判所に対して放棄を行う権限を有するものとし、放棄を行うよう努めるべきである。

第一百二条 用語

この規程の適用上、

(a) 「引渡し」とは、この規程に基づき、国がいずれかの者を裁判所に引き渡すことをいう。

(b) 「犯罪人引渡し」とは、条約、協定又は国内法に基づき、一の国がいずれかの者を他の国に引き渡すことをいう。

第十部 刑の執行 第三百三条 拘禁刑の執行における国の役割 1 (a) 拘禁刑は、刑を言い渡された者を受け入れる意思を裁判所に対して明らかにした国の一覧表の中から裁判所が指定する国において執行される。 (b) 国は、刑を言い渡された者を受け入れる意思を宣言する際に、裁判所が同意し、かつ、この部の規定に適合した受入れについての条件を付することができる。 (c) 個別の事件に関して指定された国は、裁判所の指定を受け入れるか否かを裁判所に対して速やかに通報する。 2 (a) 刑を執行する国は、拘禁の期間又は程度に実質的に影響を及ぼし得るあらゆる状況(1の規定に従って合意された条件の実施を含む。)を裁判所に通報する。裁判所に対する既知の又は予想し得るそのような状況についての通報は、少なくとも四十五日前までに行う。その間、刑を執行する国は、第一百十条に規定する義務に違反するおそれのある行動をとってはならない。 (b) 裁判所は、(a)に規定する状況について同意することができない場合には、その旨を刑を執行する国に通報するとともに、次条1の規定に基づいて手続を進める。 3 裁判所は、1の規定に基づく指定を行う裁量を使用するに当たり、次の事項を考慮する。 (a) 締約国が手続及び証拠に関する規則に定める衡平な配分の原則に従い拘禁刑を執行する責任を共有すべきであるとの原則 (b) 被拘禁者の処遇を規律する広く受け入れられている国際条約上の基準の適用 (c) 刑を言い渡された者の意見 (d) 刑を言い渡された者の国籍 (e) 犯罪若しくは刑を言い渡された者の事情又は効果的な刑の執行に関するその他の要素であって刑を執行する国を指定するに当たり適	当と認めるもの 4 いずれの国にも1の規定に基づく指定がなされない場合には、拘禁刑は、第三条2に規定する本部協定に定める条件に従い、接受国が提供する刑務所において執行される。その場合には、拘禁刑の執行によって生ずる費用は、裁判所が負担する。 第四百四条 刑を執行する国の指定の変更 1 裁判所は、刑を言い渡された者を他の国の刑務所に移送することをいつでも決定することができる。 2 刑を言い渡された者は、裁判所に対し、刑を執行する国から移送されることをいつでも申し立てることができる。 第五百五条 刑の執行 1 拘禁刑は、第三百三条1(b)の規定により特定した条件に従うことを条件として、締約国に対して拘束力を有するものとし、締約国は、いかなる場合にも当該拘禁刑を修正してはならない。 2 裁判所のみが上訴及び再審の申立てについて決定する権限を有する。刑を執行する国は、刑を言い渡された者がそのような申立てを行うことを妨げてはならない。 第六百六条 刑の執行の監督及び拘禁の条件 1 拘禁刑の執行については、裁判所の監督の対象となるものとし、また、被拘禁者の処遇を規律する広く受け入れられている国際条約上の基準に適合したものとす。 2 拘禁の条件は、刑を執行する国の法律によって規律され、かつ、被拘禁者の処遇を規律する広く受け入れられている国際条約上の基準に適合したものとす。この条件は、いかなる場合にも刑を執行する国における同様の犯罪について有罪の判決を受けた被拘禁者に与えられる条件と同等のものとす。 3 刑を言い渡された者と裁判所との間の連絡は、妨げられず、かつ、秘密とされる。 第七百七条 刑を終えた者の移送	1 刑を終えた者であって刑を執行する国の国民でないものについては、当該刑の終了後、刑を執行する国の法律に従い、当該者を受け入れる義務を有する国又は当該者を受け入れることに同意する他の国に移送することができるものとし、その際、これらの国に移送されることとなる当該者の希望を考慮する。ただし、刑を執行する国が当該者に対してその領域内に引き続きとどまることを許可する場合は、この限りでない。 2 いずれの国も1に規定する者の1の規定に基づく他の国への移送に要する費用を負担しない場合には、その費用は、裁判所が負担する。 3 刑を執行する国は、次条の規定に従うことを条件として、その国内法に従い、1に規定する者について裁判又は刑の執行のために犯罪人引渡しを請求している国に犯罪人引渡しを行うことができる。 第八百八条 他の犯罪の訴追又は処罰の制限 1 刑を執行する国によって拘禁されている刑を言い渡された者は、当該者が当該刑を執行する国に移送される前に行った行為について訴追、処罰又は第三国への犯罪人引渡しの対象とされない。ただし、当該刑を執行する国の要請により、そのような訴追、処罰又は犯罪人引渡しは、裁判所によって認められている場合は、この限りでない。 2 裁判所は、1に規定する者の意見を聴取した後、1に規定する事項を決定する。 3 1の規定は、1に規定する者が裁判所によって科された刑を終えた後に刑を執行する国の領域内に任意に三十日を超えて滞在している場合又は当該国の領域から離れた後に当該国の領域に戻る場合には、適用しない。 第九百九条 罰金及び没収に係る措置の実施 1 締約国は、自国の国内法の手続に従い、善意の第三者の権利を害することなく、第七部の規	定に基づいて裁判所が発する罰金又は没収の命令を執行する。 2 締約国は、自国が没収の命令を執行することができない場合には、善意の第三者の権利を害することなく、裁判所が没収することを命じた収益、財産又は資産の価値を回復するための措置をとる。 3 財産又は不動産若しくは適当な場合にはその他の財産の売却による収益であって裁判所の判決を執行した結果として締約国が取得したものは、裁判所に移転される。 第十百十條 減刑に関する裁判所の再審査 1 刑を執行する国は、裁判所が言い渡した刑期の終了前にその刑を言い渡された者を釈放してはならない。 2 裁判所のみが減刑を決定する権限を有する。裁判所は、1に規定する者の意見を聴取した後、この事項についての決定を行う。 3 裁判所は、1に規定する者が刑期の三分の二の期間又は終身の拘禁刑の場合には二十五年間刑に服した時に、減刑をすべきか否かを決定するためこれらの刑を再審査する。このような再審査は、これらの時よりも前に行うてはならない。 4 裁判所は、3に規定する再審査に当たり、次の一又は二以上の要素が存在すると認める場合には、減刑をすることができる。 (a) 1に規定する者の裁判所の捜査及び訴追に協力するとの早い時期からの継続的な意思 (b) 1に規定する者の自発的な援助であって、他の事件における裁判所の判決及び命令の執行を可能にするもの。特に、被害者の利益のために用いられる罰金、没収又は賠償の命令の対象となる資産の発見のために提供する援助 (c) 手続及び証拠に関する規則に定めるその他の要素であって、減刑を正当化するのに十分な明白かつ重大な状況の変化を証明するもの 裁判所は、3の規定に基づく最初の再審査に	5
--	---	---	---	----------

において減刑が適当でないとして決定する場合であっても、その後、手続及び証拠に関する規則に定める間隔を置いて及び同規則に定める基準を適用して、減刑の問題を再審査する。

第百十一条 逃亡

有罪の判決を受けた者が拘禁を逃れ、刑を執行する国から逃亡する場合には、当該国は、裁判所と協議の上、現行の二国間又は多数国間の取極に基づき当該者が所在する国に対して当該者の引渡しを請求し、又は裁判所に対して第九部の規定に基づいて当該者の引渡しを求めるよう要請することができる。裁判所は、当該者が刑に服していた国又は裁判所が指定した他の国に当該者を引き渡すよう指示することができる。

第十一部 締約国会議

第百十二条 締約国会議

1 この規程によりこの規程の締約国会議を設置する。各締約国は、締約国会議において一人の代表を有するものとし、代表は、代表代理及び随員を伴うことができる。その他の国であつてこの規程又は最終文書に署名したものは、締約国会議においてオブザーバーとなることができる。

2 締約国会議は、次の任務を遂行する。

- 適当な場合には、準備委員会の勧告を検討し、及び採択すること。
- 裁判所の運営に関して裁判所長会議、検察官及び裁判所書記に対する管理監督を行うこと。
- 3の規定により設置される議長団の報告及び活動を検討し、並びにこれらについて適当な措置をとること。
- 裁判所の予算を検討し、及び決定すること。
- 第三十六条の規定に従い裁判官の人数を変更するか否かを決定すること。
- 第八十七条5及び7に規定する請求に協力しないことに関する問題を検討すること。
- その他の任務であつてこの規程又は手続及び

び証拠に関する規則に適合するものを遂行すること。

3 (a) 締約国会議には、三年の任期で締約国会議によって選出される一人の議長、二人の副議長及び十八人の構成員から成る議長団を置く。

(b) 議長団は、特に、配分が地理的に衡平に行われ、及び世界の主要な法体系が適切に代表されることを考慮して、代表としての性質を有するものとする。

(c) 議長団は、必要に応じ、少なくとも毎年一回会合する。議長団は、締約国会議が任務を遂行するに当たつて同会議を補助する。

4 締約国会議は、裁判所の効率性及び経済性を高めるため、必要に応じ、補助機関（裁判所を監査し、評価し、及び調査するための独立した監督機関を含む。）を設置することができる。

5 裁判所長、検察官及び裁判所書記又はこれらの代理人は、適当な場合には、締約国会議及び議長団の会合に出席することができる。

6 締約国会議は、裁判所の所在地又は国際連合本部において年一回会合するものとし、必要な場合には、特別会合を開催する。この規程に別段の定めがある場合を除くほか、特別会合は、議長団の発意により又は締約国の三分の一の要請により招集される。

7 各締約国は、一の票を有する。締約国会議及び議長団においては、決定をコンセンサス方式によつて行うようあらゆる努力を払う。コンセンサスに達することができない場合には、この規程に別段の定めがあるときを除くほか、次のとおり決定を行う。

- 実質事項についての決定は、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で承認されることにより行わなければならない。この場合において、締約国の絶対多数をもつて投票のための定足数とする。
- 手続事項についての決定は、出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で

行う。

8 裁判所の費用に対する分担金の支払が延滞している締約国は、その延滞金の額がその時までの満二年間に当該締約国が支払うべきであつた分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、締約国会議及び議長団における投票権を失う。ただし、締約国会議は、支払の不履行が当該締約国にとつてやむを得ない事情によると認めるときは、当該締約国に締約国会議及び議長団における投票を認めることができる。

9 締約国会議は、その手続規則を採択する。

10 締約国会議の公用語及び常用語は、国際連合総会の公用語及び常用語とする。

第十二部 財政

第百十三条 財政規則

裁判所及び締約国会議議長団及び補助機関を含む。の会合に関するすべての財政事項については、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、この規程及び締約国会議が採択する財政規則によつて規律する。

第百十四条 費用の支払

裁判所及び締約国会議議長団及び補助機関を含む。の費用については、裁判所の資金から支払う。

第百十五条 裁判所及び締約国会議の資金

裁判所及び締約国会議議長団及び補助機関を含む。の費用は、締約国会議が決定する予算に定めるところに従い、次の財源より充てられる。

(a) 締約国が支払う分担金

(b) 国際連合総会の承認を受けて国際連合が提供する資金、特に安全保障理事会による付託のために要する費用に関連する資金

第百十六条 任意拠出金

裁判所は、前条の規定の適用を妨げることなく、追加的な資金として、締約国会議が採択する関連する基準に従い、政府、国際機関、個人、法人その他の主体からの任意拠出金を受領し、及び使用することができる。

第百十七条 分担金の額の決定

締約国の分担金については、合意する分担率に従つて決定する。合意する分担率は、国際連合がその通常予算のために採択した分担率を基礎とし、かつ、当該分担率が立脚する原則に従つて調整される。

第百十八条 年次会計検査

裁判所の記録、帳簿及び決算報告（年次会計報告を含む。）については、独立の会計検査専門家が毎年検査する。

第十三部 最終規定

第百十九条 紛争の解決

1 裁判所の司法上の任務に関する紛争については、裁判所の決定によつて解決する。

2 その他の二以上の締約国間の紛争であつてこの規程の解釈又は適用に関するものうち、交渉によつてその開始から三箇月以内に解決されないものについては、締約国会議に付託する。締約国会議は、当該紛争を自ら解決するよう努め、又は当該紛争を解決するための追加的な方法（国際司法裁判所規程に基づく国際司法裁判所への付託を含む。）について勧告を行うことができる。

第百二十条 留保

この規程には、いかなる留保も付することができない。

第百二十一条 改正

1 締約国は、この規程の効力発生から七年を経過した後、その改正を提案することができる。改正案については、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、これをすべての締約国に対して速やかに通報する。

2 締約国会議は、通報の日から三箇月以後に開催するその次の会合において、出席し、かつ、投票する締約国の過半数による議決で改正案を取り上げるか否かを決定する。締約国会議は、当該改正案を直接取り扱い、又は関係する問題により正当化される場合には、検討会議を招集することができる。

3 締約国会議の会合又は検討会議における改正の採択については、コンセンサスに達することができない場合には、締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

4 改正は、5に規定する場合を除くほか、国際連合事務総長に対する締約国の八分の七による批准書又は受諾書の寄託の後一年ですべての締約国について効力を生ずる。

5 第五条から第八条までの規定の改正は、当該改正を受諾した締約国については、その批准書又は受諾書の寄託の後一年で効力を生ずる。当該改正を受諾していない締約国については、裁判所は、当該改正に係る犯罪であつて、当該締約国の国民によつて又は当該締約国の領域内において行われたものについて管轄権を行使してはならない。

6 改正が4の規定に従ひ締約国の八分の七によつて受諾されたときは、当該改正を受諾していない締約国は、当該改正の効力発生の後一年以内に通告を行うことによつてこの規程から脱退することができる。この脱退は、第二百二十七条1の規定にかかわらず、直ちに効力を生ずるが、同条2の規定に従うことを条件とする。

7 国際連合事務総長は、締約国会議の会合又は検討会議において採択された改正をすべての締約国に通報する。

第二百二十二条 制度的な性質を有する規定の改正

1 いずれの締約国も、専ら制度的な性質を有する規定、すなわち、第三十五条、第三十六条8及び9、第三十七条、第三十八条、第三十九条1(第一文及び第二文)、2及び4、第四十二条4から9まで、第四十三条2及び3、第四十四条、第四十六条、第四十七条並びに第四十九条の規定の改正について、前条1の規定にかかわらず、いつでも提案することができる。改正案については、国際連合事務総長又は締約国会議が指名する他の者に対して提出するものとし、これらの者は、これをすべての締約国及び締約

国会議に参加する他の者に対して速やかに通報する。

2 この条の規定に基づく改正については、コンセンサスに達することができない場合には、締約国会議又は検討会議が締約国の三分の二の多数による議決で採択する。その改正は、締約国会議又は検討会議による採択の後六箇月ですべての締約国について効力を生ずる。

第二百二十三条 この規程の検討

1 国際連合事務総長は、この規程の効力発生の後七年目にこの規程の改正を審議するために検討会議を招集する。この規程の検討には、少なくとも第五条に規定する犯罪を含めることができる。検討会議は、締約国会議に参加する者に同一の条件で開放される。

2 その後いつでも、いずれかの締約国の要請があるときは、国際連合事務総長は、1に規定する目的のため、締約国の過半数による承認を得て検討会議を招集する。

3 第二百一十一条3から7までの規定は、検討会議において審議されるこの規程の改正の採択及びその効力発生について適用する。

第二百二十四条 経過規定

いずれの国も、第十二条1及び2の規定にかかわらず、この規程の締約国になる際、この規程が当該国について効力を生じてから七年の期間、ある犯罪が当該国の国民によつて又は当該国の領域内において行われたとされる場合には、第八条に規定する犯罪類型に関して裁判所が管轄権を有することを受諾しない旨を宣言することができる。この条の規定に基づく宣言は、いつでも撤回することができる。この条の規定については、前条1の規定に従つて招集される検討会議で審議する。

第二百二十五条 署名、批准、受諾、承認又は加入

1 この規程は、千九百九十八年七月十七日に、ローマにある国際連合食糧農業機関本部において、すべての国による署名のために開放するものとし、その後は、千九百九十八年十月十七日

まで、ローマにあるイタリア外務省において署名のために開放しておく。その日の後、この規程は、二千年十二月三十一日まで、ニューヨークにある国際連合本部において署名のために開放しておく。

2 この規程は、署名国によつて批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この規程は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第二百二十六条 効力発生

1 この規程は、六十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後六十日目の日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

2 六十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの規程を批准し、受諾し若しくは承認し、又はこれに加入する国については、この規程は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後六十日目の日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第二百二十七条 脱退

1 締約国は、国際連合事務総長に於てた書面による通告によつてこの規程から脱退することができる。脱退は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生ずる。

2 いずれの国も、その脱退を理由として、この規程の締約国であつた間のこの規程に基づく義務(その間に生じた財政上の義務を含む)を免除されない。脱退は、脱退する国が協力する義務を有している捜査及び手続であつて、当該脱退が効力を生ずる日の前に開始されたものに関する裁判所との協力に影響を及ぼすものではない。また、当該脱退が効力を生ずる日の前に裁判所が既に審議していた問題について審議を継続することを妨げるものでもない。

第百二十八条 正文
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。この規程の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、その認証謄本をすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの規程に署名した。

千九百九十八年七月十七日にローマで作成した。

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国際刑事裁判所に対する協力

第一節 通則(第三条・第五条)

第二節 証拠の提供等

第一款 証拠の提供(第六条・第十三条)

第二款 裁判上の証拠調べ及び書類の送達(第十四条・第十六条)

第三款 受刑者証人等移送(第十七条・第十八条)

第三節 引渡犯罪人の引渡し等

第一款 引渡犯罪人の引渡し(第十九条・第三十三条)

第二款 仮拘禁(第三十四条・第三十五条)

第三款 雑則(第三十六条・第三十七条)

第四節 執行協力(第三十八条・第四十八条)

第五節 雑則(第四十九条・第五十一条)

第三章 国際刑事警察機構に対する措置(第五十二条)

第四章 国際刑事裁判所の運営を害する罪(第五十三条・第六十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際刑事裁判所に関するローマ規程(以下「規程」という。)が定める集団殺害犯罪その他の国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について、国際刑事裁判所の捜査、裁判及び刑の執行等についての必要な協力に関する手続を定めるとともに、国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則を定めること等により、規程の確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 国際刑事裁判所 規程第一条に規定する国際刑事裁判所をいう。
- 二 管轄刑事事件 規程第五条一及び第七十条一の規定により国際刑事裁判所が管轄権を有する犯罪について国際刑事裁判所がその管轄権を行使する事件をいう。
- 三 重大犯罪 規程第五条一の規定により国際刑事裁判所が管轄権を有する国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪として規程に定める犯罪をいう。
- 四 証拠の提供 規程第九十三条一の規定による国際刑事裁判所の請求により、国際刑事裁判所の捜査又は裁判に係る手続(以下「国際刑事裁判所の手続」という。)に必要な証拠を国際刑事裁判所に提供することをいう。
- 五 裁判上の証拠調べ 規程第九十三条一の規定による国際刑事裁判所の請求により、規程第三十九条二に規定する上訴裁判部又は第一審裁判部が行う証拠調べについての援助として日本国の裁判所が行う証拠調べをいう。
- 六 書類の送達 規程第九十三条一の規定による国際刑事裁判所の請求により、規程第三十九条二に規定する上訴裁判部、第一審裁判部又は予審裁判部が行う書類の送達についての援助として日本国の裁判所が行う証拠調べをいう。

援助として日本国の裁判所が行う書類の送達をいう。

七 受刑者証人等移送 規程第九十三条一及び七の規定による国際刑事裁判所の請求により、証人その他の国際刑事裁判所の手続における関係人(国際刑事裁判所の捜査又は裁判の対象とされる者を除く。)として出頭させることを可能とするため、国内受刑者(日本国において懲役刑若しくは禁錮刑又は国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者)をいう。以下同じ。

八 引渡犯罪人の引渡し 規程第八十九条一又は第一百一条の規定による国際刑事裁判所の引渡し請求により、その引渡しの対象とされた者(以下「引渡犯罪人」という。)の引渡しをすることをいう。

九 仮拘禁 規程第九十二条一の規定による国際刑事裁判所の仮逮捕の請求により、その仮逮捕の対象とされた者(以下「仮拘禁犯罪人」という。)を仮に拘禁することをいう。

十 執行協力 規程第七十五条五若しくは第九九条一の規定により罰金刑(国際刑事裁判所が規程第七十条三又は第七十七条二(a)の規定により命ずる罰金をいう。以下同じ。)、没収刑(国際刑事裁判所が規程第七十七条二(b)の規定により命ずる没収をいう。以下同じ。若しくは被害回復命令(国際刑事裁判所が規程第七十五条二の規定により発する命令をいう。以下同じ。))の確定裁判の執行をすること又は規程第七十五条四若しくは第九十三条一の規定により没収刑若しくは被害回復命令のための保全をすることをいう。

十一 協力 証拠の提供、裁判上の証拠調べ、書類の送達、受刑者証人等移送、引渡犯罪人の引渡し、仮拘禁及び執行協力をいう。

十二 請求犯罪 協力引渡犯罪人の引渡し及び仮拘禁を除く。の請求において犯されたと

されている犯罪をいう。

十三 引渡犯罪 引渡犯罪人の引渡し又は仮拘禁に係る協力の請求において当該引渡犯罪人又は仮拘禁犯罪人が犯したとされている犯罪をいう。

第二章 国際刑事裁判所に対する協力

第一節 通則

(協力の請求の受理等)

第三条 国際刑事裁判所に対する協力に関する次に掲げる事務は、外務大臣が行う。

- 一 国際刑事裁判所からの協力の請求の受理
- 二 国際刑事裁判所との協議及び国際刑事裁判所に対して行うべき通報
- 三 国際刑事裁判所に対する証拠の送付及び罰金刑、没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係る財産の引渡し並びに書類の送達についての結果の通知

第四条 外務大臣は、国際刑事裁判所から協力の請求を受理したときは、請求の方式が規程に適合しないと認める場合を除き、国際刑事裁判所が発する協力請求書又は外務大臣の作成した協力の請求があつたことを証明する書面に関係書類を添付し、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。

(国際刑事裁判所との協議)

第五条 外務大臣は、国際刑事裁判所に対する協力に關し、必要に応じ、国際刑事裁判所と協議するものとする。

2 法務大臣は、国際刑事裁判所に対する協力に關し、国際刑事裁判所との協議が必要であると認めるときは、外務大臣に対し、前項の規定による協議をすることを求めるものとする。

第二節 証拠の提供等

第一款 証拠の提供

(法務大臣の措置)

第六条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、次の各号のい

ずれにも該当しないときは、次項又は第三項に規定する措置をとるものとする。

一 当該協力の請求が国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)第一条第一号に規定する共助(以下この号及び第三十九条第一項第二号において「捜査共助」という。)の要請と競合し、かつ、規程の定めるところによりその要請を優先させることができるときにおいて、当該捜査共助をすることが相当であると認めるとき。

二 当該協力の請求に応ずることにより、規程第九十八条一に規定する国際法に基づく義務に反することとなるとき。

三 当該協力の請求に応ずることにより、日本の安全が害されるおそれがあるとき。

四 請求犯罪が規程第七十条一に規定する犯罪である場合において、当該請求犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合にその行為が日本国の法令によれば罪に当たらないとき。

五 当該協力の請求に応ずることにより、請求犯罪以外の罪に係る事件で日本国の検察官、検察事務官若しくは司法警察職員によつて捜査され又は日本国の裁判所に係属しているものについて、その捜査又は裁判を妨げるおそれがあり、直ちに当該請求に応ずることが相当でないとき。

六 その他直ちに当該協力の請求に応じないことと正当な理由があるとき。

2 前項の規定により法務大臣がとる措置は、次項に規定する場合を除き、次の各号のいずれかとする。

- 一 相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を命ずること。
- 二 国家公安委員会に証拠の提供に係る協力の請求に関する書面を送付すること。
- 三 海上保安庁長官その他の刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第九十条に規

定する司法警察職員として職務を行うべき者の置かれていた国の機関の長に証拠の提供に係る協力の請求に関する書面を送付すること。

3 第一項に規定する協力の請求が裁判所、検察官又は司法警察員の保管する訴訟に関する書類の提供に係るものであるときは、法務大臣は、その書類の保管者に協力の請求に関する書面を送付するものとする。

4 法務大臣は、前二項に規定する措置その他の証拠の提供に係る協力に関する措置をとるため必要があると認めるときは、関係人の所在その他必要な事項について調査を行うことができる。

(国家公安委員会の措置)

第七条 国家公安委員会は、前条第二項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める都道府県警察に対し、関係書類を送付して、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を指示するものとする。

(協力の実施)

第八条 国際捜査共助等に関する法律第七条、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定は、第六条第一項の請求による証拠の提供に係る協力について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「第五条第一項第一号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第 号）第六條第二項第一号」と、同条第二項中「前条」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第七條」と、同条第三項中「第五条第一項第三号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第六條第二項第三号」と、同法第十三条中「この法律に特別の定めがある」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第八條において準用する第八條、第十条及び前条に規定する」と読み替えるものとする。

(虚偽の証明書の提出に対する罰則)

第九条 前条において準用する国際捜査共助等に

関する法律第八条第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）又は第四章の罪に触れるときは、これを適用しない。

(処分を終えた場合等の措置)

第十条 検事は、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、収集した証拠を送付しなければならない。第六條第二項第三号の国の機関の長が協力に必要な証拠の収集を終えたときも、同様とする。

2 都道府県公安委員会は、都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長が協力に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、国家公安委員会に対し、収集した証拠を送付しなければならない。

3 国家公安委員会は、前項の証拠の送付を受けたときは、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、これを送付するものとする。

4 第六條第三項の規定により証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた訴訟に関する書類の保管者は、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、当該書類又はその謄本を送付しなければならない。ただし、直ちにこれを送付することに支障があると認めるときは、速やかに、法務大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

(証拠の提供の場合)

第十一条 法務大臣は、前条第一項、第三項又は第四項の規定により送付を受けた証拠を国際刑事裁判所に提供する場合において、必要があると認めるときは、当該証拠の使用又は返還に関する条件を定めるものとする。

(協力をしない場合の通知)

第十二条 法務大臣は、第六條第二項第二号若しくは第三号又は第三項の規定による措置をとつ

た後において、同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当すると認めて、証拠の提供に係る協力をしないこととするときは、遅滞なく、その旨を証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた者に通知するものとする。

(外務大臣等との協議)

第十三条 法務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、外務大臣と協議するものとする。

一 第六條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することを理由として、証拠の提供に係る協力をしないこととするとき。

二 第六條第一項第五号又は第六号のいずれかに該当することを理由として、証拠の提供に係る協力をすることを留保するとき。

三 第十一條の条件を定めるとき。

2 国際捜査共助等に関する法律第十六條第二項の規定は、証拠の提供に係る協力の請求に関し法務大臣が第六條第二項各号の措置をとることとする場合について準用する。

第二款 裁判上の証拠調べ及び書類の送達

(法務大臣の措置)

第十四条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、第六條第一項各号のいずれにも該当しないときは、相当と認める地方裁判所に対し、当該協力の請求に関する書面を送付するものとする。

(裁判所の措置等)

第十五条 外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法（明治三十八年法律第六十三号）第一条第二項、第一条ノ二第一項第一号、第五号及び第六号を除く。）、第二条及び第三条の規定は、裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力について準用する。

2 前条の地方裁判所は、裁判上の証拠調べ又は

書類の送達を終えたときは、速やかに、法務大臣に対し、当該裁判上の証拠調べにより得られた証拠を送付し、又は書類の送達の結果を通知しなければならない。

(準用)

第十六條 第十二條及び第十三條第一項（第三号を除く。）の規定は、法務大臣が第十四條の規定による裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力に係る措置をとった場合について準用する。この場合において、第十二條中「同条第一項第一号」とあるのは、「第六條第一項第一号」と読み替えるものとする。

第三款 受刑者証人等移送

(受刑者証人等移送の決定等)

第十七條 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により受刑者証人等移送に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、第六條第一項第四号及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ、当該請求に應ずることが相当であると認めるときは、三十日を超えない範囲内で国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人等移送の決定をするものとする。

一 国内受刑者の書面による同意がないとき。

二 国内受刑者が二十歳に満たないとき。

三 国内受刑者の犯した罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき。

2 法務大臣は、前項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、受刑者証人等移送に関する条件を定めるものとする。

3 法務大臣は、第一項の請求に應ずることが相当でないと認めて受刑者証人等移送をしないこととするとき及び前項の条件を定めるときは、あらかじめ、外務大臣と協議するものとする。

4 国際捜査共助等に関する法律第十九條第三項の規定は、第一項の決定をした場合について準用する。

(国内受刑者の引渡しに関する措置等)

第十八條 法務大臣は、前条第四項において準用する国際捜査共助等に関する法律第十九條第三

項の規定による命令をしたときは、外務大臣に受領許可証を送付しなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による受領許可証の送付を受けたときは、直ちに、これを国際刑事裁判所に送付しなければならない。

3 第一項に規定する命令を受けた刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員は、速やかに、国内受刑者を国際刑事裁判所の指定する場所に護送し、国際刑事裁判所の指定する者であつて受領許可証を有するものに對し、当該国内受刑者を引き渡さなければならない。

4 国際捜査共助等に関する法律第二十一条及び第二十二條の規定は、前項の規定による国際刑事裁判所の指定する者に対する引渡しに係る国内受刑者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「受刑者証人移送とあるのは、」国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二條第七号に規定する受刑者証人等移送」と読み替へるものとする。

第三節 引渡犯罪人の引渡し等
第一款 引渡犯罪人の引渡し

(引渡犯罪人の引渡しの要件)

第十九條 引渡犯罪人の引渡しは、引渡犯罪が重大犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行うことができる。

一 引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき。ただし、当該事件について、国際刑事裁判所において、規程第十七條一の規定により事件を受理する旨の決定をし、又は公判手続を開始しているときは、この限りでない。

二 引渡犯罪に係る事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。ただし、当該事件について、国際刑事裁判所において、規程第十七條一の規定により事件を受理する旨の決定をし、又は有罪の判決の言渡しをしているときは、この限りでない。

三 引渡犯罪について国際刑事裁判所において

有罪の判決の言渡しがある場合を除き、引渡犯罪人が引渡犯罪を行つていないことが明らかに認められるとき。

2 引渡犯罪人の引渡しは、引渡犯罪が規程第七條一の規定する犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行うことができる。

一 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪に当たらないとき。

二 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われ、又は引渡犯罪に係る裁判が日本国の裁判所において行われたとした場合において、日本国の法令により引渡犯罪人に刑罰を科し、又はこれを執行することができないと認められるとき。

三 引渡犯罪について国際刑事裁判所において有罪の判決の言渡しがある場合を除き、引渡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行つたことを疑うに足る相当な理由がないとき。

四 引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

五 引渡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について引渡犯罪人が日本国の裁判所において刑に処せられ、その執行を終わらず、若しくは執行を受けないこととなつていないとき。

六 引渡犯罪人が日本国民であるとき。

(法務大臣の措置)

第二十條 法務大臣は、外務大臣から第四條の規定により引渡犯罪人の引渡しに係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に對し、関係書類を送付して、引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当する

かどうかについて東京高等裁判所に審査の請求をすべき旨を命ずるものとする。

一 明らかに前条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当すると認めるとき。

二 当該協力の請求が逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第三條に規定する逃亡犯罪人の引渡しに請求又は同法第二十三條第一項に規定する犯罪人を仮に拘禁することの請求と競合し、かつ、規程の定めるところによりこれらの請求を優先させることができる場合において、当該逃亡犯罪人の引渡し又は犯罪人を仮に拘禁することが相当であると認めるとき。

三 当該協力の請求に応ずることにより、規程第九十八條に規定する国際法に基づく義務又は国際約束に基づく義務に反することとなるとき。

四 当該協力の請求に応ずることにより、引渡犯罪以外の罪に係る事件で日本国の検察官、檢察事務官若しくは司法警察職員によつて捜査されているもの又は引渡犯罪以外の罪に係る事件(引渡犯罪人以外の者が犯したものに限り、)で日本国の裁判所に係属しているものについて、その捜査又は裁判を妨げるおそれがあり、直ちに当該請求に応ずることが相当でないと認めるとき。

五 その他直ちに当該協力の請求に応じないことと正当な理由があるとき。

2 法務大臣は、前項の規定による命令その他引渡犯罪人の引渡しに関する措置をとるため必要であると認めるときは、引渡犯罪人の所在その他必要な事項について調査を行うことができる。

(引渡犯罪人の拘禁)

第二十一條 東京高等検察庁検事長は、前条第一項の規定による命令を受けたときは、引渡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等

裁判所の裁判官があらかじめ発する拘禁許可状により、引渡犯罪人を拘禁させなければならない。

2 逃亡犯罪人引渡法第五條第二項及び第三項、第六條並びに第七條の規定は、前項の拘禁許可状による引渡犯罪人の拘禁について準用する。この場合において、同法第五條第三項中「請求国の名称、有効期間」とあるのは、「有効期間」と読み替へるものとする。

(審査の請求)

第二十二條 東京高等検察庁の検察官は、第二十一條第一項の規定による命令があつたときは、引渡犯罪人の現在地が分らない場合を除き、速やかに、東京高等裁判所に對し、引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

2 逃亡犯罪人引渡法第八條第一項後段、第二項及び第三項の規定は、引渡犯罪人の引渡しに係る前項の審査の請求について準用する。

(東京高等裁判所の審査)

第二十三條 東京高等裁判所は、審査の結果に基づいて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 前条第一項の審査の請求が不適法であるとき 却下する決定

二 引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するとき その旨の決定

三 引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当しないとき その旨の決定

2 逃亡犯罪人引渡法第九條の規定は前条第一項の審査の請求に係る東京高等裁判所の審査について、同法第十條第二項及び第三項の規定は前項の決定について、同法第十一條の規定は第二十一條第一項の規定による命令の取消しについて、同法第十二條の規定は引渡犯罪人の釈放について、同法第十三條の規定は当該審査に係る裁判書の謄本について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九條第三項ただし書中「次条第一項第一号又は第二号」とあるのは「国

際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第 号)第二十三条第一項第一号又は第三号」と、同法第二十一条第一項第三号の「とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四号の」と、「請求国」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「受け、又は第三条第二号に該当するに至つた」とあるのは「受け」と、同条第二項中「第四条第一項の」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十條第一項の」と、「第四条第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、「第八条第三項」とあるのは「同法第二十二條第二項において準用する第八条第三項」と、同法第十二条中「第十条第一項第一号若しくは第二号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十三條第一項第一号若しくは第三号」と読み替へるものとする。

(審査手続の停止)

第二十四条 東京高等裁判所は、前条第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第九条の審査において、引渡犯罪人から、引渡犯罪に係る事件が外国の裁判所に係属すること又は当該事件について外国の裁判所において確定判決を経たことを理由として、当該引渡犯罪人の引渡しを認められない旨の申立てがされた場合には、国際刑事裁判所において当該事件につき規程第十七条の規定により事件を受理するかどうかが決定されるまでの間、決定をもって、審査の手続を停止することができる。

2 東京高等検察庁検事長は、前項の申立てがあつたときは、速やかに、法務大臣に対し、その旨の報告をしなければならない。

3 法務大臣は、前項の報告を受けたときは、外務大臣に対し、第一項の申立てがあつた旨の通知をするものとする。

4 外務大臣は、前項の通知を受けたときは、国際刑事裁判所に対し、第一項の申立てがあつた旨の通報をするともに、引渡犯罪につき規程第十七条の規定による事件を受理するかどうか

かの決定に関し、国際刑事裁判所と協議するものとする。

5 東京高等検察庁の検察官は、第一項の規定により審査の手続が停止された場合において、必要と認めるときは、引渡犯罪人の拘禁の停止をすることができ、この場合において、必要と認めるときは、当該引渡犯罪人を親族その他の者に委託し、又は当該引渡犯罪人の住居を制限するものとする。

6 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による拘禁の停止がされている場合において、国際刑事裁判所において引渡犯罪につき規程第十七条の規定により事件を受理する旨の決定があつたときは、その拘禁の停止を取り消さなければならぬ。

7 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

8 第一項の規定により審査の手続が停止された場合における前条第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第九条第一項の規定の適用については、同項中「二箇月」とあるのは、「二箇月(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十四條第一項の規定により審査の手続が停止された期間を除く。）」とする。

(引渡犯罪人の引渡しに関する法務大臣の命令等)

第二十五条 法務大臣は、第二十三條第一項第二号の決定があつた場合において、第二十二條第一項第二号から第五号までのいづれにも該当しないことを認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し引渡犯罪人の引渡しを命ずるとともに、引渡犯罪人にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該引渡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されているときは、その引渡しの場合、当該決定があつた日から十日以内にしなければならない。

2 法務大臣は、前項に規定する決定があつた場

合において、第二十二條第一項第二号又は第三号のいづれかに該当すると認めるときは、直ちに東京高等検察庁検事長及び引渡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の釈放を命じなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による命令があつたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人を釈放しなければならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する決定があつた場合において、第二十二條第一項第四号又は第五号のいづれかに該当すると認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し、その旨を通知するとともに、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の拘禁の停止をするよう命じなければならない。

5 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による拘禁の停止の命令があつたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の拘禁の停止をしなければならない。この場合においては、前条第五項後段の規定を準用する。

6 法務大臣は、第四項の規定による拘禁の停止の命令をした後において、第二十二條第一項第四号及び第五号のいづれにも該当しないこととなつたときは、第一項の規定による引渡しを命ずるものとする。

7 東京高等検察庁の検察官は、前項の引渡しの場合、命令があつたときは、第五項の規定による拘禁の停止を取り消さなければならない。

8 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

(引渡犯罪人の引渡しの場合の延期)

第二十六条 法務大臣は、前条第一項に規定する場合(引渡犯罪が重大犯罪である場合に限る。)において、次の各号のいづれかに該当し、かつ、直ちに引渡犯罪人の引渡しをすることが相

当でないとき認めるときは、同項の規定にかかわらず、その引渡しを延期することができる。

一 引渡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき。

二 前号に規定する事件について、引渡犯罪人が日本国の裁判所において刑に処せられ、その執行を終わらず、又は執行を受けないこととなつていないとき。

2 法務大臣は、前項の規定により引渡犯罪人の引渡しを延期するとき、東京高等検察庁検事長に対し、その旨を通知するとともに、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の拘禁の停止をするよう命じなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による命令があつたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の拘禁の停止をしなければならない。この場合においては、第二十四條第五項後段の規定を準用する。

4 法務大臣は、第二項の規定による拘禁の停止の命令をした後において、第一項各号のいづれにも該当しないこととなつたとき、又は当該引渡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認める事由がなくなつたときは、東京高等検察庁検事長に対し、前条第一項の規定による引渡しを命ずるものとする。

5 東京高等検察庁の検察官は、前項の引渡しの場合、命令があつたときは、第三項の規定による拘禁の停止を取り消さなければならない。

6 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

(拘禁が困難な場合における拘禁の停止及びその取消)

第二十七条 東京高等検察庁の検察官は、拘禁許可状により拘禁されている引渡犯罪人の申立てにより又は職権で、拘禁によつて著しく引渡犯罪人の健康を害するおそれがあるときその他拘

禁を継続することが困難であると認めるときは、当該引渡犯罪人の拘禁の停止をすることができる。

2 東京高等検察庁検事長は、前項の申立てがあつたとき又は東京高等検察庁の検察官が職権で拘禁の停止をしようとするときは、法務大臣に対し、その旨の報告をしなければならない。

3 法務大臣は、前項の報告を受けたときは、外務大臣に対し、その旨の通知をするものとする。

4 外務大臣は、前項の通知を受けたときは、国際刑事裁判所に対し、引渡犯罪人の拘禁の停止に関する意見を求めるものとする。

5 東京高等検察庁の検察官は、第一項の規定により拘禁の停止をするかどうかの判断に当たっては、前項の意見を尊重するものとする。ただし、急速を要し、当該意見を聴くいとまがないときは、これを待たないで当該拘禁の停止をすることができる。

6 第二十四条第五項後段の規定は、第一項の規定により拘禁の停止をする場合について準用する。

7 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、いつでも、第一項の規定による拘禁の停止を取り消すことができる。

8 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

(拘禁の停止中の失効)

第二十八條 次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四條第五項、第二十五條第五項、第二十六條第三項又は前条第一項の規定により停止されている拘禁は、その効力を失う。

一 引渡犯罪人に対し、第二十三條第一項第一号又は第三号の決定の裁判書の謄本が送達されたとき。

二 引渡犯罪人に対し、第二十三條第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第十一条第二

項の規定による通知があつたとき。

三 引渡犯罪人に対し、第二十五條第二項の規定により法務大臣から第二十二條第一項第二号又は第三号のいずれかに該当する旨の通知があつたとき。

(引渡犯罪人の引渡し期限)

第二十九條 第二十五條第一項の規定による命令に基づく引渡犯罪人の引渡しは、当該命令の日(拘禁の停止がされているときは、当該拘禁の停止の取消しにより引渡犯罪人が拘禁された日)から三十日以内にしなければならない。

2 第二十五條第一項の規定による命令があつた後に第二十七條第一項の規定により拘禁の停止がされた場合における前項の規定の適用については、当該拘禁の停止がされていた期間は、同項の期間に算入しないものとする。

(外務大臣との協議)

第三十條 法務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、外務大臣と協議するものとする。

一 第二十二條第一項第一号(第十九條第一項に係る部分に限る。)に該当することを理由として、第二十二條第一項の規定による命令を留保するとき。

二 第二十二條第一項第二号又は第三号のいずれかに該当することを理由として、引渡犯罪人の引渡しに係る協力をしないこととするとき。

三 第二十二條第一項第四号又は第五号のいずれかに該当することを理由として、同項の規定による命令を留保し、又は第二十五條第四項の規定による措置をとるとき。

四 第二十六條第一項の規定により引渡犯罪人の引渡しの命令を延期するとき。

(引渡犯罪人の引渡しに関する措置)

第三十一條 逃亡犯罪人引渡法第十六條第一項から第三項まで、第十七條第一項、第十八條及び第十九條の規定は、第二十五條第一項の規定による引渡しの命令に係る引渡犯罪人の引渡しに

ついて準用する。この場合において、同法第十八條中「前条第五項又は第二十二條第六項の規定による報告」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十五條第八項、第二十六條第六項又は第二十七條第八項において準用する第二十二條第六項の規定による報告(同法第二十七條第八項において準用する場合にあつては、同法第二十五條第一項の規定による引渡しの命令があつた後に拘禁の停止の取消しがされた場合における報告に限る。)」と、同法第十九條中「請求国」とあるのは「国際刑事裁判所」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する逃亡犯罪人引渡法第十六條第一項の引渡状及び同条第三項の受領許可状には、引渡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡しの場所、引渡しの期限及び発付の年月日並びに国際刑事裁判所の言い渡した拘禁刑の執行中に逃亡した引渡犯罪人の引渡しにあつては国際刑事裁判所が引渡先として指定する外国の名称を記載し、法務大臣が記名押印しなければならない。

第三十二條 前条第一項において準用する逃亡犯罪人引渡法第十七條第一項の規定による指揮を受けた刑事施設の長又はその指名する刑事施設に職員は、引渡犯罪人を、引渡状に記載された引渡しの場所に護送し、国際刑事裁判所の指定する者であつて受領許可状を有するものに引き渡さなければならない。

第三十三條 前条の規定により引渡犯罪人の引渡しを日本国内において受けた者は、速やかに、当該引渡犯罪人を国際刑事裁判所又は第三十一條第二項に規定する引渡先として指定された外国に護送するものとする。

第二款 仮拘禁

(仮拘禁の命令)

第三十四條 法務大臣は、外務大臣から第四條の規定により仮拘禁に係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、第二十二條第一項各号(第一号については、第十九條第一項第三号に

係る部分を除く。)のいずれかに該当すると認める場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、仮拘禁をすべき旨を命じなければならない。

(仮拘禁に関する措置)

第三十五條 東京高等検察庁検事長は、前条の規定による命令を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する仮拘禁許可状により、仮拘禁犯罪人を拘禁せなければならない。

2 逃亡犯罪人引渡法第五條第二項及び第三項、第六條並びに第七條の規定は前項の仮拘禁許可状による仮拘禁犯罪人の拘禁について、同法第二十六條の規定は仮拘禁許可状により拘禁されている仮拘禁犯罪人の釈放について、同法第二十七條の規定は仮拘禁許可状が発せられている仮拘禁犯罪人について第二十二條第一項の規定による命令があつた場合について、同法第二十八條の規定は前条に規定する書面の送付があつた後に国際刑事裁判所から仮拘禁犯罪人の引渡し

の請求をしない旨の通知があつた場合について、同法第二十九條の規定は仮拘禁許可状により拘禁されている仮拘禁犯罪人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五條第三項中「請求国の名称、有効期間」とあるのは「有効期間」と、同法第二十六條第一項中「第三條の規定による引渡しの請求に関する」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十二條第一項に規定する」と、「第四條第一項各号」とあるのは「同項各号」と、同法第二十七條第三項中「第八條第一項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十二條第二項において準用する第八條第一項後段」と、同法第二十九條中「拘束された日から二箇月(引渡条約に二箇月より短い期間の定めがあるときは、その期間)」とあるのは「拘束された日の翌日から六十日」と読み替えるものとする。

3 東京高等検察庁の検察官は、仮拘禁許可状により拘禁されている仮拘禁犯罪人の申立てによ

それが、直ちに当該請求に応ずることが相当でない」と認めること。

その他直ちに執行協力の請求に応じないことに正当な理由があるとき。

法務大臣は、次の各号のいずれかに該当する

場合には、あらかじめ、外務大臣と協議するものとする。

一 前項第二号又は第三号のいずれかに該当することを理由として、執行協力を係る協力をしないこととするとき。

二 前項第一号(前条第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第四号又は第五号のいずれかに該当することを理由として、前項の規定による命令を留保するとき。

3 第六条第四項の規定は、第一項の規定による命令その他執行協力に関する措置をとる場合について準用する。

(検事の措置及び審査の請求)

第四十条 前条第一項の規定による命令を受けた検事は、その庁の検察官に執行協力に必要な措置をとらせ、執行協力の実施に係る財産を保管しなければならない。

2 前項の検察官は、執行協力の請求が罰金刑、没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、裁判所に対し、執行協力をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。この場合において、当該請求が被害回復命令の確定裁判の執行に係るものであるときは、当該被害回復命令の内容及び性質を考慮し、これが日本の法令によれば没収又は追徴の確定裁判のいずれに相当するかについて、意見を付さなければならない。

(裁判所の審査等)

第四十一条 裁判所は、審査の結果に基づいて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 前条第二項の審査の請求が不適法であるとき 却下する決定

二 執行協力の請求に係る確定裁判の全部又は一部について執行協力をすることができる場合に該当するとき その旨の決定

三 執行協力の請求に係る確定裁判の全部について執行協力をすることができる場合に該当

しないとき その旨の決定

2 裁判所は、被害回復命令の確定裁判に係る執行協力の請求について、前項第二号に定める決定をするときは、当該被害回復命令の内容及び性質に応じ、当該確定裁判が日本国の法令によれば没収又は追徴の確定裁判のいずれに相当するかを示さなければならない。

3 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める決定をするときは、滅失、毀損その他の事由により当該確定裁判を執行することができない場合にこれに代えて当該確定裁判を受けた者から追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。被害回復命令の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、同号に定める決定をする場合において、前項の規定により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときも、同様とする。

4 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める決定をする場合において、請求犯罪につき日本国において刑罰を科すとした場合において日本国の法令によれば当該請求に係る財産が没収の裁判をすることができるときは、当該請求に係る財産に当るものとして没収の裁判を認めるとき(当該請求に係る財産が、請求犯罪に係る行為によりその被害を受けた者から得た財産である場合には、その者又はその一般承継人に帰属することを理由として没収の裁判をすることができるときを指す)は、その旨及び当該確定裁判の執行に代えて当該確定裁判を受けた者から追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。

5 裁判所は、被害回復命令の確定裁判に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める決定をする場合(第二項の規定により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときに限る。において、請求犯罪につき日本国において刑罰を科すとした場合において日本国

の法令によれば当該請求に係る財産が没収の裁判をすることができるときは、第一項第二号に定める決定をすることができない。被害回復命令に係る行為によりその被害を受けた者から得た財産であつて、被害回復命令によりその者又はその一般承継人に返還すべきものである場合には、それらの者に帰属することを理由として没収の裁判をすることができるときを指す)は、その旨及び当該確定裁判の執行に代えて当該確定裁判を受けた者から追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。

6 裁判所は、没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、第一項第二号に定める決定をする場合において、当該確定裁判に係る目的とされている財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該確定裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認めるときは、その旨及び当該確定裁判の執行に代えて当該確定裁判を受けた者から追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。被害回復命令の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、同号に定める決定をする場合(第二項の規定により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときに限る。において、同様とする。

7 前条第二項の規定による審査に関しては、没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、当該請求に係る財産を有し若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこれらの財産若しくは権利について没収刑のための保全がされる前に強制競売の開始決定、強制執行による差押え若しくは仮差押えの執行がされている場合における差押債権者若しくは仮差押債権者が、当該審査請求事件の手続への

参加を許されていないときは、第一項第二号に定める決定をすることができない。被害回復命令の確定裁判であつてその内容及び性質を考慮して日本国の法令によれば没収の確定裁判に相当すると認めるものに係る同号に定める決定についても、同様とする。

8 組織的犯罪処罰法第五十九条第三項及び第六十二条第三項の規定は没収刑の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について第一項第二号に定める決定をする場合(被害回復命令の確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、同号に定める決定をする場合において、第二項の規定により当該確定裁判が没収の確定裁判に相当する旨を示すべきときを含む。において、同条第五項及び第七項から第九項までの規定は執行協力の請求に係る前条第二項の規定による審査について、組織的犯罪処罰法第六十三条の規定は前条第二項の審査の請求に係る決定に対する抗告について、それぞれ準用する。

(執行協力の実施に関する決定の効力等)

第四十二条 次の各号に掲げる確定裁判の執行に係る執行協力の請求について、前条第一項第二号に定める決定が確定したときは、当該確定裁判は、執行協力の実施に関しては、それぞれ、当該各号に定める日本国の裁判所が言い渡した確定裁判とみなす。

一 罰金刑の確定裁判 罰金の確定裁判

二 没収刑及び前条第二項の規定により没収の確定裁判に相当する旨が示された被害回復命令の確定裁判(次号に掲げるものを除く。)

没収の確定裁判

三 没収刑又は前条第二項の規定により没収の確定裁判に相当する旨が示された被害回復命令であつて、同条第四項から第六項までの規定により追徴すべき日本円の金額が示されたものの確定裁判 追徴の確定裁判

四 前条第二項の規定により追徴の確定裁判に相当する旨が示された被害回復命令の確定裁判 追徴の確定裁判

2 前項第二号に掲げる確定裁判についての執行協力を実施する場合において、その没収刑又は被害回復命令の目的とされている財産について、滅失、毀損その他の事由により当該確定裁判を執行することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該確定裁判は、これを受けた者から前条第三項の規定により示された金額を追徴する旨の日本の裁判所が言い渡した確定裁判とみなす。

3 検察官は、第一項第二号に掲げる確定裁判についての執行協力の実施に係る財産で、国際刑事裁判所への送付に適さないものについては、これを売却することができる。この場合において、その代価は、当該確定裁判についての執行協力の実施に係る財産とみなす。

4 検事は、罰金刑、没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行に係る執行協力の実施を終えたときは、速やかに、その執行協力の実施に係る財産を法務大臣に引き渡さなければならない。

5 組織的犯罪処罰法第六十五条の規定は、第一項に規定する執行協力の請求に係る前条第一項第二号に定める決定の取消しについて準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第六十五条第二項中「没収」とあるのは「罰金、没収」と、同条第三項中「第六十三条」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第 号）第四十一条第八項において準用する第六十三条」と読み替えるものとする。

（没収保全の請求）

第四十三条 検察官は、執行協力の請求が、没収刑のための保全に係るものであるとき、又は被害回復命令のための保全に係るものであつてその内容及び性質を考慮して日本国の法令によれば没収の保全に相当するものであると認めるときは、裁判官に、没収保全命令を発して当該請求に係る財産についてその処分を禁止することを請求しなければならない。この場合において、

て、検察官は、必要と認めるときは、附帯保全命令を発して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。

2 第四十条第二項の審査の請求があつた後は、前項の没収刑又は被害回復命令のための保全に関する処分は、その審査の請求を受けた裁判所が行う。

（没収保全命令）

第四十四条 裁判所又は裁判官は、前条第一項前段の規定による請求を受けた場合において、第三十八条第一項各号及び第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、没収保全命令を発して、当該請求に係る財産について、この節の定めるところにより、その処分を禁止するものとする。

2 裁判所又は裁判官は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収刑の執行によつて消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつてその執行のため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、附帯保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止することができる。

3 組織的犯罪処罰法第二十二條第三項、第四項及び第六項並びに第二十三條第六項の規定は、第一項の没収保全命令又は前項の附帯保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十二條第三項中「被告人」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十条第十号に規定する没収刑又は被害回復命令の裁判を受けるべき者」と、「公訴事実」とあるのは「同条第十二号に規定する請求犯罪」と、同条第四項中「第一項若しくは第二項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十四条第一項若しくは第二項」と、組織的犯罪処罰法第二十三條第六項中「第一項

又は第四項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

4 第一項の没収保全命令又は第二項の附帯保全命令については、国際刑事裁判所において規程第六十一条に規定する審理が行われる前であつても、これを行うことができる。

5 組織的犯罪処罰法第二十三條第七項及び第六十八条の規定は、前項の場合における没収保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十三條第七項中「公訴の提起があつた」とあるのは「国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条に規定する審理が開始された」と、「被告人」とあるのは「当該審理の対象とされる者」と、組織的犯罪処罰法第六十八条第一項中「没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十条第十号に規定する没収刑又は被害回復命令のための保全に係る同号に規定する執行協力の請求が国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条に規定する審理が開始されていない」と、「要請国」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「公訴が提起された」とあるのは「当該審理が開始された」と、同条第二項中「要請国」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「公訴を提起できない」とあるのは「国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条に規定する審理を行うことができない」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する組織的犯罪処罰法第六十八条第二項の規定による更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。

（追徴保全の請求）

第四十五条 検察官は、執行協力の請求が、被害回復命令のための保全に係るものであつてその内容及び性質を考慮して日本国の法令によれば追徴の保全に相当するものであると認めるときは、裁判官に、追徴保全命令を発して被害回復命令の裁判を受けるべき者に対しその財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の被害回復命令のための保全に関する処分について準用する。

（追徴保全命令）

第四十六条 裁判所又は裁判官は、前条第一項の規定による請求を受けた場合において、第三十八条第一項各号及び第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、追徴保全命令を発して、被害回復命令の裁判を受けるべき者に対して、その財産の処分を禁止するものとする。

2 組織的犯罪処罰法第二十二條第四項、第二十三條第六項及び第四十二條第二項から第四項までの規定は、前項の追徴保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十二條第四項中「第一項若しくは第二項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十六条第一項」と、組織的犯罪処罰法第二十三條第六項中「第一項又は第四項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十五條第一項」と、組織的犯罪処罰法第四十二條第三項及び第四項中「被告人」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十条第十号に規定する被害回復命令の裁判を受けるべき者」と、同項中「公訴事実」とあるのは「同条第十二号に規定する請求犯罪」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十七条 この節に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については組織的犯罪処罰法第三章、第四章（第二十二條、第二十三條、第三十二條、第三十三條、第四十二條、第四十三條、第四十七條及び第四十八條を除く。）及び第六十九條から第七十二條まで、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。）、

刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法昭和三十一年法律第百二十八号の規定を、執行協力の請求を受理した場合における措置については逃亡犯罪人引渡法第八條第二項並びに第十一條第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

(政令への委任)

第四十八條 この節に定めるもののほか、没収保全命令による処分禁止と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。

第五節 雜則

(通過護送の承認)

第四十九條 外務大臣は、國際刑事裁判所から通過護送(外國の官憲又は國際刑事裁判所の指定する者(次條において「外國官憲等」という。))が規程第八十九條一の規定による引渡しの対象となる者(次條において「引渡対象者」という。))を日本国内を通過して護送することをいう。次條において同じ。の承認の請求があつたときは、請求の方式が規程に適合しないと認める場合を除き、これを承認するものとする。

(護送中の着陸があつた場合の措置)

第五十條 警察官又は入國警備官は、外國官憲等が護送(前條の規定による承認を受けた通過護送を除く。))中の引渡対象者が搭乗する航空機が天候その他やむを得ない理由により日本国内に着陸した場合において、当該引渡対象者を発見したときは、外國官憲等に引き渡すため、これを拘束することができる。

2 入國警備官は、前項の規定により引渡対象者を拘束したときは、これを直ちに警察官に引き渡すものとする。この場合において、警察官は、当該引渡対象者を引き続き拘束することができる。

3 前二項の規定による引渡対象者の拘束は、着陸の時から九十六時間を超えて行うことができない。

4 第一項の規定により引渡対象者を拘束した警察官又は第二項の規定により引渡対象者の引渡しを受けた警察官は、外務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

5 外務大臣は、前項の通知を受けたときは、國際刑事裁判所に対し、引渡対象者を拘束した旨を通報するものとする。

6 外務大臣は、國際刑事裁判所から前條の通過護送の承認の請求を受理したときは、第四項の警察官に対し、その旨を通知するものとする。

7 第三項に規定する期間内に前條の通過護送の承認の請求が受理された場合には、警察官は、同項の規定にかかわらず、引渡対象者の護送を行う外國官憲等に引渡対象者を引き渡すまでの間、当該引渡対象者を引き続き拘束することができる。ただし、外務大臣から当該通過護送の承認をしない旨の通知を受けた場合には、その拘束を続けることができない。

8 警察官は、第三項又は前項の規定により引渡対象者の拘束を続けることができなくなつたときは、これを入國警備官に引き渡すものとする。

9 前各項に定めるもののほか、警察官による引渡対象者の拘束に関する手続について必要な事項は、國家公安委員會規則で定める。

(最高裁判所規則)

第五十一條 この章に定めるもののほか、証拠の提供に関する令状の発付、証人尋問及び不服申立てに関する手続、引渡犯罪人の引渡し及び仮拘禁に関する裁判所の審査及び令状の発付に関する手続並びに執行協力に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三章 國際刑事警察機構に対する措置

第五十二條 國家公安委員會は、國際刑事裁判所から國際刑事警察機構を通じて管轄刑事事件の捜査に関する措置の請求を受けたときは、第六條第一項第四号に該当する場合を除き、次の各号のいずれかの措置をとることができる。

一 相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。

二 第六條第二項第三号の國の機関の長に当該措置の請求に関する書面を送付すること。

三 國際捜査共助等に関する法律第十八條第三項から第八項までの規定は、前項に規定する請求に係る措置について準用する。この場合において、同條第四項中「同項第二号」とあり、及び同條第七項中「第一項第二号」とあるのは「國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第五十二條第一項第二号」と、同條第六項中「第一項第一号」とあるのは「國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第五十二條第一項第一号」と読み替えるものとする。

第四章 國際刑事裁判所の運営を害する罪

(証拠隠滅等)

第五十三條 他人の管轄刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 犯人の親族が犯人の利益のために前項の罪を犯したときは、その刑を免除することができる。

(証人等威迫)

第五十四條 自己若しくは他人の管轄刑事事件の捜査若しくは裁判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、その事件に関し、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(証人等買収)

第五十五條 自己又は他人の管轄刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をする、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等)

第五十六條 規程が定める罪に当たる行為が、団体(共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体という。以下この項において同じ。)により反復して行われるものをいう。次項において同じ。の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について前三條(第五十三條第二項を除く。次項において同じ。))のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 規程が定める罪が、団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。))を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で犯された場合において、その罪に係る管轄刑事事件について前三條のいずれかに該当する行為をした者も、前項と同様とする。

(偽証等)

第五十七條 規程第六十九條一に定めるところに従つて宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、その証言をした管轄刑事事件について、その裁判が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

3 國際刑事裁判所における手続に従つて宣誓した鑑定人、通訳人又は翻譯人が虚偽の鑑定、通訳又は翻譯をしたときは、前二項の例による。

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第五十八條 國際刑事裁判所の裁判官、檢察官その他の職員(以下「國際刑事裁判所職員」という。))が、その職務に関し、賄賂を受受し、又は

その要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 国際刑事裁判所職員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、国際刑事裁判所職員となつた場合において、五年以下の懲役に処する。

(第三者供賄)

第五十九条 国際刑事裁判所職員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重賄賂及び事後収賄)

第六十条 国際刑事裁判所職員が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 国際刑事裁判所職員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關し、賄賂を受受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 国際刑事裁判所職員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(あつせん収賄)

第六十一条 国際刑事裁判所職員が請託を受け、他の国際刑事裁判所職員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあつせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(没収及び追徴)

第六十二条 犯人又は情を知つた第三者が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収

することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄)

第六十三条 第五十八条から第六十一条までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(職務執行妨害及び職務強要)

第六十四条 国際刑事裁判所職員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 国際刑事裁判所職員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(国民の国外犯)

第六十五条 この章の罪は、刑法第三条の例に従う。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、規程が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第五十五条及び第五十六条(第五十五条に該当する行為に係る部分に限る。)の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に犯された請求犯罪又は引渡犯罪に係る協力の請求については、第二章の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、適用しない。

一 国際刑事裁判所が規程第十三条(b)の規定により管轄権を行使するとき。

二 当該請求犯罪又は引渡犯罪が、規程の締約国である外国について規程が効力を生じた後に、当該外国若しくはその国籍を有する船舶若しくは航空機内で犯され、又は当該外国の国籍を有する者により犯されたものであるとき。

三 当該請求犯罪又は引渡犯罪が、規程第十二条3の規定により当該請求犯罪若しくは引渡犯罪について国際刑事裁判所の管轄権の行使を受諾した国の国内若しくはその国籍を有する船舶若しくは航空機内で犯され、又は当該国の国籍を有する者により犯されたものであるとき。

2 前項の規定は、国際刑事警察機構を通じて管轄刑事事件の捜査に関する措置の請求に係る第三章の規定の適用について準用する。

(逃亡犯罪人引渡法の一部改正)

第三条 逃亡犯罪人引渡法の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 法務大臣は、第一項の規定による命令その他逃亡犯罪人の引渡しに関する措置をとるため必要があると認めるときは、逃亡犯罪人の所在その他必要な事項について調査を行うことができる。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第四条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「第二十五条第一項又は「を」第二十五条第一項、」に改め、「第二十五条第一項」の下に「又は国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第 号)第二十一条第一項若しくは第三十五条第一項」を加える。

理由

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結に伴い、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のための手続規定及び国際刑事裁判所における偽証等その運営を害する行為についての

罰則を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年四月六日印刷

平成十九年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D